

令和5年度 包括外部監査の結果に関する報告書

固定資産台帳の整備に係る内部統制と
その情報の活用の状況について

令和6年3月

千葉市包括外部監査人

公認会計士 山崎 聡一郎

目次

I	外部監査の概要	1
第1章	外部監査の概要	2
1.	外部監査の種類	2
2.	選定した特定の事件	2
(1)	事件名	2
(2)	特定の事件の選定理由	2
3.	外部監査の方法	4
(1)	監査の要点	4
(2)	主な監査手続	5
4.	監査の対象	6
(1)	監査の対象部局	6
(2)	監査対象期間	6
5.	外部監査の実施期間	6
6.	包括外部監査人補助者の氏名及び主な資格等	7
7.	利害関係	7
第2章	総括的所見と監査の結果の概要	8
1.	総括的所見	8
2.	監査の結果（指摘事項及び意見）の一覧・件数	9
II	固定資産台帳の概要	12
第1章	地方公共団体における固定資産台帳の概要	13
1.	固定資産台帳の位置付け	13
2.	地方公会計における固定資産台帳の意義	14
(1)	地方公会計における固定資産台帳の整備の経緯	14
(2)	地方公会計における固定資産台帳の特徴	16
(3)	固定資産台帳と公有財産台帳等との相違点	17
3.	地方公会計における固定資産台帳の作成方法	18
(1)	固定資産台帳の記載項目	18
(2)	固定資産台帳の要件	20
(3)	資産の評価	27
4.	地方公会計における固定資産台帳の活用方法	28
III	千葉市の地方公会計の固定資産台帳	29
第1章	千葉市の統一的基準による財務書類と固定資産台帳の関係	30
1.	千葉市の統一的基準による財務書類の対象範囲	30
2.	財務書類における固定資産関連情報	32

第2章 固定資産台帳の更新に係る内部統制	36
1. 固定資産台帳の更新	36
(1) 固定資産台帳の作成・管理の所管	36
(2) 固定資産台帳の更新手順	37
(3) 固定資産台帳増減調査票	38
(4) 固定資産の実在性・網羅性の確認	45
(5) 新しい施設マネジメントシステムの導入	46
2. 公有財産台帳等の更新	48
3. 監査の結果	59
(1) 固定資産台帳の更新作業	59
(2) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（土地・建物）	64
(3) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（無形固定資産）	65
(4) 固定資産台帳と資産データベースの登録情報との整合性	67
(5) 固定資産台帳の更新に関する業務の委託	68
(6) 減損会計の適用	70
第3章 固定資産台帳の内容の点検	72
1. 固定資産台帳の内容の点検の意義	72
2. 監査の結果	73
(1) 固定資産台帳の要件	73
(2) 固定資産台帳の登録内容の正確性	81
(3) 固定資産の実在性・網羅性	86
(4) 固定資産の取得原価	92
(5) 所有外資産の管理	99
第4章 固定資産台帳の活用	101
1. 固定資産台帳の活用により期待されること	101
(1) 総務省の取組	101
(2) 千葉市の取組	105
2. 将来の施設更新必要額の推計での活用	106
3. 資産マネジメント（資産カルテによる見える化）	108
4. 資産マネジメント（資産の総合評価）	112
5. 未利用財産管理への活用	115
6. 適正な受益者負担の算定への活用	116
7. 監査の結果	117
(1) 固定資産台帳の公表	117
(2) 売却可能資産	119
(3) 長期未利用財産の利活用の促進	121
(4) 使用料の算定	126

IV 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳	129
第1章 総論	130
1. 公営企業会計における固定資産台帳の概要	130
(1) 固定資産台帳の位置付け	130
(2) 固定資産台帳の記載項目	130
(3) 地方公会計（統一的な基準）と公営企業会計における固定資産台帳の相違	131
(4) 固定資産台帳の活用	134
第2章 病院事業会計	137
1. 財務諸表における固定資産関連情報	137
2. 固定資産台帳の更新手順	139
3. 監査の結果	141
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性	141
(2) 固定資産の現物確認	143
第3章 水道事業会計	153
1. 財務諸表における固定資産関連情報	153
2. 固定資産台帳の更新手順	155
3. 監査の結果	160
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性	160
(2) 耐用年数	160
(3) 残存価額の設定	161
(4) リース会計の適用	162
(5) 固定資産の現物確認	163
(6) 取得原価	165
(7) 建設仮勘定の資産性	165
(8) 売却・除却資産の処理	165
第4章 下水道事業会計	166
1. 財務諸表における固定資産関連情報	166
2. 固定資産台帳の更新手順	168
3. 監査の結果	172
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性	172
(2) 固定資産の取得日	172
(3) 固定資産の現物確認	173

(注) 本報告書における記載内容の留意点

1. 端数処理について

金額は原則として単位未満を四捨五入して表示している。
報告書中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 本報告書の「監査の結果」における「指摘」と「意見」について

本報告書では、「監査の結果」を「指摘」と「意見」に区別して記載している。
特に、地方公会計における発見事項については、局所的に誤りを発見する都度、固定資産台帳を修正することは費用対効果として有効ではないため、誤りがあったことをもって一律に「指摘」とするのではなく、大局的な視点から、内容の重要性、「事実」に基づく誤りなのか、「判断」に基づく誤りなのか、今の細かな誤りを直すことより今後同様の誤りを起こさないための仕組み化を検討するのか等によって、区分を使い分けている。

指摘	法令や条例等への遵法性からは是正すべきもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から、市において、対応が必須と判断した事項である。
意見	住民への説明責任上、又は、行政運営上の改善のため、市において、対応が望ましい又は検討すべきと判断した事項、若しくは、参考となる提言等である。

3. 千葉市の固定資産台帳の適正性・正確性等についていかなる保証をするものではない点について

包括外部監査は、指摘型監査であり、いわゆる「我が国において一般に公正妥当と認められた監査の基準」に従って実施する財務情報の保証型監査ではない

本報告書では、固定資産台帳の整備に関する内部統制や固定資産台帳を監査の対象として、内部統制の整備・運用状況の把握や、固定資産台帳の一部を点検したうえで、監査の結果を記載している。記載した監査の結果は、あくまでも包括外部監査人が手続を実施した範囲において発見した事項について述べるものであり、千葉市の固定資産台帳に関する全ての問題点を網羅するものではない。また、内部統制の有効性や固定資産台帳の適正性を独立した第三者の立場から保証するものではない。

報告書の利用者はこの点について、十分に理解する必要がある。

【凡例】

研究会報告書	総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日)
地方公会計マニュアル	総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(令和元年8月)

I 外部監査の概要

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 事件名

固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

(2) 特定の事件の選定理由

地方公共団体は「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号）に基づき、統一的な基準による財務書類を作成することが要請され、千葉市においても、統一的な基準に基づく財務書類を作成し、公表している。

地方公会計による財務書類の作成は、それまで「歳入・歳出」といったフローの情報のみで構築されていた地方公共団体の決算情報に「ストック」「コスト」という概念を持ち込んだ点で画期的なものであった。このことにより、決算情報が、税をどのように使ったかを示すだけでなく、資産の効率性（有効利用）や老朽度合い、債務の世代間負担、施設ごとのコストのような情報が可視化されることになり、有効性や効率性に関する議論が具体的な数値を根拠として進むことになる効果があったと考える。

このように、地方公会計の整備・促進は、地方公共団体における資産・債務改革の推進を目的とすることから、固定資産台帳の整備・活用が重要とされている。固定資産台帳の整備に関しては、統一的な基準による地方公会計の開始時残高に関して、簡便的な作成方法を認めながらも段階的な精緻化を図るなどの実務的配慮がなされている。また、活用に関しても、総務省において先進事例を示すなどして各地方公共団体に取組を促している。

千葉市の財政状況（市全体ベース）を表す貸借対照表（令和3年度）においては、総資産2兆8,583億円のうち2兆7,043億円が有形固定資産・無形固定資産であり、総資産の95%を占めている。このように、重要な資産である固定資産の管理に関して、固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効活用の観点からも十分な活用が期待されるものであり、地方公共団体の内部においても外部においても活用が求められるものである。千

葉市においても、固定資産台帳の整備自体が目的化することなく、その情報を有効に活用できているかは重要な課題であるとする。

本報告書では、地方公共団体の固定資産台帳を、①地方公会計における固定資産台帳、と②公営企業会計における固定資産台帳、の2つに整理している。

①は、地方公会計の整備の過程で、統一的な基準による財務諸表の補助簿として作成が求められる固定資産台帳であり、②は公営企業会計による財務諸表の補助簿として作成が求められる固定資産台帳である。

ここで、統一的な基準による財務書類は、地方公営企業の財務諸表と異なり、法定の財務書類ではないことから、議会の認定には付されず、地方自治法上の監査委員監査の対象にもなっていない。また、その固定資産台帳は、企業のように、固定資産税等の税務申告における基礎資料として税務署に提出するわけでもない。つまり、統一的な基準による財務書類や固定資産台帳は、公表を前提とするものの、第三者のチェックを受ける機会がない。

この点、日本公認会計士協会が公表した公会計委員会研究報告第 29 号「地方公共団体の決算書類に対して監査を実施する場合の財務報告の枠組みの検討と想定される実務的課題」（日本公認会計士協会 2023 年 7 月 28 日）では、統一的基準による財務書類を仮に監査するとした場合の実務的課題として、下記のような懸念を提示している。

- ・ 固定資産の実在性（固定資産台帳に登録されている資産が本当に実在するか。除却・売却があった場合にきちんと固定資産台帳から除去されているか。）や、固定資産の網羅性（地方公共団体が所有する固定資産が全て固定資産台帳に登録されているか。）の観点から、地方公共団体によっては、固定資産台帳の登録内容に正確性を欠くものがあるのではないか
- ・ 地方公共団体によっては、段階的に精緻化するどころか、開始時から適切に更新されず、情報の精度がむしろ低くなってきているのではないか
- ・ 固定資産台帳の更新作業を外部業者に委託した結果、地方公共団体自身がその内容を十分に把握できていないのではないか

あわせて、こうした懸念に対して、包括外部監査を利用することも一つの有用な手段であることを提言している。

また、総務省においても、令和4年8月から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を設置し、統一的な基準等の検証及び改善、地方公会計情報の継続的かつ具体的な活用手法等の検討を始めているところである。この研究会においても、地方公会計の活用に向けて、固定資産台帳の作成・更新が重要である点を改めて認識するとともに、資産データの行財政運営や住民説明への積極活用が提言されている一方、固定資産台帳の精度や更新に関する課題についても取り上げられている。

こうした点を踏まえて、令和5年度の包括外部監査では、千葉市の①地方公会計における固定資産台帳、②公営企業会計における固定資産台帳、の整備に関連して、その更新に係る内部統制が適切に整備・運用されているか、また、固定資産台帳の登録内容に課題がないか、固定資産台帳の情報の活用は十分に図られているか、について検討する。

3. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

監査の要点は次のとおりである。

- ①固定資産台帳に関する事務は、法令及び規則に準拠して行われているか。
- ②固定資産台帳に関する事務は、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。
- ③固定資産台帳と公有財産台帳等の連携が適切に行われているか。
- ④固定資産台帳の活用が適切に行われているか。

具体的には、地方公会計マニュアル等を踏まえ、主に以下の点検項目を設定した。

- ・固定資産の取得価額（本報告書においては、地方公会計マニュアル等の表現を踏まえて「取得原価」と表記している個所もあるが、同じ意味合いで使用している）、減価償却累計額について、固定資産台帳と貸借対照表が整合しているか。
- ・固定資産の減価償却費について、固定資産台帳と行政コスト計算書（損益計算書）が整合しているか。
- ・固定資産台帳を作成するプロセスにおける内部統制の設計・業務への適用・運用（固定資産台帳作成に関するマニュアル等の整備を含む。）に不備はないか。
- ・公有財産台帳や資産データベース等の情報が固定資産台帳に適切に連携されているか。

- ・固定資産が適切に区分・分類されているか（インフラ資産 or 事業用資産、勘定科目、目的別分類、売却可能資産）。
- ・固定資産が正確に計上されているか（取得価額、耐用年数、計上単位、資産名称、所管部署）。
- ・固定資産が適正な金額で評価されているか（備忘価額、再調達原価、無償取得）。
- ・固定資産が実在するか（除売却処理漏れ）。
- ・固定資産が漏れなく計上されているか（建設仮勘定、付随費用、資本的支出、リース取引）。
- ・固定資産（主に未利用地）の有効利用が検討されているか。

なお、「記載内容の留意点」に記載したとおり、本報告書は、内部統制の有効性や、固定資産残高の適正性や固定資産台帳の正確性等を第三者の立場で保証するものではない。

（２）主な監査手続

- ①固定資産台帳・公有財産台帳等に関する根拠規定及びそれらへの準拠性の確認
- ②固定資産台帳及び公有財産台帳等の概要につき調査票による回答の入手
 なお、調査票には以下の質問項目を含めた。
 - ・所管部署の概要
 - ・固定資産台帳の作成（更新）方法
 - ・固定資産台帳の活用方法
 - ・その他管理する台帳の概要
- ③関係書類の閲覧及び監査対象部局へのヒアリング
- ④固定資産の増減についてのサンプル調査
- ⑤固定資産台帳と公有財産台帳等との連携の点検
- ⑥固定資産の現場視察
- ⑦固定資産台帳の活用状況についての確認

4. 監査の対象

(1) 監査の対象部局

固定資産台帳を整備する課（地方公営企業を含む。）

固定資産を管理する課（地方公営企業を含む。）

なお、本報告書において監査の対象とするのは、統一的基準による財務書類のうち、千葉市の一般会計及び特別会計の部分であり、外郭団体等は含めていない。

また、固定資産のうち、有形固定資産及び無形固定資産を対象としており、投資その他の資産は対象としていない。

(2) 監査対象期間

原則として、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）とする。

ただし、必要に応じて、令和3年度以前及び令和5年度についても対象とする。

なお、本報告書において、一部の固定資産台帳の内容や財務書類との整合性を点検しているが、その対象となった財務書類及び固定資産台帳は、令和3年度のものである。これは、本年度の包括外部監査を開始した時点では、まだ令和4年度の財務書類及び固定資産台帳が作成されていなかったことによる。

5. 外部監査の実施期間

令和5年5月25日から令和6年3月31日まで

6. 包括外部監査人補助者の氏名及び主な資格等

公認会計士	大橋 周作
公認会計士	山田 達也
公認会計士	浅見 絢香
公認会計士	手塚 嵩史
公認会計士	松田 和也
公認会計士試験合格者	吉田 大輝
公認会計士試験合格者	塩田 景紳
公認会計士試験合格者	山脇 滉平

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 総括的所見と監査の結果の概要

1. 総括的所見

千葉市の令和5年度の包括外部監査では、固定資産台帳を取り上げた。

本報告書では、地方公共団体の固定資産台帳を、①地方公会計における固定資産台帳と、②公営企業会計における固定資産台帳とに分けて監査を実施した。このうち、特に地方公会計における固定資産台帳は、地方公会計制度の導入時期を経てもなお過渡期といえ、内容の精度や更新の方法、活用方法を巡っては多くの課題を有していると言われている。

一般的に、地方公共団体では歳入・歳出が重視される一方で複式簿記になじみが薄いことから資産やコストの概念が弱く、企業ほどには行財政運営の中で資産効率や収益性に対する関心が払われてこなかったと考えている（もちろん、地方公共団体は営利を追求する企業とは必然的に目指すべき効率性や収益性は異なる）。そうした中、資産・債務改革を促進するために、ストック・コストの概念を持ち込んだ地方公会計は、これまでの地方公共団体にはなかった経営分析を可能にし、人口減少を前提とした行財政運営に少なからぬ影響を与えている点で画期的な取組である。そのためにも、資産の有効活用を含めた「固定資産管理」は現金や債権債務の管理と並んで、地方公共団体の財務事務としても重要な事項であると認識している。

本報告書では監査の結果として複数の「指摘」又は「意見」とした発見事項を記載した。しかしながら、統一的基準による財務書類の固定資産の開始時残高の算定にあたり、厳密な意味での正確さより実務の簡便性を優先していったん固定資産台帳を作成し、その後段階的に精緻化を図る前提で制度が発展してきた経緯を踏まえると、本報告書で取り上げた誤りを局所的に修正しても全体に与える影響は軽微であり、費用対効果の点からもあまり有効ではないと考えている。例えば、資産の有無など「事実」に関わる事項（登録漏れなど）は誤りに気が付いた都度修正すべきではあるが、会計処理の中である程度幅を持った「判断」の要素が含まれる事項（資本的支出・収益的支出の区分、再調達原価の算定など）や長期的に見れば減価償却を通じて資産の価額がゼロに近づいていく事項（耐用年数の誤り、除却漏れなど）については、誤りに気が付いた都度修正するというよりも、費用対効果を踏まえて、他にも同様の誤りがないかを確認した上で然るべき時期に一括して修正するというだけでも当面は容認され则认为している。

むしろ、大事なことは、今後、同様の誤りをいかに予防するか、又は、同様の誤りが発生し

た際にいかに発見できるかの内部統制を整備し、その運用を定着させることである。そして、整備した固定資産データを利活用して、資産・債務改革を着実に進めることである。

この点、千葉市が、固定資産の活用として、平成 25 年度から「資産経営システム」として資産データを一元化し、「資産カルテ」や「資産の総合評価」等の活用に取り組んでいることは非常に有用な取組であると評価している。固定資産台帳の整備・更新は地道な作業ではあるが、この取組の裏付けとなる基礎データを提供するものであるから、市民や利用者に対して誤った報告とならないよう、また、年数の経過とともにデータの精度が落ちることのないよう、改めて、内部統制の観点から業務を点検し、市民に対する説明責任を今後も果たしていくことを期待する。

2. 監査の結果（指摘事項及び意見）の一覧・件数

以下は、本報告書で取り上げた指摘事項（本報告書では単に「指摘」という。）と意見の一覧である。

指摘は 19 件、意見は 17 件である。

「指摘」と「意見」の区分は、冒頭に掲げたものを再掲すると下記のとおりである。

指摘	法令や条例等への遵法性から是正すべきもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から、市において、対応が必須と判断した事項である。
意見	住民への説明責任上、又は、行政運営上の改善のため、市において、対応が望ましい又は検討すべきと判断した事項、若しくは、参考となる提言等である。

このうち、特に、地方公会計における発見事項については、局所的に誤りを発見する都度、固定資産台帳を修正することは費用対効果として有効ではないため、誤りがあったことをもって一律に「指摘」とするのではなく、大局的な視点から、内容の重要性、「事実」に基づく誤りなのか、「判断」に基づく誤りなのか、今の細かな誤りを直すことより今後同様の誤りを起こさないための仕組み化を検討するのか等によって、区分を使い分けている。

なお、総務省の通知や公会計マニュアル、市が自身で作成した作成要領や内規等に則っていないものは直ちに遵法性に反するものとはいえない側面もあるが、本報告書では「指摘」として取り扱っている。

項目	対象課	指摘	意見	頁
Ⅲ千葉市の地方公会計の固定資産台帳				
第2章固定資産台帳の更新に係る内部統制				
(1) 固定資産台帳の更新作業				
固定資産台帳の更新スケジュールの見直しについて	資産経営課		①	59
作業の引継ぎ及びノウハウの蓄積のための説明会の実施について	資産経営課		②	62
一部の業務の委託化や外部専門家等の利用について	資産経営課、財政課		③	62
(2) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（土地・建物）				
公有財産台帳に記載された土地・建物の固定資産台帳への計上漏れについて	管財課、財政課	①		65
(3) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（無形固定資産）				
公有財産台帳に記載された無体財産権の固定資産台帳への計上漏れについて	管財課	②		66
(4) 固定資産台帳と資産データベースの登録情報との整合性				
所管課の登録情報の誤りについて	財政課	③		67
(5) 固定資産台帳の更新に関する業務の委託				
(指摘・意見なし)				
(6) 減損会計の適用				
(指摘・意見なし)				
第3章固定資産台帳の内容の点検				
(1) 固定資産台帳の要件				
数量・単位の記入について	資産経営課	④		74
有形固定資産の行政目的別明細の誤りについて	財政課	⑤		76
勘定科目の誤り（建設仮勘定の本勘定への振替漏れを含む）について	資産経営課	⑥		78
会計区分の誤りについて	資産経営課	⑦		80
(2) 固定資産台帳の登録内容の正確性				
リース資産の計上に係る作成要領等での説明の工夫について	財政課		④	81
同一資産の耐用年数の不一致について	資産経営課		⑤	83
固定資産の取得日の記載のルールの特化について	資産経営課		⑥	85
(3) 固定資産の実在性・網羅性				
部分除却の考え方の整理について	会計室		⑦	90
(4) 固定資産の取得原価				
資本的支出と収益的支出の区分について	財政課		⑧	93
固定資産の取得原価への付随費用の加算について	財政課		⑨	94
リース料総額から利息相当額を控除しない方法を採用する場合の重要性について	資産経営課		⑩	95
寄付で取得した固定資産の取得価額の確認方法について	管財課、会計室		⑪	97
昭和59年以前に取得した道路等の注記漏れについて	財政課	⑧		99
(5) 所有外資産の管理				
(指摘・意見なし)				
第4章固定資産台帳の活用				
(1) 固定資産台帳の公表				
固定資産台帳が未公表であることについて	資産経営課	⑨		117

項目	対象課	指摘	意見	頁
(2) 売却可能資産				
売却可能資産の範囲と注記集計範囲の相違について	財政課	⑩		120
固定資産台帳上の売却可能区分の修正について	財政課	⑪		121
(3) 長期未利用財産の利活用の促進				
長期未利用財産の把握、利活用につながる情報公開について	管財課		⑫	122
(4) 使用料の算定				
使用料の算定における減価償却相当額の考慮要否に関する検討について	財政課		⑬	126
IV 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳				
第2章 病院事業会計				
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性				
財務諸表と固定資産台帳等の不一致について	病院局経営企画課	⑫		142
固定資産の実態調査が実施されていないことについて	病院局経営企画課	⑬		142
無償取得資産の取得価額とする「公正な評価額」の取扱いの明瞭化について	病院局経営企画課		⑭	142
(2) 固定資産の現物確認				
固定資産台帳からの除却処理漏れと資産管理シールの運用の徹底について	病院局経営企画課	⑭		150
固定資産台帳への登録単位について	病院局経営企画課	⑮		151
資産管理シールによる管理の効率化について	病院局経営企画課		⑮	151
第3章 水道事業会計				
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性				
(指摘・意見なし)				
(2) 耐用年数				
耐用年数の設定について	水道総務課	⑯		161
(3) 残存価額の設定				
適切な固定資産の残存価額の設定について	水道総務課	⑰		162
(4) リース会計の適用				
未経過リース料の注記漏れについて	水道総務課	⑱		163
(5) 固定資産の現物確認				
(指摘・意見なし)				
(6) 取得原価				
(指摘・意見なし)				
(7) 建設仮勘定の資産性				
(指摘・意見なし)				
(8) 売却・除却資産の処理				
(指摘・意見なし)				
第4章 下水道事業会計				
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性				
(指摘・意見なし)				
(2) 固定資産の取得日				
固定資産の取得日を実際の取得日とすることについて	下水道経営課		⑰	172
(3) 固定資産の現物確認				
減価償却費の計上漏れについて	下水道経営課	⑲		178
固定資産の実査について	下水道経営課		⑳	179
	合計	19	17	

Ⅱ 固定資産台帳の概要

第1章 地方公共団体における固定資産台帳の概要

1. 固定資産台帳の位置付け

固定資産台帳とは、「固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの」（総務省「資産評価及び固定資産台帳の整備手引き」2段落）である。

財務書類を作成する過程において、固定資産台帳は固定資産の内訳を記録する「補助簿」としての役割を持ち、貸借対照表の固定資産残高や損益計算書の減価償却費などの算定に必須の帳簿である。

本報告書では、地方公共団体における固定資産台帳を、次の2つに整理している。

①地方公会計の固定資産台帳

1 つ目は、地方公会計の整備の過程で作成が求められる固定資産台帳である。具体的には、②以外の会計、すなわち、一般会計、特別会計（地方公営企業法を適用する地方公営企業会計（以下「法適用公営企業」という。）を除く。）における固定資産台帳である。

これらの一般会計等においては、歳入歳出決算としての単式簿記・現金主義（正確には出納整理を踏まえた修正現金主義）による決算書が法定決算書類として整備される一方、地方公会計として、発生主義・複式簿記による財務書類の整備が始まったのがここ10年～20年の取組であり、固定資産台帳を整備する実務が定着してからの期間が法適用公営企業に比べて短い。また、固定資産台帳を含む地方公会計に基づく財務書類一式の作成・開示は法令に基づくものではなく、かつ、固定資産台帳については、財務会計システム外で手作業によって作成されていることが多い。

②公営企業会計の固定資産台帳

2 つ目は、法適用公営企業における公営企業会計に基づく固定資産台帳である。法適用公営企業は、地方公営企業法に基づいて、複式簿記・発生主義による財務諸表を作成しており、それに伴って、地方公営企業法の適用時から固定資産台帳を整備してきた経緯がある。

千葉市では、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計がこれに該当する。

法適用地方公営企業の財務会計システムには固定資産台帳の作成機能が組み込まれ、財務諸表と一体として設計されていることが通常である。

2. 地方公会計における固定資産台帳の意義

(1) 地方公会計における固定資産台帳の整備の経緯

地方公会計による財務書類整備の取組については、過去から各地方公共団体の独自の取組があったものの、基本的な考え方が示されたのは、平成 12 年に総務省（当時は自治省）が決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート・行政コスト計算書等のモデル（いわゆる「総務省方式」）を提示したことが最初であると理解している。

その後、国は「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）において、資産・債務改革の推進等を図る観点から、地方公共団体に対して財務書類等の作成を要請した。

そして、平成 18 年に総務省は新たに、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」を各地方公共団体に提示した。

さらに、平成 26 年には、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」を公表し、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」を提示し、現在に至っている。

「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」とが併存していたときには、財務書類の比較可能性を確保するために作成基準の統一が課題となるとともに、地方公共団体における公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となる中で、固定資産台帳を整備し、資産を網羅的に把握することが求められるようになっていた。そのことを背景として、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が策定され、固定資産台帳が未整備の地方公共団体にも固定資産台帳の整備が推進された。

【統一的な基準による地方公会計の整備促進について】

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組みられてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進んでいる中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめしております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講ずることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

4

出典：総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」第1回資料3

統一的な基準による財務書類の作成と固定資産台帳の整備は、平成27年度から29年度の3年間で導入することが要求されており、平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体で、完了している。千葉市では、平成27年までは「基準モデル」で財務諸表を作成しており、固定資産台帳についても整備済みである。

【固定資産台帳の整備（更新）状況】

1. 令和4年3月31日時点の状況を反映した固定資産台帳の整備（更新）状況

（単位：団体）

整備(更新)状況	都道府県	市区町村		合計	
		指定都市	指定都市除市区町村		
整備(更新)済み	47 (100.0%)	1,660 (95.3%)	20 (100.0%)	1,640 (95.3%)	1,707 (95.5%)
整備(更新)中	0 (0.0%)	73 (4.2%)	0 (0.0%)	73 (4.2%)	73 (4.1%)
未着手	0 (0.0%)	8 (0.5%)	0 (0.0%)	8 (0.5%)	8 (0.4%)
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

出典：総務省「統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査（令和5年3月31日時点）」

(2) 地方公会計における固定資産台帳の特徴

地方公会計における固定資産台帳は、整備の過程で、短期間での対応を求められたこともあり、まずは作成することが最優先課題とされたと認識している。総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」においても、例えば以下のような、内容の正確さや精緻さよりも作業の効率化や実務の簡便性を優先した取扱いが示されている。

【固定資産台帳を簡易的に作成すること許容する取扱いの例】

- (8 段落)「既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することも考えられます」
- (111 段落)「固定資産台帳の整備にあたっては、(中略)作業の効率化を図る観点から、一から同台帳を作成するのではなく、可能な限り既存の公有財産台帳等から得られる情報を整理して整備することが考えられます」
- (117 段落)「既存データを基礎にして必要なデータを追加して作成することが近道となります」

【開始時の登録を簡便的に行い、段階的に精緻化することを許容する取扱いの例】

- (35 段落)「例外として、開始時においては、道路、河川及び水路について、1 区間単位の価格算定が困難な場合に限り、会計年度単位に供用開始等した合計数量(延長キロ等)をもって、記載する「1 単位」とすることも妨げないこととします。(中略)開始後については、新規整備や更新など一定のタイミングで路線単位等の管理とすることとし、精緻化を図ることが望まれます。」
- (36 段落)「開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うこととします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」
- (37 段落)「事業用資産の工作物(門、柵、塀等)については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」

なお、このような実務上の取扱いの簡便性を重視する考え方は、資産の評価においても、一定の資産については評価対象外とすることや、同種の資産であっても異なる評価方法を認めるなどの取扱いにも反映されている。

(3) 固定資産台帳と公有財産台帳等との相違点

固定資産台帳と類似する台帳として、地方自治法に規定される公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳（以下「公有財産台帳等」という。）がある。

公有財産台帳等は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握等を目的として備えることとされており、資産価値（金額）に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なっている。

固定資産台帳と公有財産台帳等の相違点は以下のとおりである。

	固定資産台帳	公有財産台帳等
管理の主眼	会計と連動した現物管理	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理
対象資産の範囲	全ての資産	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある）
資本的支出と修繕費	区分あり	明確な区分なし
付随費用	区分あり	明確な区分なし
金額情報	あり	なし（原則）
減価償却	あり	なし

出典：総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」別紙1を基に監査人が作成。

総務省「資産評価及び固定資産台帳の手引き」によると、主として財産の運用管理を目的とする公有財産台帳等は、その目的や構造等において固定資産台帳との相違点も多くあるが、将来的には固定資産台帳と一体的な管理を行うようにすることが効率的な資産管理という観点からも望ましいとされている。

また、公有財産台帳等は、固定資産台帳と内容が重複する部分も多く、相互の整合性を保持し、効率的な管理を図るためにも、例えば資産番号等を共用してリンクさせることが望ましいとされている。

3. 地方公会計における固定資産台帳の作成方法

(1) 固定資産台帳の記載項目

固定資産台帳は、財務書類作成のための補助簿の役割を果たす以上、財務書類に計上される項目の内訳が算出できる構成とする必要がある。具体的には、固定資産台帳の個々の記載項目は次のとおりとし、原則として「①基本項目」を備えることが要求されている。

【固定資産台帳の記載項目】

①基本項目		②追加項目	
1	番号	32	増減異動後簿価(期末簿価)
2	枝番	33	会計区分※
3	所在地※	34	予算執行科目
4	所属(部局等)	35	用途
5	勘定科目(種目・種別)	36	事業分類
6	件名(施設名)	37	開始時見積資産
7	リース区分	38	各種属性情報
8	耐用年数分類(構造)	39	売却可能区分
9	耐用年数	40	時価等※
10	取得年月日	41	完全除却済記号
11	供用開始年月日	42	数量(延べ床)面積※
12	取得価額等	43	階数(建物)※
13	所有割合※	44	地目(土地)※
14	増減異動日付	45	稼働年数※
15	増減異動前簿価	46	目的別資産区分※
16	増減異動事由	47	減価償却累計額※
17	今回増加額	48	財産区分(行政財産・普通財産)※
18	有償取得額	49	公有財産台帳番号※
19	無償所管換増分	50	法定台帳番号※
20	その他無償取得分		
21	調査判明増分		
22	振替増額		
23	評価等増額		
24	今回減少額		
25	除売却額		
26	無償所管換減分		
27	その他無償譲渡分		
28	誤記載減少分		
29	振替・分割減額		
30	減価償却額		
31	評価等減額		
51	取得財源内訳		
52	耐震診断状況(建物)※		
53	耐震化状況(建物)※		
54	長寿命化履歴※		
55	複合化状況※		
56	利用者数(件数)※		
57	稼働率※		
58	運営方式※		
59	運営時間※		
60	職員人数※		
61	ランニングコスト※		

※印は基準モデル等からの追加

開始時・取得時に整理すべき項目
(資産の種類、状況等により不要な項目あり)

固定資産台帳情報の活用の目的に応じて必要とされる項目

出典：地方公会計マニュアルP155をもとに監査人加筆

一般会計等の固定資産台帳の科目は次のとおり管理上複数の補助勘定科目を設定している。

【勘定科目及び補助勘定科目】

区分	事業インフラ	勘定科目	補助勘定科目		
有形固定 資産	事業用資産	土地	001：土地		
		立木竹	002：立木竹		
		建物	003：建物、004：建物付属設備		
		工作物	005：工作物		
		船舶	007：船舶		
		浮標等	008：浮標等		
		航空機	009：航空機		
		その他	099：その他の有形固定資産		
		建設仮勘定	100：建設仮勘定		
	インフラ資産	土地		200：橋梁(公共土地)、201：道路(公共土地)、202：河川(公共土地)、203：ダム(公共土地)、205：漁港・港湾(公共土地)、207：公園(公共土地)、208：下水道(公共土地)、210：下水処理(公共土地)、211：トンネル(公共土地)、212：農道(公共土地)、213：林道(公共土地)、299：その他(公共土地)	
			建物		300：橋梁(公共建物)、301：道路(公共建物)、302：河川(公共建物)、303：ダム(公共建物)、305：漁港・港湾(公共建物)、307：公園(公共建物)、308：下水道(公共建物)、310：下水処理(公共建物)、311：トンネル(公共建物)、312：農道(公共建物)、313：林道(公共建物)、349：その他(公共建物)
				工作物	
		その他			400：その他の公共用財産
		建設仮勘定		500：公共用財産建設仮勘定	
		物品	物品	600：物品、601：美術品	

区分	事業インフラ	勘定科目	補助勘定科目
無形固定資産	ソフトウェア	ソフトウェア	700：ソフトウェア
	その他	その他	701：地上権、702：著作権 特許権、703：電話加入権、799：その他の無形固定資産

出典：千葉県「固定資産台帳増減調査票作成要領」（令和4年）を基に監査人が作成。

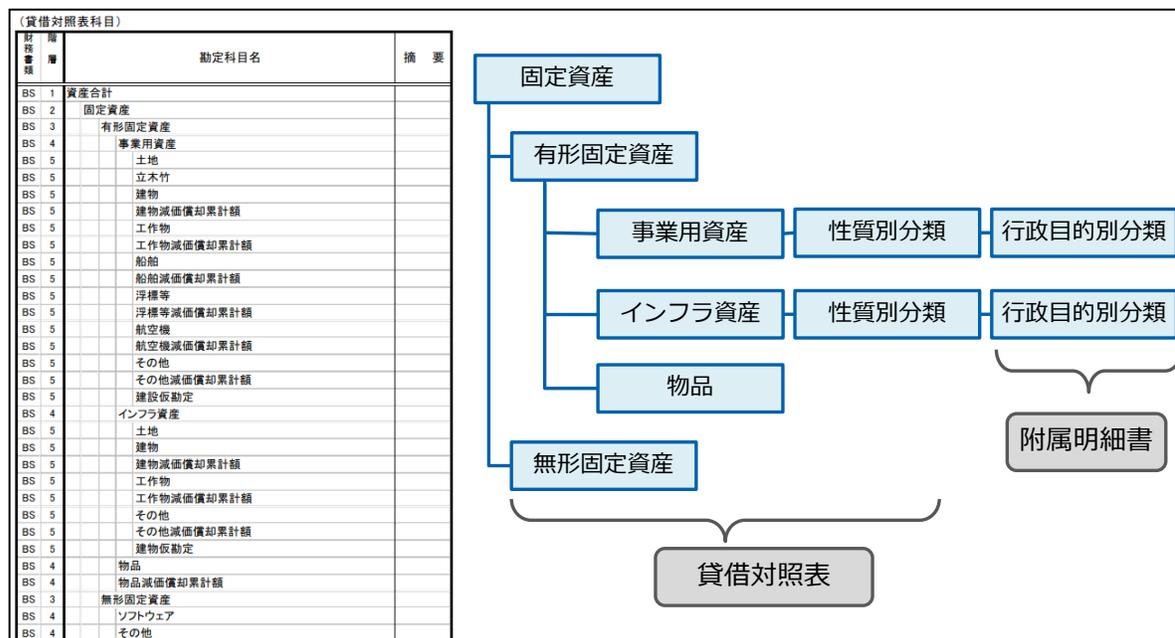
（2）固定資産台帳の要件

（勘定科目の区分）

固定資産台帳の記載項目として勘定科目を設定し、貸借対照表の資産の部の区分に則して区分することが必要である。

資産の部は固定資産と流動資産に区分され、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に区分される。そのうち有形固定資産と無形固定資産は以下のように区分される。

【固定資産台帳の勘定科目区分】



出典：地方公会計マニュアル P95 を基に監査人加筆

事業用資産は、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産が該当する。

インフラ資産は、システム又はネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることとい

った特徴の一部または全てを有するものであると定義されている。具体的には、道路、橋りょう、公園等が該当する。

事業用資産とインフラ資産は、その種類に応じて土地、建物、工作物、船舶、浮標等、航空機、その他、建設仮勘定に区分する。

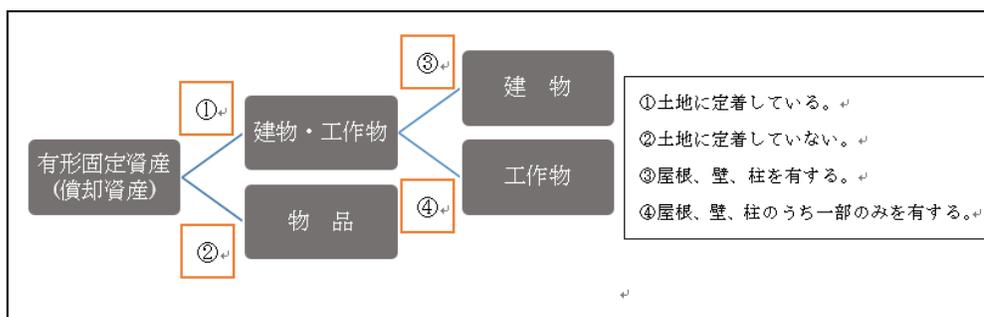
それぞれの定義は次のとおりである。

勘定科目	定義
土地	所有権を有する敷地
立木竹	保険対象樹種であって、樹齢・樹種が管理されているもの
建物	相当の期間、存在することを前提に、原則として屋根・壁・柱を有する土地の上に建てられたもの及び建物に付随して機能するもの
工作物	人間が継続的に居住・滞在する目的以外のために設計されたものであって、土地の上に定着する建物以外のもの
船舶	所有権を有する船舶
浮標等	所有権を有する浮標・浮棧橋・浮ドック
航空機	所有権を有する航空機
その他	所有権を有する上記以外の有形固定資産
建設仮勘定	工期が一会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくためのもの

出典：地方公会計マニュアル P394 等の問番号 10 を基に監査人作成。

物品は、土地に定着していない、据置式のものと及び固定されてはいるが、天井又は壁面等に金具によって取付・設置されているものと定義されており、建物又は工作物そのものと一体となっているものは、建物又は工作物として取り扱われる。

建物と工作物、物品の区分は次のとおりである。



出典：地方公会計マニュアル P394 等の問番号 10 を基に監査人作成

無形固定資産は、ソフトウェアとその他に区分される。

ソフトウェアは、地方公共団体が所有する財務会計システム、税務システム、住民基本台帳システム等が該当する。将来の費用削減とは無関係な映像ソフトのようなものは、費用処理される。

その他は、特許権、著作権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権等の無体財産権が該当する。

なお、無形固定資産における仮勘定は、ソフトウェアであれば「ソフトウェア」、それ以外であれば無形固定資産の「その他」に含めるものとされる。

(登録単位)

固定資産台帳は、資産管理に活用することが重要であり、資産を登録する単位として、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること（耐用年数が異なるものはそれぞれを区分して登録すること）、が求められる。例えば、建物（躯体）と建物附属設備（電気・空調・給排水衛生・火災報知設備等）は、別々の資産として固定資産台帳に計上する。

ただし、地方公会計マニュアルでは、開始時においては、例外的に建物本体と附属設備のような耐用年数が異なる物件であっても、一体とみなして固定資産台帳に登録することが許容されている。

(耐用年数・償却率)

償却資産に係る耐用年数及び償却率は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されている耐用年数に従って設定する。統一的な基準では主な資産の耐用年数の例を示している。

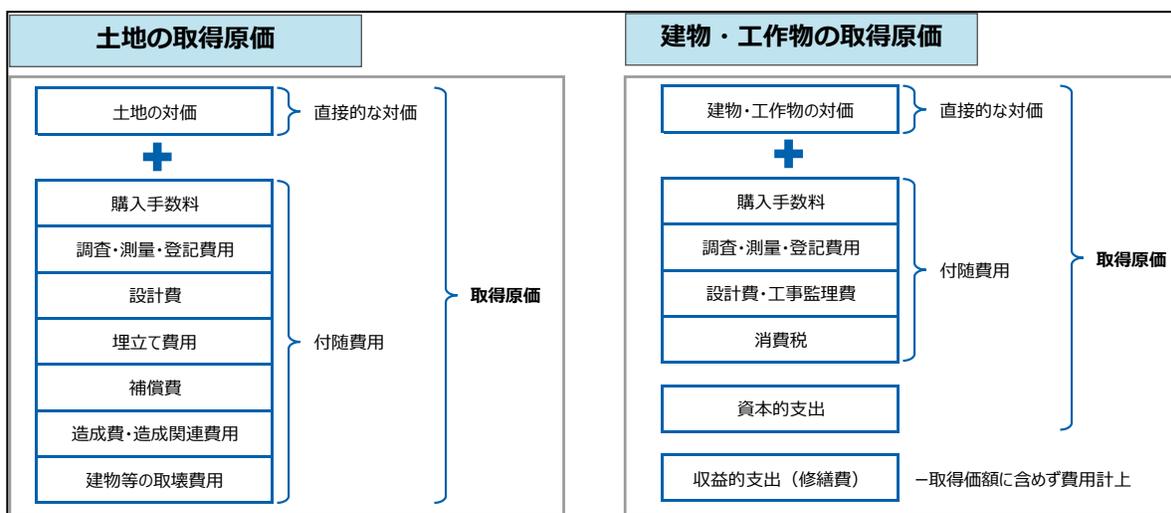
なお、地方公会計マニュアルでは、統一的基準による財務書類の作成開始時点において、既に固定資産台帳が整備済み又は整備中の地方公共団体では、耐用年数が合理的かつ客観的な基準によって設定されたものであれば、当該耐用年数を変更しないことが認められた。そのため、総務省方式改訂モデルや基準モデルに基づき固定資産台帳整備を整備していた団体（千葉市は当時すでに基準モデルを採用）は、整備済みの固定資産台帳に登録されている資産に対しては登録済の耐用年数を継続して使用し、統一的な基準導入後に新規で取得した資産に対しては統

一的な基準における耐用年数の考え方に基づいて耐用年数を登録する取扱いが認められている。

(付随費用)

有形固定資産の取得原価は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めることとされている。例えば、土地の取得原価には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といった支出、建物及び工作物の取得原価には、設計費や工事監理費といった支出、道路工作物の取得原価には、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の支出を含める。

【固定資産の取得原価に含める付随費用の範囲】



(資本的支出)

償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高めるか、その耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額は資本的支出¹として資産に計上する。

既存の償却資産に対して行った資本的支出は、その支出金額を取得原価として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして固定資産台帳に

1 資本的支出と収益的支出

資本的支出とは、資産に計上する支出であり、固定資産の修理、改良などのために支出した金額のうち、その固定資産の使用可能期間を延長または価値を増加させる部分のことをいう。これに対して、固定資産の維持管理費用や原状回復のための修繕費用のような、固定資産の既存の価値を増加させないか、耐久性を増さない修繕・補修・改修・改造等の支出は収益的支出といい、支出の年度の費用として計上される。

登録する。

一方、既存の固定資産の価値を増加させないか、耐久性を増さない修繕・補修・改修・改築・改造等は、固定資産の増加として認識せず、収益的支出として費用処理する。

例えば、次のような工事は当該工事が完了した年度の費用として計上する。

- ・漁港・港湾の浚渫工事で、水深が従前と変わらないもの
- ・河川の堤防の改修工事で、堤の容量や材料が従前と変わらないもの
- ・災害復旧において、新規に作り直す部分以外

なお、上記の資本的支出と収益的支出の区分は実務上困難な場合もあり、同じような工事であっても会計処理する担当者によって異なる判断が下されることもある。こうした判断基準のブレを少しでも回避するために、千葉市の固定資産台帳増減調査作成要領では、法人税基本通達による資本的支出と修繕費（収益体支出）の区分を参考に判断する旨が記載されている。

（建設仮勘定）

建設仮勘定は、有形固定資産に区分される勘定科目で、その工期が一会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目であり、当該有形固定資産が完成した時点で本勘定に振り替える。

多くの地方公共団体では、設計や工事監理といった付随費用と建築工事を別々に発注し、かつ、建築工事も中間払いと完成払いとの2回に分けて支払うことが多く、工事の完成までに要した支出をいったん建設仮勘定に計上しておき、完成後にまとめて本勘定に振り替えることが一般的である。

なお、修繕費（収益的支出）は費用計上するため、建設仮勘定には計上しない。また、建設仮勘定に計上した支出であっても、その後、対象となる本体工事が実施されなくなり、本体工事との直接的な関連がなくなった場合にはその時点で費用に振り替える。

（リース資産）

リースとは、原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部と定義され、リース取引に基づいて生じる資産を「リース資産」という。リース取引は、契約の内容に応じて①ファイナンス・リース取引と②オペレーティング・リース取引に区分される。

①ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（解約不能のリース取引）で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引（フルペイアウトのリース取引）である。

ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものを「所有権移転ファイナンス・リース取引」、それ以外の取引を「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に区分する。

②オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外のリース取引のことを指す。

統一的な基準では、リース取引のうち所有権移転ファイナンス・リース取引について対象資産の内容に応じた固定資産の勘定科目（仮に購入した場合に使用する勘定科目）に資産に計上し、それ以外の契約については費用処理する。

なお、次のように重要性が乏しいと判断される場合には、費用処理が認められている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・重要性が乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引・リース期間が1年以内のリース取引・リース料総額が300万円以下のリース取引 |
|--|

(PFI 資産)

PFI 等の手法により整備した所有権がない資産については、原則として「所有権移転ファイナンス・リース取引」と同様の会計処理を行うものとし、契約上のリスク配分状況等を検討の上、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・リース債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記載する。

会計処理にあたっては、PFI 等の事業内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う必要がある。

なお、財務書類には、PFI 事業に係る資産の金額を注記する。

(所有外資産)

現状の地方公会計マニュアルでは、管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物（所有外資産²）は、地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、財務書類に注記することが望まれている。

令和4年8月に総務省に設置された「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」では、現行の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」の見直しが検討されており、その中では一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産を「所有外資産」と定義し、新たに「所有外資産」という名称で貸借対照表に資産計上することが検討されている。

なお、「所有外資産」のうち、指定区間外の国道や指定区間の一級河川・二級河川は都道府県及び政令指定都市の側で資産計上するものとし、その他の所有外資産のうち重要性の乏しい資産については市町村の側で計上しないことが許容されている。

【所有外資産の範囲】

(参考) 論点1・2の射程

	都道府県	指定都市	市町村
指定区間外の国道	○(必須)	○(必須)	—
指定区間の一級河川・二級河川	○(必須)	○(必須)	—
その他の所有外資産	△(任意)	△(任意)	△(任意)

論点1の議論の範囲

論点2の議論の範囲

出典：総務省 統一的な基準の検証に関するワーキンググループ 第3回資料2

² 所有外資産

一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産。所有外資産の中でも代表的なものとしては、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川があげられる。

(3) 資産の評価

固定資産の評価について、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものや無償で取得したものは、原則として再調達原価で評価する。ただし、道路、河川及び水路の敷地は、原則として備忘価額1円とされている。

なお、統一的な基準に基づき開始時の固定資産台帳を整備する際には、昭和59年度以前に取得した資産については、再調達原価で評価する必要がある。

資産の再評価は、立木竹のみ6年に1回程度実施し、その他の資産は実施しないものとされている。立木竹について一定の年数ごとに再評価が求められるのは、立木竹の資産価値が時の経過とともに高まっていくものと考えられていることによる。

別紙5				
有形固定資産等の評価基準				
[] 内は取得原価が不明な場合				
	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路、河川及び 水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)

備考2 既に固定資産台帳が整備済みまたは整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容(その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記)

備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価

出典：「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」別紙5

なお、統一的基準による財務書類の作成開始時点において、既に固定資産台帳が整備済み又は整備中であって、基準モデル等に基づいて評価された資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものは、当該評価額によることが認められている。ただし、道路、河川及び水路の敷地については、上記評価方法に基づく評価額を財務書類に注記する必要がある。

4. 地方公会計における固定資産台帳の活用方法

統一的な基準により作成する固定資産台帳は、財務書類作成に必要な補助簿であるが、固定資産の活用に資する情報であることから利害関係者に編集可能なデータ形式で公表することが原則とされる。

内部利用の例としては、公共施設の統廃合の検討、効率的な施設運営方法の検討、公共施設等総合管理計画や個別施設管理計画の充実・精緻化、予算編成などが挙げられる。

外部利用の例としては、民間事業者による PPP/PFI に関する積極的な提案の促進、民間事業者における売却可能資産の買収等の検討の促進などが挙げられる。

固定資産台帳の公表は、統一的な基準により作成する固定資産台帳として管理する一般会計等が対象になると想定される。法適用公営企業の固定資産台帳は、統一的な基準により作成する固定資産台帳と評価方法や登録単位、財源情報の有無、登録基準等が異なることから、統一的な基準により作成する固定資産台帳とは別に管理し、経営戦略の策定等の独自の目的で活用されている。

固定資産台帳の活用について	
固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が期待される。	
内部利用の例	<ul style="list-style-type: none">○ 耐震診断や耐震化の状況、利用者数や稼働率等の情報を追加することにより、公共施設の統廃合の検討や効率的な施設運営方法の検討等に活用する。○ 固定資産台帳の情報をもとに、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出すること等により、公共施設等総合管理計画や個別施設管理計画を充実・精緻化する。○ 予算の要求や査定において、施設類型毎の経年状況等を比較・分析し、公共施設の老朽化対策等についてメリハリのある予算編成を行う。
外部利用の例(固定資産台帳の公表)	<ul style="list-style-type: none">○ 公共施設の情報を公表することにより、民間事業者によるPPP/PFIに関する積極的な提案を促進する。○ 資産の売却可能区分等を公表することにより、民間事業者における買収等の検討を促進し、公有資産の有効利用を図る。
活用にあたっては、 <ul style="list-style-type: none">・ 固定資産台帳が適切に更新されていること・ ユーザー(民間事業者等)にとって必要な情報が公表されていること が前提。	

出典：総務省「地方公会計の活用の促進に関する研究会」第2回資料4-1

Ⅲ 千葉市の地方公会計の固定資産 台帳

第1章. 千葉市の統一的基準による財務書類と固定資産台帳の関係

1. 千葉市の統一的基準による財務書類の対象範囲

総務省の「今後の地方公会計の推進に関する研究会」がとりまとめた報告書により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたことで、どの団体にも、固定資産台帳を整備し、資産を網羅的に把握することが求められるようになった。

地方公会計マニュアルによると、地方公共団体は、一般会計及び法適用公営企業以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類を作成しなければならない。また、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、行政サービス提供に要した費用や資金収支の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、さらには、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類もあわせて作成することとされている。

千葉市における、一般会計等の財務書類、全体財務書類及び連結財務書類の対象となる会計(団体)は、次のとおりである。

【千葉市の財務書類の区分】

区分		対象会計及び団体
連結	全体	①一般会計 ②母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ③霊園事業特別会計 ④都市計画土地地区画整理事業特別会計 ⑤市街地再開発事業特別会計 ⑥公共用地取得事業特別会計 ⑦学校給食事業特別会計 ⑧公債管理特別会計
	公営事業会計	①国民健康保険事業特別会計 ②介護保険事業特別会計 ③後期高齢者医療事業特別会計 (収益事業会計) ④競輪事業特別会計

³ 一般会計等

地方公共団体の会計のうち地方公営事業会計以外のものであり、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別(一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い)は行わないこととしている。

区分		対象会計及び団体
		(地方公営企業法の規定を適用しない公営企業 ⁴ 会計) ⑤農業集落排水事業特別会計 ⑥地方卸売市場事業特別会計 ⑦動物公園事業特別会計 (地方公営企業法の規定を適用する公営企業会計) ⑧病院事業会計 ⑨下水道事業会計 ⑩水道事業会計
	関連団体 ※本報告では監査対象としていない	①千葉県市町村総合事務組合 ②千葉県後期高齢者医療広域連合 ③千葉市国際交流協会 ④千葉市文化振興財団 ⑤千葉市スポーツ協会 ⑥千葉市保健医療事業団 ⑦千葉市産業振興財団 ⑧千葉市防災普及公社 ⑨千葉市教育振興財団 ⑩千葉市住宅供給公社 ⑪千葉市社会福祉協議会 ⑫千葉都市モノレール ⑬千葉ショッピングセンター ⑭千葉経済開発公社 ⑮千葉マリスタジアム

出典：千葉市「千葉市の財務書類4表（令和3年度）」P2を基に監査人が作成。

⁴ 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。通常、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と分類している。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。

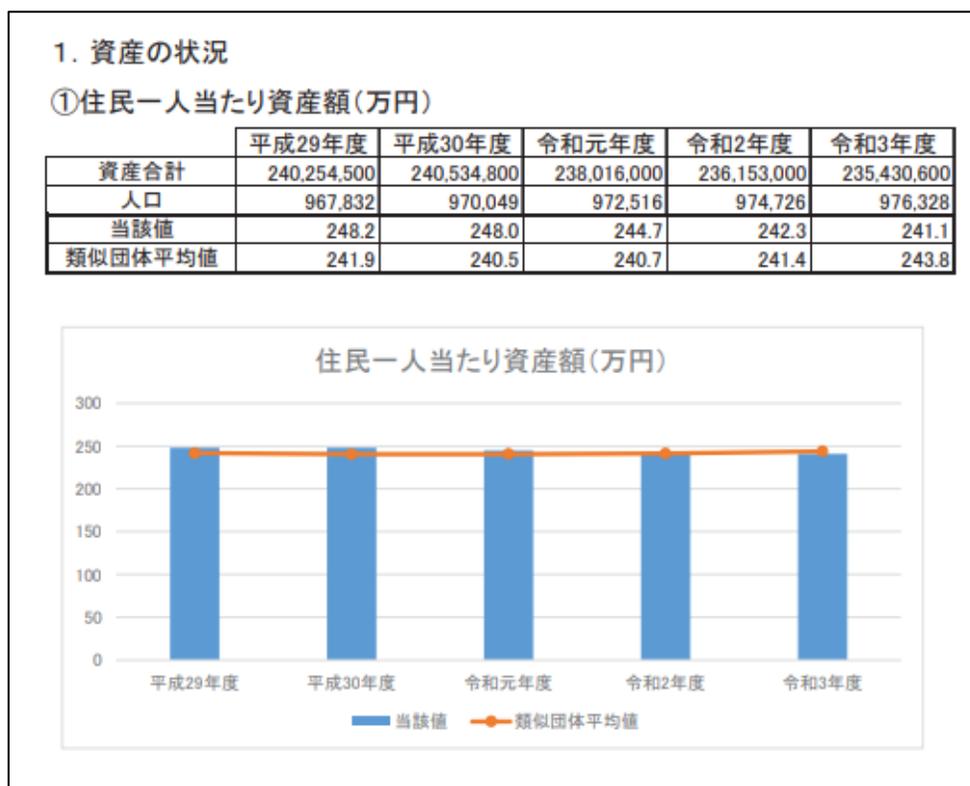
公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

なお、地方財政状況調査上で便宜的に用いられる普通会計との関係を示す観点から、一般会計等と普通会計⁵の対象範囲等の差異を財務書類に注記することになっている。

千葉市では、一般会計等の対象範囲のうち、一般会計に含まれる介護サービス及び後期高齢者医療等に係る経費、並びに都市計画土地区画整理事業特別会計及び市街地再開発事業特別会計に含まれる宅地造成に係る経費については、普通会計の対象範囲には含まれず、差異となっている。

2. 財務書類における固定資産関連情報

令和3年度の千葉市の貸借対照表によると、資産の総額は2兆3,543億円であり、住民一人当たり資産額は241.1万円である。類似団体平均値は243.8万円であるため、他の政令指定都市と比較してほぼ平均並みであることが分かる。



出典：総務省「令和3年度統一的な基準による財務書類に関する情報」の千葉市のページ

⁵ 普通会計

個々の地方公共団体は各会計の範囲が異なっていることから、財政状況の統一的な掌握及び比較を行うため、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分であり、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のもの。

千葉市の財務書類（令和3年度）における固定資産関連の計上額は次のとおりである。

①貸借対照表

貸借対照表は、基準日（3月31日）時点における地方公共団体の財政状態を明らかにすることを目的として作成されており、固定資産の残高及び内訳を把握できる。

（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
有形固定資産	2,162,210,225	2,644,493,449	2,654,043,952
事業用資産	958,471,190	974,992,329	980,010,386
土地	669,372,712	675,730,158	677,016,395
立木竹	12,304	12,304	12,304
建物	673,292,209	703,279,086	707,354,980
建物減価償却累計額	△410,792,254	△431,314,313	△434,206,844
工作物	80,818,818	81,495,849	93,156,556
工作物減価償却累計額	△70,135,646	△70,676,778	△79,817,007
船舶	916,594	916,594	935,248
船舶減価償却累計額	△916,594	△916,594	△935,248
浮標等	3,035	3,035	3,035
浮標等減価償却累計額	△70	△70	△70
航空機	1,778,700	1,778,700	1,778,700
航空機減価償却累計額	△1,778,700	△1,778,700	△1,778,700
その他	5,555,682	6,673,119	6,673,123
その他減価償却累計額	△5,284,689	△6,117,463	△6,117,464
建設仮勘定	15,629,089	15,907,402	15,935,378
インフラ資産	1,192,913,178	1,624,369,284	1,624,369,283
土地	736,394,881	761,429,342	761,429,342
建物	40,381,959	55,289,759	55,289,759
建物減価償却累計額	△25,816,610	△35,022,870	△35,022,870
工作物	1,616,195,831	2,289,130,883	2,289,130,883
工作物減価償却累計額	△1,243,597,747	△1,521,094,145	△1,521,094,145
その他	830,474	830,474	830,474
その他減価償却累計額	△406,375	△406,375	△406,375
建設仮勘定	68,930,765	74,212,216	74,212,216
物品	24,504,025	137,853,142	149,300,389
物品減価償却累計額	△13,678,168	△92,721,306	△99,636,106
無形固定資産	74,839	26,991,024	27,285,396
ソフトウェア	58,940	382,123	665,087
その他	15,899	26,608,901	26,620,309

②行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中（4月1日～翌年3月31日）の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成されており、資産の機能維持のために必要な修繕費、当該会計期間中における資産価値の減少、資産の除売却による損益を把握できる。

(単位：千円)

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用			
維持補修費	11,287,773	12,680,301	12,879,938
減価償却費	42,594,090	60,243,534	61,138,622
臨時損失			
資産除売却損	41,937	932,533	933,515
臨時利益			
資産売却益	40,146	164,720	164,733

③純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中（4月1日～翌年3月31日）の地方公共団体の純資産の変動を明らかにすることを目的として作成されており、固定資産を形成するために充当した資源の蓄積状況を把握できる。

(単位：千円)

科目（固定資産等形成分）	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産等の変動 （内部変動）			
有形固定資産等の増加	18,013,891	33,821,239	34,531,095
有形固定資産等の減少	△44,018,996	△62,814,179	△63,702,632
無償所管換等	3,908,323	10,808,204	10,808,204
比例連結割合変更に伴う 差額	-	-	1,794
その他	△328	△4,265,056	△23,034

④資金収支計算書

資金収支計算書は、会計期間中（4月1日～翌年3月31日）の地方公共団体の資金収支の状態を明らかにすることを目的として作成されており、固定資産の修繕や整備に係る支出、売却による収入を把握できる。

（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
業務支出			
物件費等支出	120,257,122	134,487,375	133,317,544
投資活動支出			
公共施設等整備費支出	17,959,627	32,672,563	33,088,762
投資活動収入			
資産売却収入	132,885	257,160	258,630

（注）「物件費等支出」に固定資産に関連する費用として維持補修費が含まれる。

第2章 固定資産台帳の更新に係る内部統制

1. 固定資産台帳の更新

(1) 固定資産台帳の作成・管理の所管

千葉市では、地方公会計の固定資産台帳は、財政局資産経営部資産経営課が管理している。固定資産台帳の管理業務は多岐にわたるため、業務内容の一部を、財政局資産経営部管財課、財政局財政部財政課、会計室と分担している。

各部署が担当する主な業務と管理する台帳は次のとおりである。

【部署別の主な担当業務と管理する台帳等】

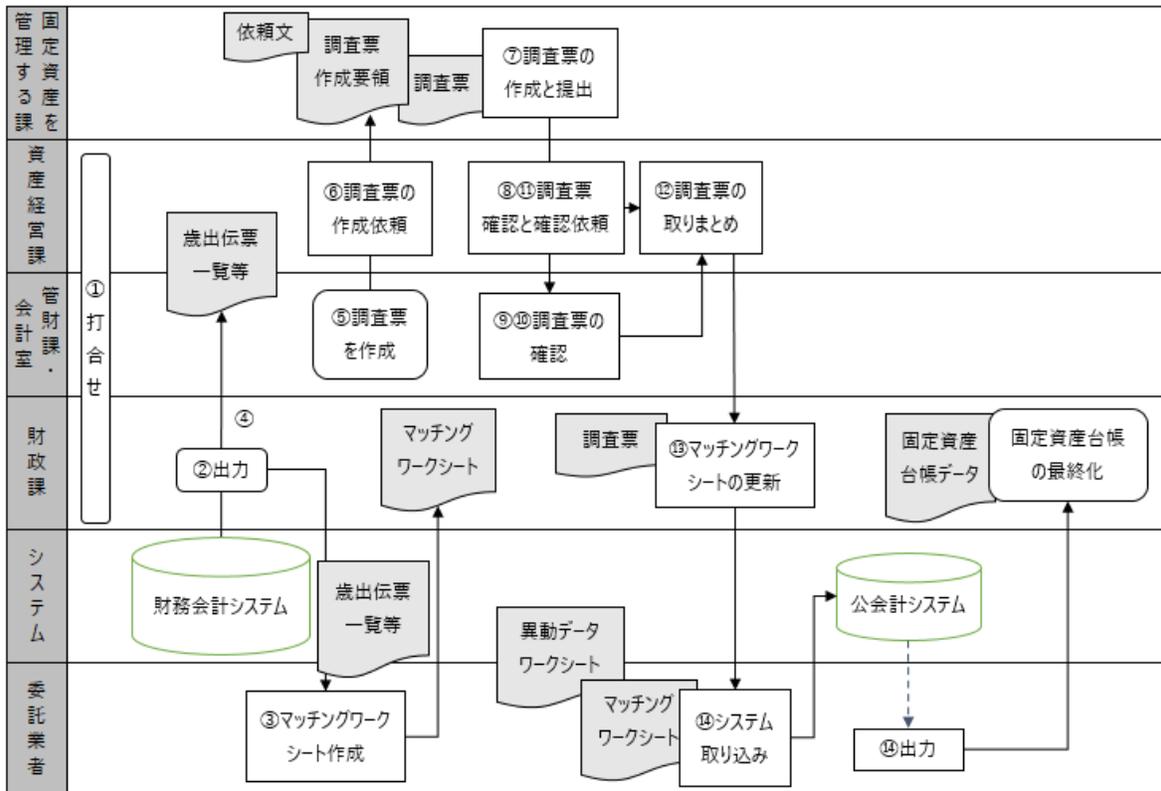
部署	主な担当業務	管理する台帳等
財政局資産経営部 資産経営課	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産台帳の管理 固定資産増減調査の取りまとめ(総括) 資産の総合評価及び計画的保全 資産カルテの公表 	固定資産台帳 資産データベース
財政局資産経営部 管財課	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産増減調査の回答の確認(公有財産情報の更新) 公有財産台帳の管理 未利用地等の一覧の公表 	公有財産台帳 <ul style="list-style-type: none"> システム管理(土地、建物、道水路) システム外(工作物、動産、用益物権、無体財産権、有価証券、出資による権利)
財政局財政部 財政課	<ul style="list-style-type: none"> 財務会計システムの管理 公会計システムの管理 委託業者との調整 財務書類4表の作成及び公表 	マッチングワークシート(固定資産の更新情報を公会計システムに取り込むためのもの)
会計室	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産増減調査の回答の確認(物品情報の更新) 	備品台帳(物品)
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産増減調査への回答 	個別法に基づく各種台帳

出典：所管課提出資料を基に監査人が作成。

(2) 固定資産台帳の更新手順

千葉市の固定資産台帳の更新手順は次のとおりである。

【固定資産台帳の更新手順】



番号	プロセス
①	財政課、資産経営課、管財課、会計室で固定資産台帳更新スケジュール等を打ち合わせる。
②	財政課は「歳出伝票一覧（支出命令データ）」を「財務会計システム」から出力し、委託業者に送付する。
③	委託業者は、「歳出伝票一覧」等を基に、「マッチングワークシート」を作成し、財政課に送付する。
④	財政課は「歳出伝票一覧（支出命令データ）」（普通建設事業費にかかるもの）を資産経営課、管財課、会計室に送付する。
⑤	管財課は「固定資産増減調査票」に土地・建物の異動情報及び支出命令データを反映し、資産経営課に送付する。
⑥	資産経営課は固定資産を管理する課に対し、「固定資産増減調査票」の作成依頼（全庁照会）をする。
⑦	固定資産を管理する課は「固定資産増減調査票」を更新して資産経営課に提出する。
⑧	資産経営課は「固定資産増減調査票」の内容の確認を管財課、会計室に依頼する。

番号	プロセス
⑨	管財課は、公有財産について、固定資産を管理する課から提出された「固定資産増減調査票」の回答内容を確認する。
⑩	会計室は、物品について、固定資産を管理する課から提出された「固定資産増減調査票」の回答内容を確認する。
⑪	資産経営課は、管財課、会計室の担当以外の回答内容を確認する。
⑫	資産経営課は、固定資産を管理する課からの回答及び管財課、会計室の確認内容を取りまとめ、「固定資産増減調査票」を財政課に提出する。
⑬	財政課は、「固定資産増減調査票」に基づき、「マッチングワークシート」を更新し、作成した「異動データワークシート」とともに、委託業者に提出する。
⑭	委託業者は、「公会計システム (PPP)」に「マッチングワークシート」及び「異動データワークシート」を取り込み、「財務 4 表」及び「固定資産台帳データ」を作成し、財政課に送付する。

上記の更新プロセスにおける主な書類及びシステム等の内容は次のとおりである。

書類等の名称	内容
歳出伝票一覧（支出命令データ）	年度別、会計別、所属別、款項目別などとなっている支払情報で、通常契約別や支払月別に管理されているデータの一覧。
財務会計システム	予算決算管理、歳入歳出管理、物品管理などを行う自治体基幹システムの1つ。
マッチングワークシート	支出命令データから固定資産候補節のデータを抽出し、資産配分・費用配分の別を入力し、資産配分（マッチング）するものについては、台帳登録に必要な情報を併せて入力し、固定資産取得情報を公会計システムに取込み・出力するためのエクセルファイルの様式。
異動データワークシート	固定資産増減調査票に基づき、既存固定資産の異動情報を入力し、異動情報を公会計システムに取込み・出力するためのエクセルファイルの様式。
固定資産台帳増減調査票作成要領	固定資産を管理する課が「固定資産増減調査票」の作成する際に参照する要領。
固定資産台帳増減調査票	固定資産台帳の増減を調査する様式。
公会計システム	歳入歳出伝票、資産負債データ、固定資産データなどを取り込み、財務 4 表を出力する機能を有している財務書類作成支援システム。
財務 4 表	貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。
固定資産台帳データ	公会計システムから出力した年度末固定資産台帳の電磁的記録。

（3）固定資産台帳増減調査票

「固定資産台帳増減調査票作成要領」に基づき、固定資産増減調査票が作成される。

固定資産台帳増減調査票に記載される主な事項は次のとおりである。

①勘定科目

「固定資産台帳増減調査票作成要領」では、事業用資産とインフラ資産の区分は、総務省「財務書類作成要領」記載の「事業用資産」と「インフラ資産」分類を参考にしている。

【公有財産台帳の細分類と、「事業用資産・インフラ資産」の対応表】

公有財産台帳 登載分				
財産分類	施設分類	細分類名	事業・インフラ	
行政財産	公用施設	本庁舎・分館	事業用資産	
		消防局		
		消防器具置場		
		その他の消防施設		
		区役所・市民センター		
		現場事務所		
		清掃施設		
		し尿処理施設		
		下水道施設		インフラ資産
		保健福祉センター		事業用資産
	その他の公用施設	※個別判断		
	公共用施設	高等学校	事業用資産	
		中学校		
		小学校		
		その他の学校		
		公営住宅	インフラ資産	
		公園		
		緑地・その他	事業用資産	
		市民会館		
		コミュニティ施設		
		余暇施設		
		その他の市民生活施設		
		環境保全関連施設		
		保健衛生施設		
		その他の環境衛生施設		
		市場		
		ユースホステル		
		その他の商工観光施設		
		農政施設		
		緑化施設		
		その他の農政緑化施設		
		保育所		
		児童福祉施設		
	心身障害者援護施設			
	老人福祉施設			
	その他の社会福祉施設			
	公民館			
	青年館			
	社会教育施設			
	保健体育施設			
	社会体育施設			
	文化施設			
その他の教育施設				
その他の施設	※個別判断			
普通財産	公益用地	事業用資産		
	管財課宅地			
	所管課宅地			
	管財課山林			
	所管課山林			
	管財課その他			

【例外】(上記に当てはまらないもの)

財産分類	項目	事業・インフラ
行政財産	道路	インフラ資産
	農道	
	河川	
	防災(消防施設以外)	

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

【勘定科目・補助勘定科目の区分】

区分	事業・インフラ	勘定科目	補助勘定科目	内容	償却/非償却		
有形固定資産	事業用資産	土地	001: 土地	事業用資産の底地 土地上の舗装等は工作物	非償却		
			立木竹	002: 立木竹		保険に加入している立木竹のみが対象	
			建物	003: 建物			
				004: 建物付属設備		単独では機能しないもの 給排水・空調設備、エレベータ等	
			工作物	005: 工作物		建物に該当しない構築物 鉄塔、アンテナ、モニュメント、遊具、煙突等	
			船舶	007: 船舶			
			浮標等	008: 浮標等			
			航空機	009: 航空機			
			その他	099: その他の有形固定資産			
			建設仮勘定	100: 建設仮勘定		年度をまたぐ事業で供用を開始していない資産	
			インフラ資産	土地		200: 橋梁(公共土地)	
						201: 道路(公共土地)	
						202: 河川(公共土地)	
						203: ダム(公共土地)	
						205: 漁港・港湾(公共土地)	
	207: 公園(公共土地)						
	208: 下水道(公共土地)						
	210: 下水処理(公共土地)						
	211: トンネル(公共土地)						
	212: 農道(公共土地)						
	213: 林道(公共土地)						
	299: その他(公共土地)						
	建物	300: 橋梁(公共建物)					
		301: 道路(公共建物)					
		302: 河川(公共建物)					
		303: ダム(公共建物)					
		305: 漁港・港湾(公共建物)					
		307: 公園(公共建物)					
		308: 下水道(公共建物)					
		310: 下水処理(公共建物)					
		311: トンネル(公共建物)					
		312: 農道(公共建物)					
		313: 林道(公共建物)					
		349: その他(公共建物)					
		工作物			350: 橋梁(公共工作物)		
					351: 道路(公共工作物)		
					352: 河川(公共工作物)		
	353: ダム(公共工作物)						
	355: 漁港・港湾(公共工作物)						
	357: 公園(公共工作物)						
	358: 下水道(公共工作物)						
	360: 下水処理(公共工作物)						
	361: トンネル(公共工作物)						
	362: 農道(公共工作物)						
	363: 林道(公共工作物)						
399: その他(公共工作物)							
400: その他の公共用財産							
建設仮勘定	500: 公共用財産建設仮勘定						
物品	600: 物品		50万円以上の物品が対象				
	601: 美術品	300万円以上の美術品が対象					
無形固定資産	ソフトウェア	ソフトウェア	700: ソフトウェア	ハードウェアがあるものは「物品」 無形固定資産はソフトウェア単体の場合のみ	償却		
			701: 地上権				
			702: 著作権 特許権				
			703: 電話加入権				
			799: その他の無形固定資産				
その他	その他						

出典：千葉県「固定資産台帳増減調査票作成要領」（令和4年）

②取得年月日

取得年月日は検収日や引渡日が想定され、固定資産台帳の「取得日」には、マッチングワークシートの「取得日」が登録される。

一方、マッチングワークシートに「取得日」の入力がない場合、固定資産台帳上、自動的にマッチングワークシートの「支払日」が「取得日」として登録される。そのため、マッチングワークシートに「取得日」を入力しなかった資産に係る「支払日」が出納整理期間中である場合、「取得日」は見た目上は翌年度会計期間の日付となり、取得年度と整合しないこととなる。

【固定資産の計上時期】

資産区分		資産計上の対象		計上時期	
事業用資産	土地	土地購入費	土地の取得に要した支出額	取得日 ※ただし、建物や工作物を複数年にわたって整備する場合、施設整備が完了(供用開始)するまで、「建設仮勘定」で管理する。	
		移転補償費	用地取得に伴う移転補償に要した支出額		
		土地造成費	土地の資産価値を高める目的の造成費		
		付随費用	土地の取得又は造成工事に伴い発生する測量等に要した支出額(別表参照)		
	建物	工事費	建物の構築に要した支出額 (解体工事は含まない。区分できない場合を除く。)		
		付随費用	工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額(別表参照)		
	工作物	工事費	工作物の構築に要した支出額 (解体工事は含まない。区分できない場合を除く。)		
		付随費用	工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額(別表参照)		
	物品等	本体価格	物品の購入に要した支出額		取得日
		付随費用	物品の購入に係る運搬費、据付費、購入手数料等の支出額		
インフラ資産		原則、事業用資産に準じる			
リース資産		リース期間全体のリース料総額		リース取引開始日	

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

③取得価額

固定資産台帳増減調査票作成要領によると、固定資産の取得価額は、①取得金額、②付随費用、③再調達原価、④リース料総額、のいずれかとしている。

【再調達原価の算定】

資産内容	作業内容
道路、河川及び水路の敷地	「取得価額不明の場合」、「昭和59年度以前に取得した記載漏れ登録の場合」及び「無償で移管を受けた場合」は、「1円」を記載。
その他底地	別資料「単価シート」を参考に入力。 ※「単価シート」は3年毎に見直す。
建物	「取得価額不明の場合」及び「適正な対価なくして取得した場合」は、単価×面積(※単価シート参照)を記載。
その他の資産	物品等については、パンフレット等から同等品の金額を見積り入力。

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

④耐用年数

「固定資産台帳増減調査票作成要領」に基づいて設定している。

具体的には、建物は用途と構造にて算定し、それ以外のものは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従う。

⑤登録単位

「固定資産台帳増減調査票作成要領」に基づいて設定している。

具体的には、土地と建物・工作物は別計上するものとし、建物は棟単位で登録するものと規定しており、「固定資産台帳増減調査票作成要領」では次のように例示している。

【固定資産台帳への登録単位】

例) 平成28年度中にスポーツ施設を整備し、その際に土地も購入した。	
①スポーツ施設のうち、建物の取得に要した費用	→建物として1行目に記載
②スポーツ施設のうち、グラウンドの整備に要した費用	→工作物として2行目に記載
③スポーツ施設のうち、施設敷地(土地)の取得に要した費用	→土地として3行目に記載

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」（令和4年）

なお、建物附属設備は別登録することは規定していない。

ソフトウェアを含む無形固定資産は資産経営課が担当しているが、資産の計上判断はあくまで固定資産を管理する課（所管課）となっている。

⑥付随費用

購入手数料、測量・登記費用、補償費、消費税等、資産の取得に際し、資産自体の対価以外に要した費用を付随費用として取得価額に含めている。

「固定資産台帳増減調査票作成要領」では、付随費用を次のように設定している。

【土地、建物及び工作物に係る付随費用】

科目	支出内容	資産計上	備考
需要費	登記費用など	○	
役務費			
使用料			
賃借料			
原材料費			
委託料	基本計画、基本設計、基本計画に付随する測量	×	
	調査費（土壌汚染調査、物件補償調査、環境調査、不動産鑑定など）	×	
	実施設計、詳細設計、工事監理費	○	
	測量費（実施設計・詳細設計に基づき行う測量）	○	土地分筆時における分筆前の地積測量を含む
補償・補てん及び賠償金※	移転補償費	○	工事に起因する損害賠償は除く

※補償・補てん及び賠償金は土地にかかる付随費用として計上

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」（令和4年）

⑦資本的支出

固定資産台帳増減調査票作成要領では、法人税基本通達の文言を引用し、改修に関する資本的支出は固定資産とすることとしている。

具体的には以下のとおりである。

【改修等を実施した場合の固定資産台帳への掲載の要否】

改修等を実施した場合の固定資産台帳への掲載の要否		
	台帳記載要否	支出内容
非資本的支出	不要	施設の修繕など現状の機能を維持するために実施した工事
資本的支出※	必要	設備の更新工事 建物の耐震補強や大規模改造工事など施設の強化になる工事
入力内容		
資本的支出	既存の建物等と、種類及び耐用年数を同じくする資産を、新たに取得したものと して入力します。	
※ なお、本市資産に対する改修等で市債を充当しているものは原則、固定資産台帳への掲載対象となります。		

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」（令和4年）

⑧建設仮勘定

道路、公園、下水道、庁舎建設などの事業が当年度に完成せず、翌年度に継続している事業の場合に建設仮勘定に計上し、道路や建物が完成（供用開始）した段階で、建設仮勘定から本勘定（道路、建物、土地など）に振り替えている。

具体的には以下のとおりである。

【改修等を施した場合の固定資産台帳への掲載の要否】

<p>A 新規事業 の場合</p> <p>① 今年度に事業を開始したが、完成せず、翌年度に継続している事業</p> <p>② 昨年度の建設仮勘定の台帳に記載したが、今年度完成せず、翌年度に継続している事業</p> <p>③ 昨年度又はそれ以前から事業を行っていたが、今年度完成せず、翌年度に継続して実施している事業のうち、昨年度の固定資産台帳に記載しなかった事業（調査判明に該当する事業）</p> <p>B 継続事業 の場合</p> <p>① 昨年度又はそれ以前から事業を行い、今年度も事業を行った結果完成した（振替）。記載漏れにより前年度の固定資産台帳に記載していなかった場合も記載してください。</p>

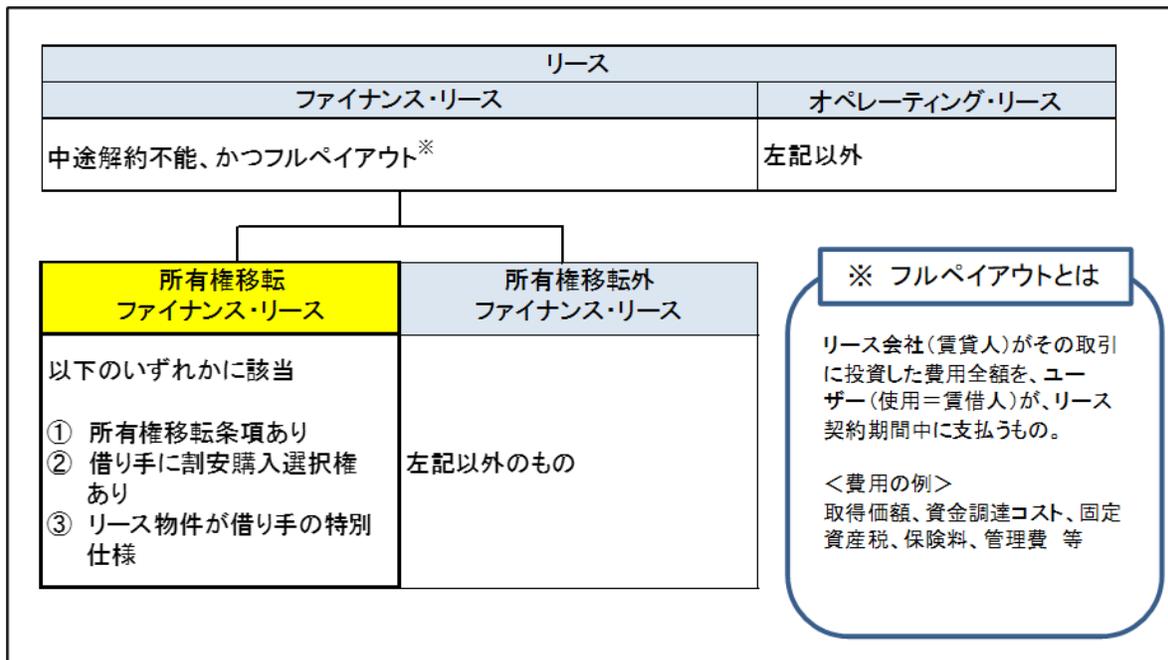
出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」（令和4年）

⑨リース資産

リース契約のうち次のもの以外を固定資産台帳に登録している。

- ・所有権移転ファイナンス・リースのうち、契約総額が300万円未満または契約期間が1年以内のもの（少額リース取引）
- ・所有権移転外ファイナンス・リース
- ・オペレーティング・リース

【リースの分類イメージ図】



出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」（令和4年）

⑩所有外資産

所有外資産は、現状の地方公会計マニュアルでは資産として計上しないこととされているため、固定資産台帳で管理していない。

なお、令和5年度に導入予定の施設マネジメントシステムである「fmSMART」（後述）では、「所有関係区分」という項目があり、この項目で所有外資産の管理が可能となる予定である。

地方公会計マニュアルが改訂され、所有外資産の資産計上が必須となった場合は、改訂内容に基づき固定資産台帳へ反映する予定である。

（4）固定資産の実在性・網羅性の確認

固定資産台帳に登録された固定資産は、地方公共団体が所有する等して実在する固定資産である必要がある。また、地方公共団体が所有する固定資産が網羅的に固定資産台帳に登録されている必要もある。

そこで、固定資産台帳に登録された固定資産と現物との一致を確認する固定資産の現物調査を実施することが重要である。

千葉市では、各所管が役割分担して対応している。

管財課：公有財産台帳（工作物等を除く。）に計上される資産の所管課に対し、公有財産の現在高に関する調査を年2回行い、登録内容に誤りがないか確認する。

会計室：財務会計システムに登録された物品を年2回調査する。また、会計室は年に15部署程度を対象として実地検査を行い、実在しない物品について不用申請処理を行うよう各課に指導する。

資産経営課：その他の資産の更新及び取りまとめを担当しており、年1回の増減調査時に、登録内容に誤りがないか確認する。

（５）新しい施設マネジメントシステムの導入

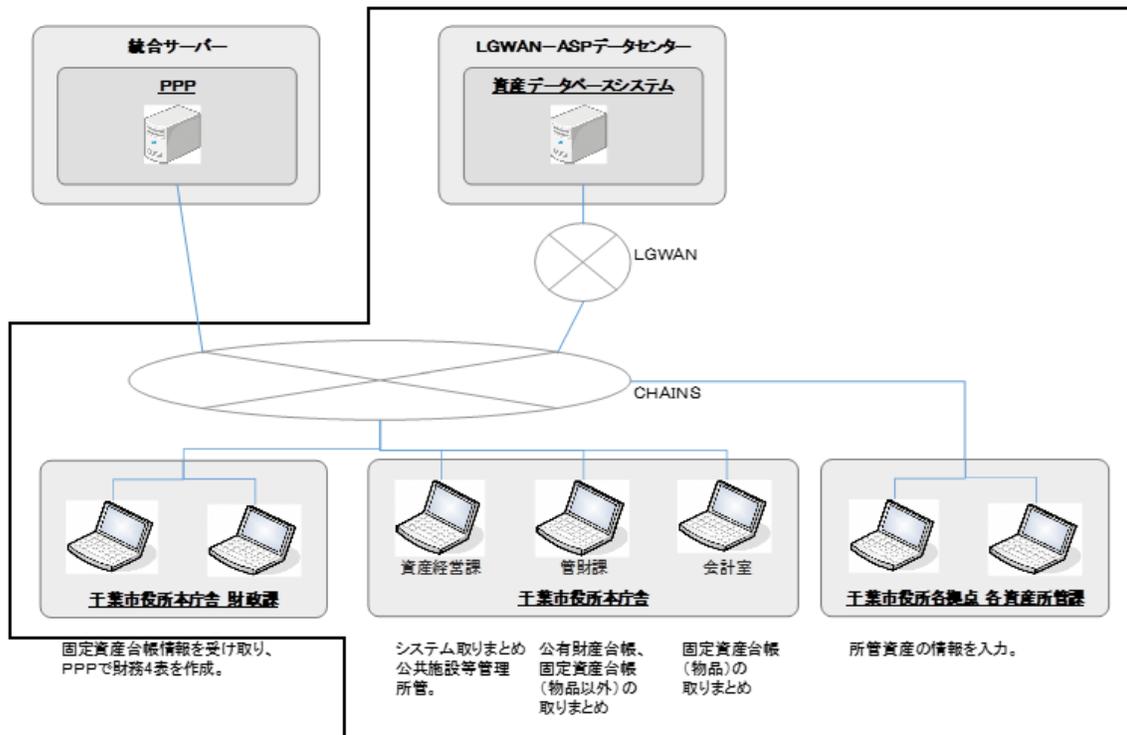
千葉市は令和5年度に施設マネジメントシステム「fmSMART」を導入予定であり、現在システム外で管理している土地・建物以外の公有財産もシステム管理に移行する予定である。

当該システム全体で、統一的な基準に沿った運用を前提として、公有財産、固定資産、公共施設等管理情報の一元管理やデータ連携による事務の効率化、施設運営状況等の把握・改善による市民サービスの向上、施設状況の見える化による情報共有、更新費用等の平準化による財政的効果等が想定されており、具体的な機能として、①公有財産・固定資産等管理機能、②公共施設等管理機能、③これらの機能を活用した効果的な資産経営最適化ツール機能、④公会計システムデータ連携機能、を持つこととされている。

これまでの千葉市の資産に関するデータは、公有財産、固定資産、資産カルテ等の使用目的に合わせて別々に台帳等で管理されてきたが、当該システムの導入により、それらのデータが一元的に管理できるようになり、また、連携も容易に可能となることが想定されている。

システムの全体イメージ図は次のとおりである。

【システムの全体イメージ図】



出典：千葉市資産データベースシステム開発・運用・保守業務委託調達仕様書

2. 公有財産台帳等の更新

千葉市では、固定資産台帳の他に、財産の運用管理、現状把握を目的とした固定資産に関連する台帳を所管部署ごとに管理している。それらの台帳、所管部署、主な使用目的は以下のとおりである。

【千葉市が管理する公有財産台帳等の概要】

台帳の種類	所管部署	主な使用目的
①公有財産台帳	管財課	公有財産の取得、管理及び処分を適正に行うために、公有財産の現況を的確に把握する。
②都市公園台帳	公園管理課	公園内資産の施設管理・維持管理を行うために、現況を把握する。
③道路台帳	路政課	道路区域線の確認及び保全、道路の維持管理を行うために、現況を把握する。
④備品台帳	会計室	備品の維持管理を行うために、現況を把握する。
⑤河川現況台帳	総合治水課	河川の維持管理を行うために、現況を把握する。
⑥公立学校施設台帳	学校施設課	学校内の資産の維持管理を行うために、現況を把握する。

上記の他、下水道維持課が作成する「下水道台帳」、水道事業事務所が管理する「管路管理台帳」「設備台帳」があるが、これは「IV 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳」の箇所記載する。

①公有財産台帳

管理所管	管財課
根拠規定	千葉市公有財産規則第 36 条第 1 項
台帳の概要（管理する資産名）	公有財産 ・不動産（土地・建物・工作物） ・動産（船舶・浮標・浮棧橋・航空機） ・用益物権（地上権、地役権） ・無体財産権（商標権・著作権） ・有価証券（株券） ・出資による権利
使用システム（ソフトウェア）	・公有財産システム（土地・建物） ・Microsoft Excel（それ以外）
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	公有財産を取得等した際に、所管課長から管財課長に公有財産通知書が提出される（千葉市公有財産規則第 39 条）。提出の都度、管財課が公有財産台帳の内容を修正する。 業務委託範囲は、公有財産システムで管理している土地及び建物の年次更新データの入力、システム障害及び問合せ等の対応である。

業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	公有財産の状況を明らかにする基本的な台帳として活用している。また、財産に関する調書の元資料となっている。
固定資産台帳への反映方法	固定資産増減調査の調査票と公有財産の増減の整合を確認した後、固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	公有財産システムと資産データベースはシステム間で連携しているため、システム管理となっている土地と建物は自動で更新情報が反映される。システム外で管理している公有財産台帳は、他の資産と同様に別途固定資産台帳の更新を図っている。

(概要)

公有財産台帳は、主に公有財産の取得、管理及び処分を適正に行うために、現況を的確に把握することを目的に備えられている。公有財産台帳は管財課が管理している。

千葉市の公有財産台帳には、不動産（土地・建物・工作物）、動産（船舶・浮標・浮棧橋・航空機）、用益物権（地上権、地役権）、無体財産権（商標権・著作権）、有価証券（株券）、出資による権利が記載されており、いずれも地方自治法第 238 条第 1 項に定められた公有財産である。

公有財産台帳は、非公表であり、千葉市内部で公有財産の状況を明らかにする目的で活用している。具体的には、公有財産に関し、財産に関する調書、未利用地リストを作成するために活用している。市民等から「市有地の草刈要望」「境界立会依頼」「借用の相談」等の問合せを受けた際に、所管する部署を調べることなどにも活用している。

(更新手順)

公有財産台帳は、管財課が更新する。公有財産台帳の記載事項を更新するタイミングは、千葉市公有財産規則第 39 条に従い、以下の事実が発生したときである。

- ・取得又は処分したとき。
- ・用途設定、用途変更又は用途廃止をしたとき。
- ・所管換をしたとき。
- ・改築、修繕、天災事変その他の事由により形質又は価格に変動があったとき。
- ・土地の分筆、合筆、地目変更、地積訂正その他の重要な事実が発生したとき。
- ・その他台帳記載事項に異動を生じたとき。

公有財産台帳の更新実務は、以下のとおりである。

- ①所管課が「公有財産通知書」を作成し、管財課に提出する
- ②管財課は、公有財産通知書を確認する（不備がある場合は、所管課に問い合わせ、必要に応じて資料の再提出を依頼する）
- ③公有財産台帳に登録する
- ④管財課が所管課に登録完了メールを送付する
- ⑤所管課が、公有財産システム又は管財課全庁フォルダ掲載の台帳で登録内容を確認する。

管財課が、年に2回（3月末・9月末時点）公有財産の現在高調査という全庁調査を行い、公有財産台帳の登録内容に誤りがないか確認する。平成19年3月9日付財政部長通知「公有財産管理に係る事務の適正な取扱いについて（通知）」及び令和5年5月29日付資産経営部長通知「公有財産の適正な管理について（通知）」で定期的に現場調査等を行うよう全庁通知した取扱いを遵守している。

②都市公園台帳

管理所管	都市局公園緑地部公園管理課
根拠規定	都市公園法第17条 都市公園法施行規則第10条
台帳の概要（管理する資産名）	都市公園
使用システム（ソフトウェア）	千葉市公園管理情報システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	取得等の台帳登録内容の変更が発生した都度、更新している。業務委託範囲は、システム保守及び一括データ取込み作業である。
業務マニュアル・研修資料	無
台帳の活用状況	施設管理、苦情要望対応の情報管理に活用している。
固定資産台帳への反映方法	固定資産台帳増減調査の際に、公園管理課にて固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	公有財産システム経由で反映される。

（概要）

都市公園台帳は、都市公園法に基づいて作成される台帳であり、各公園の名称や所在地や沿革の概要及び主要な公園施設の種類・名称等が記載されている。

都市公園台帳は、都市公園の管理を適切に行い、かつ、広く公衆に都市公園の現状を知らしめることを目的に備えられている。

都市公園台帳は、閲覧は可能であるが、基本的に千葉市内部で活用している。

(更新手順)

調書及び図面の記載事項に変更があったときには速やかにこれを訂正するもの（都市公園法施行規則第 10 条第 4 項）とされており、千葉市では記載事項の変更があったときには紙の台帳を随時更新し、データは年度末にまとめて業者に委託して更新している。

③道路台帳

管理所管	建設局土木部路政課
根拠規定	道路法第 28 条
台帳の概要（管理する資産名）	道路
使用システム（ソフトウェア）	千葉市道路管理システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	供用開始告示後に委託により年 2 回更新している。業務委託範囲は、測量、データ作成、データ入力である。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	道路区域線の確認及び保全、復元等、道路区域証明及び幅員証明、道路の維持管理、都市計画、道路の整備計画等、道路の統計関係に活用している。
固定資産台帳への反映方法	固定資産台帳増減調査の際に、路政課にて固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

(概要)

道路台帳は、道路法を根拠として作成される台帳である。

道路台帳は、窓口で閲覧・交付を行っており、また、市内部の道路に係る他課も道路管理システムにアクセスし閲覧できる。

また、インターネット経由で「千葉市地図情報システム」にアクセスでき、道路台帳への記載事項のうち、道路の種類、路線名、路線の起点・終点、路線の認定年月日・延長を公開して

いる。

主に、道路区域線の確認及び保全、復元や道路の維持管理としての利用や都市や道路の整備計画に利用される。また、外部への活用は道路区域証明及び幅員証明への利用が挙げられる。

(更新手順)

道路台帳の更新は業者に委託しており、その範囲は、測量、データ作成、データ入力である。

④備品台帳

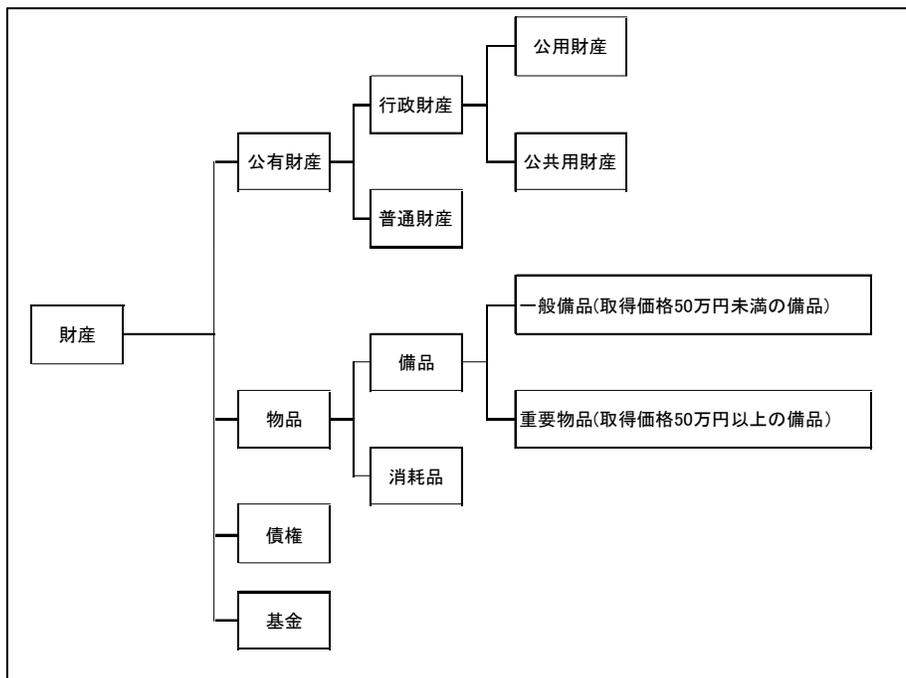
管理所管	会計室
根拠規定	千葉市物品会計規則第 46 条
台帳の概要（管理する資産名）	取得価額又は評価価額 2 万円以上の物品
使用システム（ソフトウェア）	財務会計システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	備品の取得等をした際に、各所管課が財務会計システムに入力している。備品台帳作成に係る業務委託はしていない。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	登録した備品が実在するかについて、年に 2 回各課に対して調査依頼している。 会計室主体で年に 15 部署程度を対象として備品が実在するかについての実地検査を行い適正な備品管理を行うよう指導している。
固定資産台帳への反映方法	固定資産増減調査の調査票と物品の増減の整合を確認した後、固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

(概要)

千葉市の備品台帳は、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録し、現況を的確に把握することを目的に備えられており、会計室が管理する(企業会計を除く。)

物品は備品と消耗品に分類され、備品は更に一般備品と重要物品に分類される。

【財産の分類】



出典：所管課提出資料

共回事務の手引き(物品事務)によると、消耗品は「1回の使用によって消耗され、又は比較的短期間（おおむね1年程度としています。）にその性質形状が変えられる物品及び贈与を目的とする物品並びに取得価格又は評価価格税込み 20,000 円未満の物品」と定義づけられており、備品台帳には、取得価格又は評価価格 20,000 円以上の物品の取得情報等が記録されている。

備品台帳は、非公開であり、千葉市内部での活用としている。

(更更新手順)

千葉市物品会計規則によると、備品台帳の記載事項を更新するのは、主に以下の事実が発生したときである。

- ・ 物品の受入れ
- ・ 物品の管理換え
- ・ 不用物品の処分
- ・ 物品の亡失及び損傷

備品を取得するときは、所管課が「執行伺(物品)」又は「支出負担行為伺書(物品)」とその他関係書類を添え、所属の物品取扱員・区物品取扱員に通知する。所管課は内部管理システムで備品の受入登録を入力し、「備品登録書」を出力して、取得した備品の内容を会計室に報告している。会計室は、備品登録書の内容と内部管理システムで入力された内容を確認し、支出命令書の審査を行う。

備品の廃棄処分又は売払処分をするときは、所管課で不用申請を起案し、不用申請の決裁を取る。廃棄処分又は売払処分の決裁後、会計室に売払情報(売払日、売払金額、売払先)を報告する。会計室で処分売払登録を実施、備品の所管部署に通知する。

年に2回、備品台帳に登録した備品の実在性を各課が調査し、会計室では、市の対象となる347部署の中から年に15部署程度抽出し、備品の実在性を実地検査し、適正な備品管理を行うよう指導を実施している。

⑤河川現況台帳

管理所管	建設局下水道企画部総合治水課
根拠規定	河川法第12条
台帳の概要(管理する資産名)	二級河川坂月川・準用河川生実川
使用システム(ソフトウェア)	紙
台帳の更入手順・更新スケジュール・業務委託範囲	台帳資料(図面など)に更新が発生した都度、職員にて台帳も更新している
業務マニュアル・研修資料	無
台帳の活用状況	河川管理事務を円滑・的確に遂行するための基礎資料として活用している。
固定資産台帳への反映方法	河川の工事・委託・用地など一部の情報を固定資産台帳に反映している。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

(概要)

河川現況台帳は、河川法に基づき作成する台帳である。

千葉市でも河川を管理し(準用河川生実川・二級河川坂月川)、現況を的確に把握することを目的に、河川現況台帳を備えており、総合治水課が管理している。

千葉市では、以下のとおり、県から権限移譲された二級河川（坂月川）と管理者が市長となる準用河川（生実川）を管理している。

【市内の河川の区分】

種別	指定対象	管理者
一級河川(指定区間)	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの	県知事
二級河川	一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係のあるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの	県知事 (坂月川：市長)
準用河川	一・二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの	市長

出典：所管課提出資料

河川現況台帳は、市民への閲覧や河川管理事務を円滑・的確に遂行するための基礎資料として活用している(河川管理者が資産の場所、資産内容の把握に活用)。

(更新手順)

河川現況台帳は、事業者が河川占用の許可申請、工事完成図書を千葉市に提出し、総合治水課が当該情報を確認の上、河川現況台帳に記載・更新している。

河川現況台帳の記載事項の更新は、河川法施行令第5条第1項及び第2項をもとに実施している。具体的には、「主要な河川管理施設の概要」、「河川使用の許可等の概要」、「図面」、「主要な河川管理施設」、「法第二十六条第一項の許可に係る工作物で主要なもの」の内容が変更された際に更新している。

⑥公立学校施設台帳

管理所管	教育委員会事務局教育総務部学校施設課
根拠規定	公立学校施設の実態調査要領（文部科学省）
台帳の概要（管理する資産名）	学校施設
使用システム（ソフトウェア）	公立学校施設実態調査施設台帳管理システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	毎年5月1日の状況を各学校からの報告により更新する。業務委託は実施していない。
業務マニュアル・研	有

修資料	
台帳の活用状況	毎年6月末文部科学省へ報告するための台帳である。
固定資産台帳への反映方法	固定資産台帳増減調査の際に、学校施設課にて固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	公有財産システム経由で反映される。

(概要)

公立学校施設には、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法等に基づく国庫補助金等の執行に関する資料を得るとともに、公立学校の施設の実態を把握するための調査」⁶が求められている。

千葉市でも公立学校の施設の実態を把握することを目的に、公立学校施設台帳を備えており、教育委員会事務局教育総務部学校施設課が管理している。

公立学校施設台帳は、非公開であり、毎年6月末に公立学校の施設の実態を文部科学省へ報告するために千葉市内部での活用としている。

(更新手順)

公立学校施設台帳の記載事項を更新するのは、児童数、保有教室数、部屋の用途変更に伴う普通教室・特別教室等の面積の増減、備考（国費充当履歴等）、教室の用途、工事に伴う部屋の変更等が生じた場合である。毎年5月1日の状況を各学校からの報告により更新する。

更新時に必要となる書類は、学校から報告を受ける現況届（教室の用途、保有教室数等）、工事による部屋面積の増減等を確認できる図面、児童数をまとめた資料である。

⑦資産データベース

管理所管	資産経営課
根拠規定	無
台帳の概要（管理する資産名）	公共構築物、インフラ施設（それぞれ土地を含む） ・公共構築物（建物を有する主要な施設、軽微な施設等） ・インフラ施設（道路施設、モノレール施設、河川施設、砂防施設、公園施設、農業集落排水施設、上水道施設、下水道施設、軽微な施設等） ※固定資産台帳に計上される全ての資産が対象になる訳ではない。
使用システム（ソフ	千葉市資産経営システム

⁶ 文部科学省サイト-公立学校施設に関する調査

トウェア)	
台帳の更入手順・更新スケジュール・業務委託範囲	年間のスケジュールを組んで、年1回更新している。まず、資産データ調査を実施し、調査結果取りまとめてシステム取込を実施する。システム取込結果を資産カルテ所管課に確認し登録内容を修正する。登録が完了した後、資産カルテとして外部公表する。業務委託範囲は、システムの保守・運用・資産データの取込である。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	施設の管理コストや利用状況等の情報を一元化し、資産データの管理、資産カルテの作成、資産の総合評価における分析ツールとして活用している。
固定資産台帳への反映方法	反映していない。
備考	固定資産の活用のためのデータベースとなっており、千葉市では固定資産台帳よりも重要視している。

(概要)

千葉市では、資産経営の最適化を図るため、平成 25 年度から、資産データを一元化して活用するとともに、各施設について「資産の総合評価」を行い、評価結果に基づく利用調整から施設の計画的保全までを総合的に担う仕組みとして「千葉市資産経営システム」を構築・運用している。

ここで、公有財産台帳の土地建物に関する基本情報、固定資産台帳の資産現在価値や減価償却費に関する情報、保全マネジメントシステムの施設劣化度や修繕コストなどを一元的に管理するものが資産データベースである。

千葉市ホームページによると、資産データベースの役割は以下の3つである。

①資産データの管理

これまで別々に管理されていた建物の保全状況などのハード情報と利用状況などのソフト情報を集約し、施設単位で管理する。

②資産カルテによる「資産情報の見える化」

施設の現状や公共施設のあり方について、住民の理解を深められるよう、資産カルテを作成し、公表する。

③資産の総合評価における分析ツール

資産の総合評価における定量評価を行う。このように、資産経営システムで一元化された資産データベースは、千葉市の資産・債務改革を進めるうえでの重要な取組であり、千

葉市の取組として特筆すべきものである。この取組の詳細については「第 4 章 固定資産台帳の活用」で取り上げる。

3. 監査の結果

(1) 固定資産台帳の更新作業

i) 実施した手続と発見事項

「第3章 固定資産台帳の内容の点検」において、千葉市の地方公会計に基づく固定資産台帳の内容を点検する過程で発見された誤謬を再発させないための内部統制の整備・構築の必要性として、ミスなく登録・更新されることに関する統制プロセスを設け、ルール化することについて言及した。

一方、当該手続を通じて、固定資産台帳の更新作業の全体に係る内部統制として、①固定資産台帳の更新スケジュールを工夫することで期間的な余裕を持たせること、②固定資産を管理する課（所管課）と固定資産台帳を管理する課との作業指示等に関する意思疎通を強めること、③外部業者等の利用により固定資産台帳の精度をあげていくこと、などの検討も有効ではないかと思われる気付き事項もあった。

ここでは、そのような固定資産台帳の更新作業に係る気付き事項・発見事項について記載する。

ii) 結果

意見1 固定資産台帳の更新スケジュールの見直しについて（資産経営課）

千葉市の固定資産台帳の更新作業は、出納整理期間が終わり、歳出データが全て確定してから7月から8月にかけて固定資産異動情報を整備し、確認作業を実施するスケジュールとなっている。このため、当年度の固定資産の異動状況が固定資産台帳に反映される時期は、翌年度の1月になってしまう（例えば、令和3年度の固定資産の異動状況は令和5年1月に反映される）。これは、財務書類の作成・公表に1年かかることの大きな要因になっていると考えられる。

千葉市は期末一括仕訳方式⁷を前提としているため、歳入歳出決算が確定した後に1年をかけて台帳を整備するスケジュールとなっているが、日々仕訳を前提とすれば、固定資産の異動情報の確定が決算確定後に遅滞なくできる。具体的には、予算が確定した段階で、所管課が取得予定資産及び売却予定資産の予定情報を固定資産増減調査票に入力し、期中の予算執行の都

⁷ 期末一括仕訳方式

公会計の整備にあたって、歳入歳出データから複式仕訳を作成する方式として、①取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う「日々仕訳方式」と、②期末に一括して仕訳を行う「期末一括仕訳方式」がある。

度、固定資産増減調査票を更新する。決算額が確定次第、固定資産増減調査票を資産経営課に提出する、ということが考えられる。

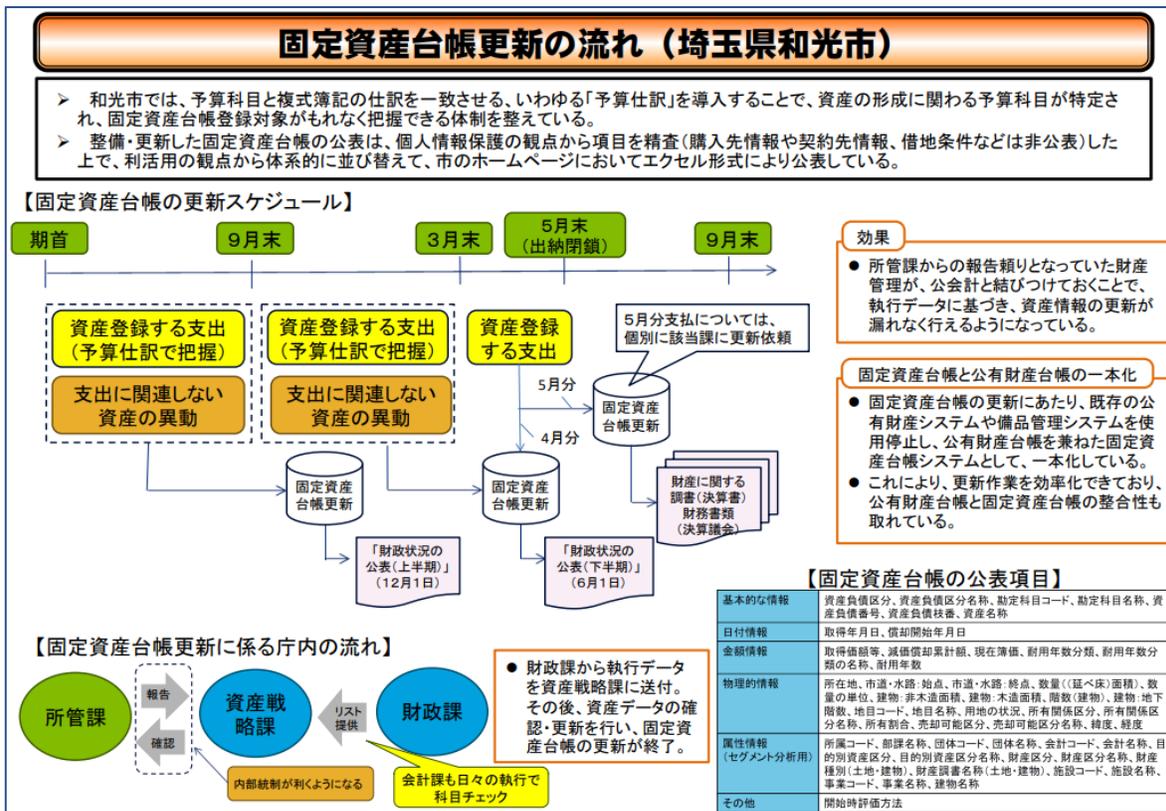
財務書類を翌年度の9月の段階で公表している地方公共団体においては、各課への照会を2月くらいから始め、固定資産台帳への登録を8月までに済ませている事例が総務省HPにおいて紹介されている。

【先進自治体（奈良市）の取組事例】

財務書類の早期作成・公表（奈良県奈良市）											
事例概要											
○ 時間を要する固定資産台帳の更新作業については、年度内から各事業担当課において仕訳作業を開始して、準備を進めることにより、決算年度の翌年度10月初旬までに財務書類等を公表している。											
取組内容											
○ 予算査定後の繁忙期(9月中旬)などと重ならないよう、地方公会計の繁忙期を6~8月頃にするため、平成30年度よりスケジュールの前倒しを実施。											
○ 財務書類等の作成・更新に係る作業スケジュールを確立し、庁内全体で計画的に作業を実施するため、庁内用のマニュアルを整備・共有。											
○ 特に、財務書類を作成する上で、固定資産台帳の更新作業については作業時間を要するため、年度内の2月から5月までの間において、台帳登録に関係する支出(投資的経費)について、各事業担当課において仕訳作業を実施するよう徹底。											
○ 各事業担当課から提出された仕訳情報を元に、決算年度の翌年度6月~8月にかけて、財政担当課において、台帳登録作業、決算整理、注記・附属明細書の作成、分析資料の作成等の作業を実施。											
○ 決算年度の翌年度10月初旬には、固定資産台帳、財務書類について公表している。											
【作業スケジュール】											
作成書類	...	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	...
固定資産台帳		各課へ照会 (台帳登録に係る支出(投資的経費)について、事業担当課において仕訳作業を実施。工事設計書等をもとに、毎年度ごとに支出額を振り分け)				マッチング(台帳登録) (財務会計システムの支出データと実態の上、固定資産台帳への登録)		固定資産の異動処理 (除却資産や所管移入等の資産)		附属明細書の作成 (B5関係)	
						各課へ照会 (資産の売却、出資金、貸付金、未収債権等の仕訳の確認)		決算整理 (非資金仕訳など、支出データから自動で仕訳できないものについて手動で仕訳を実施)		分析資料の作成	
財務書類											公表
※ 赤枠部分が、事業担当課における作業。 ※ 青枠部分が、財政担当課における作業。											
効果等											
○ 作業スケジュールを確立の上、各事業担当課において計画的に作業を実施することにより、各担当者の地方公会計に対する意識向上に繋がるとともに、財務書類等の早期の公表を実現できている。											

出典：総務省HP「地方公会計に関する取組事例集」

【先進自治体（和光市）の取組事例】



出典：総務省 HP 「地方公会計に関する取組事例集」

日々仕訳方式の採用は、財務会計システムの仕様の制約を受けること、横断的な庁内の調整が必要となることから、直ちにできるものではないとも思えるが、次回の財務会計システムの更新の際には、こうした点も含めて調達先を検討することが望ましい。

なお、期末一括仕訳方式であっても、年度末を待たずに、仕訳作業や台帳登録を、月次・四半期・中間期などのタイミングで実施し、作業の分散化・早期化することで9月までに財務書類を完成させている団体はある。総務省「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書」では、資産に係る支出と費用に係る支出の区別として、「あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の勘定科目を登録しておくことで、予算の段階から各事業担当課が仕訳を行うことができ、予算入力時に各課が細々節を選択し、執行時に予算どおりの細々節を選択することで、仕訳作業を概ね完成させることができ、決算確定後に財政担当課から各事業担当課に支出伝票の内容を確認する作業の手間を軽減できるため、財務会計システムの更新等が近く行われぬ場合においても、こうした取組を導入することも有効である。期末一括仕訳を維持しつつ、財

務書類の作成時期の早期化を図ることができるため、期末一括仕訳を行っている団体において、こうした取組が導入されることが期待される。」とある。

千葉市の財務書類の公表時期が翌年度の3月末と、比較的長期であることを踏まえると、その早期化のためにも固定資産台帳の更新スケジュールや期末一括仕訳のタイミングや方法を見直し、作業の分散化・早期化ができないかを検討することが望ましい。

意見2 作業の引継ぎ及びノウハウの蓄積のための説明会の実施について（資産経営課）

固定資産台帳の適切な更新にあたっては、固定資産を管理する課（所管課）が実施する固定資産台帳増減調査票の回答の精度を上げることが誤謬発生の予防につながる。そのため、所管課が固定資産台帳の更新実務に係る知識を習得し、担当者が交代してもノウハウが蓄積され継承される仕組み作りが重要となる。また、過去に生じた同様の誤謬の発生を防ぐため、誤謬を防ぐための確認項目をチェックリスト化し、共有することも有用である。

現状、固定資産台帳の更新に当たって、固定資産を整備する課（資産経営課、管財課、財政課、会計室）の間では事前の打ち合わせが行われているが、その参加者に所管課の担当者は含まれていない。そこで、資産経営課をはじめとする固定資産台帳を整備する課が主体となり所管課の担当者向けの固定資産台帳更新実務に関する説明会を実施することが有用である。説明会では、固定資産台帳の更新手順の重要なポイントについて、実際に誤謬が発生した事例及び当該誤謬を防ぐために有効な確認方法を的確に伝えることができれば、固定資産台帳増減調査票の回答の精度を上げることが期待できる。

意見3 一部の業務の委託化や外部専門家等の利用について（資産経営課、財政課）

財政課、資産経営課、管財課及び会計室をはじめとした少数の担当者が固定資産台帳の確認作業をする一方で、委託業者への業務委託の範囲は公会計システムの管理運用など最小限の作業のみとなっている。そこで、建設仮勘定の振替漏れの確認作業、他台帳との突合による整合性確認、ワークシートへの入力作業など、新しい施設マネジメントシステムである「fmSMART」の導入に合わせて、業務量等に応じて、単純作業の業務委託化を検討されたい。

また、固定資産台帳の登録内容について、固定資産台帳の内容に課題が生じた場合など、外部専門家のチェックを入れることも有用である。例えば、「経営・財務マネジメント強化事業（地方公会計の整備・活用関係）登録者一覧」に登録されているアドバイザーに問い合わせをし、固定資産台帳の精緻化について助言を受けることが考えられる。

【地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業】

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

○ 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている

○ しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
- 地方公共団体のDX
 - ・ 情報システムの標準化・共通化
 - ・ マイナンバーカードの利活用の推進 等
- 首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業のみ）

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施） 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約5億円・約1,400件の派遣を想定（参考：令和4年度 約2.9億円(見込額)・723件(実績値)）

出典：地方公共団体金融機構 HP「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

【地方公会計の整備・活用関係のアドバイザーリスト】

地方公会計の整備・活用関係

アドバイザーについては、地方公共団体からの推薦に応じて随時追加し、追加した場合は以下のリストに掲載いたします。アドバイザーの追加を希望する地方公共団体におかれましては、登録推薦書を調整の上ご提供ください。また、アドバイザーリストの内容に変更が生じた場合は、随時更新を行います。

アドバイザーリスト(地方公会計の整備・活用関係)

各条件で検索

※氏名で検索する場合は、名字の後に1文字分スペースを空けてください。

R5.10.13時点

表示件数: 10 件 [変更](#) フォワード検索: [検索実行](#)

【都道府県別で絞り込み】	【人材の分類で絞り込み】		【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】
すべてを表示 絞り込み実行	すべてを表示 絞り込み実行		すべてを表示 絞り込み実行	すべてを表示 絞り込み実行	すべてを表示 絞り込み実行	すべてを表示 絞り込み実行	すべてを表示 絞り込み実行	すべてを表示 絞り込み実行
所在地	人材の分類	氏名	固定資産台帳の整備・早期更新	財務書類の整備・早期作成	施設別・事業別等の財務書類の作成・活用	公共施設マネジメントへの活用	公会計情報(指標等)を用いた財政分析	その他

出典：総務省 HP「地方公会計の整備・活用関係」

(2) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（土地・建物）

i) 実施した手続と発見事項

公有財産台帳（公有財産システム）に登録されている土地と建物が、固定資産台帳に登録されているかの観点から、次の基準によって抽出した 37 件の公有財産について、両者の整合性を点検した。

（抽出基準）

土地：公有財産システムの情報を基に売却可能資産を一覧化した注記明細を対象に当該明細に計上された 25 件全件を抽出

建物：公有財産システムから出力される建物台帳を対象に 12 件を抽出

上記の手続の結果、37 件のうち以下の 8 件が固定資産台帳に登録されていなかった。

公有財産システムの情報と固定資産台帳のどちらが正しいかを各所管課が確認したところ、いずれも公有財産システムの登録情報が正しく、固定資産台帳の登録漏れであることが判明した。

千葉市の固定資産台帳の更新実務では、委託業者がマッチングワークシートを財政課に提供し、財政課は、各所管課が回答した固定資産台帳増減調査票の内容を確認しながら、公会計システムに取り込むためのマッチングワークシートを更新している。したがって、財政課がマッチングワークシートと固定資産台帳増減調査票の記載内容を網羅的かつ正確に結びつけることができなければ、固定資産台帳に計上すべき固定資産が漏れてしまう。

【固定資産台帳への登録漏れ（令和 3 年度）】

【土地台帳】

No	施設名称	実測地積	取得年度	取得価格
1	市道横戸町 23 号線道路新設改良事業（残地買収）	115.30 m ²	平成 30 年度	3,378,290 円
2	都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町）事業残地	1.98 m ²	令和元年度	158,400 円
3	（都）磯辺茂呂町線（園生町地区）残地（R2-3）	23.99 m ²	令和 2 年度	2,000,766 円
4	市道長沼原町 55 号線道路新設改良事業	198.47 m ²	令和 3 年度	7,799,871 円
5	（主）千葉大網線（土気駅北口）交通安全施設等整備事業	140.09 m ²	令和 2 年度	6,426,160 円

No	施設名称	実測地積	取得年度	取得価格
6	市道土気町 28 号線道路新設 改良事業の残地	419.89 m ²	平成 3 年度	134,416,646 円

【建物台帳】

No	施設名称	建物用途	延べ床面積	取得年度	取得価格
7	若松中学校	体育倉庫	49.67 m ²	令和 3 年度	10,826,450 円
8	幕張小学校	給食室	68.00 m ²	令和 2 年度	30,843,060 円

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘 1 公有財産台帳に記載された土地・建物の固定資産台帳への計上漏れについて（管財課、財政課）

上記の固定資産台帳への計上漏れが発見された。固定資産の評価や按分のような「判断」が含まれる領域ではなく、実物資産の有無という「事実」に関する領域であること、土地・建物の場合は金額的重要性が高くなることが想定されること、土地については非償却資産であり登録漏れは財務諸表に半永久的に影響が出続けることから、これらの誤謬を固定資産台帳に反映するとともに、このほかにも登録漏れの有無を点検する必要がある。

また、今後、同様の誤謬が生じないように、財政課はマッチングワークシート上で固定資産に計上すべきと判断した案件の合計件数と所管課から提出された固定資産台帳増減調査票上の合計件数の一致を確認することにより、固定資産台帳に計上すべき固定資産が漏れていないかを確認すべきである。

(3) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（無形固定資産）

i) 実施した手続と発見事項

無体財産権として公有財産台帳に記載されている資産について、固定資産台帳に登録されているかどうかを確認したところ、以下の資産は、固定資産台帳への登録が漏れていた。

千葉市内部では、管財課が「前年度の公有財産の異動内容」を調査前に「固定資産台帳増減調査票」に反映させ、所管課に固定資産台帳への登録を促している。しかし、無形固定資産に該当する無体財産権については、調査前の事前反映が徹底されていなかった。そのため、登録漏れが発生したと考えられる。

勘定科目	資産名称	登録年度	金額 (円)	経過年数 (年)	(あるべき) 残存価額 (円)
商標権	千 (注：原文ママ)	2021	282,000	2	225,600
地上権	西千葉駅稲荷町線	1997	275,000,000		275,000,000
地上権	加曽利下水路用地	1980	5,267,500		5,267,500
地上権	源町地内排水施設整備事業	1993	8,320,936		8,320,936
地上権	高品町排水施設	1997	8,000,000		8,000,000
地上権	歩行者専用通路 (53、39)、公共下水道敷設 (55～58)	2016	570,000,000		570,000,000
地上権	都市計画道路 美浜長作町線	1994	717,343,200		717,343,200
地上権	都市計画道路 西千葉駅稲荷町線	1991	3,252,200		3,252,200

無形固定資産台帳の内容を監査人が一部加工。重要性に鑑み、10万円以下のものは割愛。

ii) 結果

指摘2 公有財産台帳に記載された無体財産権の固定資産台帳への計上漏れについて (管財課)

上記の無体財産権の固定資産台帳への計上漏れが発見された。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、商標権は耐用年数省令に定める償却資産であるが、地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権 (他人の土地等がある目的で使用するための権利) は非償却資産とされている。非償却資産の計上漏れは、将来にわたって長期的に固定資産の内容に影響を与えることから、これらの誤謬を固定資産台帳に反映するとともに、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」69段落⁸を踏まえて、金額的重要性が高くな

⁸ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 69段落

地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権 (他人の土地等がある目的で使用するための権利) は、非償却資産であり、減価償却は行いません。また、用益物権の存否確認は一般的に困難であり、加えて、民有地を地方公共団体が公園として管理している場合や国有地を地方道として管理している場合など一般的な権利関係と異なる場合があり、より権利の認定が困難と考えられますが、一般的に以下のいずれかに該当する場合は、用益物権が存すると考えられるため、金額等による重要性の観点に照らして計上します。

- ① 契約書が残っており、契約上「建物所有を目的とする賃貸借」と明記されている
- ② 地代の支払いを行っている
- ③ 権利の設定時、権利金等の一時金を支払った
- ④ 借地権等の権利自体を他人から有償で取得した

(以下省略)

りがちな地上権を中心に、このほかにも登録漏れがないかを精査する必要がある。

また、「前年度の公有財産の異動内容」について、有形固定資産だけではなく、無形固定資産についても調査前に「固定資産台帳増減調査票」に反映することを徹底し、実際に登録されたことをダブルチェック等で確かめる体制を整える必要がある。

(4) 固定資産台帳と資産データベースの登録情報との整合性

i) 実施した手続と発見事項

資産データベースから作成される令和3年度の「資産カルテ公表施設一覧」から、監査人の判断で抽出した15件の取引について、固定資産台帳に適切に登録されているかを確認したところ、全件の登録が確認できた。

ただし、一部の取引について所管課の情報に誤りがあった。具体的には、一部の小学校や中学校の施設の所管課を「教育総務部学校施設課」と登録すべきところ、「教育総務部教育給与課」と登録していた。

財政課に質問したところ、「固定資産台帳増減調査票」と公会計システムとの連携がうまくいかず、所管課が誤って登録されていた。

また、「異動データワークシート」は、異動となった部分のみを記入・取込する仕組みとなっているため、「固定資産台帳増減調査票」の中で所管課異動となっているものを見落として、「異動データワークシート」に反映ができていないものがあった。

ii) 結果

指摘3 所管課の登録情報の誤りについて（財政課）

固定資産台帳の所管課が誤っている資産が一定数存在している。

まずは、「教育総務部教育給与課」と誤って登録されていた施設について、「教育総務部学校施設課」への修正が必要である。

あわせて、所管の登録が誤っていないかどうかについて横断的に点検をすべきである。

固定資産台帳上で所管課を登録するのは、問い合わせ先の明確化、責任を明らかにする目的がある。所管換に係る公会計システム取込用の「異動データワークシート」を作成する際は、誤った所管課登録及び所管換をしないよう十分注意を払う必要がある。

(5) 固定資産台帳の更新に関する業務の委託

i) 実施した手続

地方公会計の固定資産台帳の整備・更新にあたり、多くの地方公共団体で、外部業者を利用している。外部業者を利用すること自体には問題はないが、中には、外部業者に固定資産台帳の更新作業を丸投げしてしまっており、固定資産の状況を正確に把握できていない地方公共団体もあるものと認識している。

千葉市でも、固定資産台帳の更新作業の一部を外部業者に委託しているため、千葉市の業務委託における調達方法、業務委託の内容等、委嘱者・受嘱者間の役割分担の適切性について、仕様書等の査閲や発注担当部署へのヒアリング等により監査した。

ii) 結果

(調達の方法)

千葉市では、「公会計財務諸表作成支援業務委託」として、会計制度コンサルティング業務、固定資産台帳作成の支援業務、財務書類4表等作成支援業務を外部業者に発注している。

業務の発注にあたっては、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条第1項第1号並びに千葉市契約規則第20条及び財政局業務委託希望型指名競争入札実施要綱の規定に基づき、希望型指名競争入札制度により業者を選定している。

希望型指名競争入札の対象となる業務は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約に係る業務委託を除き、原則として予定価格が100万円を超える業務委託となっている。入札調書によると、入札を希望した5者以上を指名し、その中から予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方としていることから、委託業者の競争原理が適切に働いているといえる。

(業務委託の内容と資格要件)

上記委託業務の令和4年度の仕様書によると、このうち、固定資産台帳作成の支援業務の発注内容は以下のとおりである。

7. 委託内容

(2) 固定資産台帳作成の支援業務

ア 固定資産異動情報のデータ収集に係る支援

本市が行う固定資産異動情報のデータ収集について、会計的な見地及び「PPP」の運用の視点からの助言を行うこと

- | | |
|---|---|
| イ | 固定資産の減価償却計算に係る支援
本市が収集した固定資産異動情報に係る減価償却計算について、必要な支援を行うこと |
| ウ | 固定資産異動情報の取り込み支援
固定資産異動情報データについて、内容を検証し、「PPP」に取り込むことができるようにすること |
| エ | その他固定資産台帳作成に必要な支援を行うこと |

ここで、「PPP」とは、公会計業務支援システムの導入パッケージソフトウェアである「Principal Publicaccounting Package Ver5.0」のことである。多くの地方公共団体での利用実績がある統一的な基準による公会計に対応した公会計システムである。

委託業務内容に固定資産異動情報データを「PPP」に取り込むことが含まれているため、業者の側においても「PPP」を導入している必要がある。また、業務の性質に鑑み、業務責任者を「地方公共団体の財務会計事務を理解し、かつ発生主義会計・複式簿記に関する専門の知識・能力を有する公認会計士又は税理士」であることの資格要件を定めている。

入札による調達においては、できるだけ多くの入札参加者を募る意義から、資格要件を過度に設けるのは避けるべきであるが、本件の業務内容に鑑みれば、これらの資格要件の設定は適切なものであったと考える。

(委託業者との作業分担・責任分担)

概括的には以下のとおりである。

- ①委託業者が財務会計システムから出力した「歳出伝票一覧（支出命令データ）」の中から固定資産になる可能性のある取引を一定の要件で抽出する。
- ②千葉市が①で抽出されたデータを確認し、固定資産として登録するものを確定する。
- ③委託業者が登録データを整備し、PPPに取り込む。その結果を千葉市に成果物として提出する。

このように、基本的には委託業者はデータの取り込みの部分だけを担当し、何をどう登録するかは市側の判断により実施される。

また、業務開始後は、財政課が委託業者の作業内容を適宜モニタリング・確認している。

以上のように、監査を実施した範囲においては、固定資産台帳の更新作業には千葉市が適切に関与しており、外部業者に作業を丸投げしている実態は認められなかった。

(6) 減損会計の適用

i) 実施した手続と発見事項

千葉市の固定資産台帳増減調査票作成要領を査閲したところ、千葉市では減損会計を適用していなかった。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損処理は今後の検討課題とし、当面は適用しないこととされている（統一的な基準による財務書類の作成開始時点ですでに減損会計を適用している地方公共団体については継続適用が許容されている）。すなわち、地方公会計における減損会計の導入は、総務省でも論点整理がなされており、そこでは、「理論的には固定資産の減損処理は行うべきとも考えられるが、過半の地方公共団体は固定資産台帳も未整備の状況にあり、実施可能性の観点から慎重に検討すべき。」と時期尚早の意見が示されている。また、すでに「売却可能資産」という考えがある中で、減損会計を適用することは本当に有用性があるのか、といった意見もある。

ii) 結果

千葉市では、減損会計を適用していないが、現行の地方公会計においても当面の適用が見送られていることを踏まえると、千葉市が現時点で減損会計を適用していないこと自体は特に作成要領等への違反でもなく、問題はない。また、減損会計を適用せずとも、売却可能資産を公表することで、土地の利活用等の促進の意義は果たせる、という意見にも一定の合理性はあり、この点でも、現時点ですぐに減損会計を適用することの意義は高くはない、と考える。

なお、参考として、地方独立行政法人ではすでに減損会計の適用がなされており、また、地方公共団体でも例えば大阪府では独自の取組として減損会計の適用を進めている。ここでの減損会計は、営利を前提とした企業会計や公営企業における減損会計とは異なり、固定資産の収益獲得能力ではなく、固定資産の行政サービス提供能力に着目したものである。すなわち、固定資産についてどの程度の使用が想定されているかの目標（減損の兆候を判断する指標）をあらかじめ定めておき、その使用の程度が取得時に想定した水準に著しく満たなくなった場合に当該資産の帳簿価額は過大であると認めて減損を認識するといった方法である。おそらく、地方公共団体が適用するとすれば、この行政サービス提供能力の考え方が導入されるものと考えられる。

これによれば、売却可能資産の開示だけでは得られなかった、資産ごとの有効活用が促進される効果が期待できる。資産をどの程度使用するのかをはじめに目標設定し、その目標に対して、十分に利用できているか、できていないかを点検するプロセスが導入されることとなるため、売却予定とならなくても低稼働状態や遊休状態にある資産が明らかにされる。地方公会計の本旨である資産・債務改革の趣旨からも本来導入が促進されるべきものである。

現時点においては時期尚早であるとしても、固定資産台帳の精度が上がり、かつ、公会計における減損会計の適用の議論が進んだ際には、千葉市においても積極的に導入を検討し、固定資産が最大限有効に活用できる仕組みを整備することが望まれる。

第3章 固定資産台帳の内容の点検

1. 固定資産台帳の内容の点検の意義

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳は、公表を前提として整備を進めること、かつ、段階的に精緻化することが求められている。資産・債務改革を推進する上で、固定資産台帳のデータを利活用することを踏まえると、その内容は正しいものでなくてはならない。

この点、第1章でも記載したように、統一的な基準による財務書類は、法定の財務書類ではないこともあり、現状、監査委員監査の対象になっていない。また、外部委託業者においても、千葉市から与えられたデータをPPPに取り込む過程で、財務書類・残高試算表・固定資産台帳等の帳票間で矛盾がないことの検証は行うが、そもそも登録内容が適切であるかどうかまでは検証しえるものではない。

そこで、包括外部監査を利用して、固定資産台帳の内容が、固定資産の状況を適切に反映しているかについて、第三者の視点で客観的に点検してみることは意義のあることと考えている。

2. 監査の結果

(1) 固定資産台帳の要件

①固定資産台帳の基本項目

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」13 段落⁹、14 段落¹⁰、別紙 2 によると、固定資産台帳上、「数量」は必須記載項目とされている。この数量の記載に当たっては、土地や建物の場合、「数量」は面積（延べ床面積）が想定されていることから、計上単位の記載は「㎡」で自明であり、特になくとも困らないと考えられるが、物品の場合は、計上単位として「個」「一式」など様々なものが考えられるため、計上単位も記載しておかないと具体的な量が把握できないため実務上困ることが起こりうる。

そこで、固定資産台帳を査閲し、①土地、建物、物品の「数量」が記載されているか、②物品で数量が記載されているものには「計上単位」が記載されているかを全件検討した。

結果は次のとおりであり、土地、建物、物品のいずれも数量が記載されていないものが一定数あり、また、物品の計上単位が記載されていないものがあった。

【固定資産台帳（令和 3 年度）の「数量」「計上単位」の記載漏れ】

科目	令和 3 年度 時点の資産数 (A)	左記 (A) のうち、 「数量」の記載が ない資産数 (B)	左記 (A) のうち、 「数量」の記載が ある資産数 (C)	左記 (C) のうち、 「計上単位」の 記載がない 物品の資産数
土地	17,670 件	1,206 件	16,464 件	-
建物	4,151 件	363 件	3,788 件	-
物品	3,317 件	3,268 件	49 件	49 件

所管課提出資料を基に監査人が作成。

(注) 資本的支出に該当する資産は除外した。

⁹ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」13 段落

個々の固定資産台帳の記載項目については、「固定資産台帳の記載項目の例」（「別紙 2」参照）のとおりとし、原則として「①基本項目」を備えることとします。

¹⁰ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」14 段落

また、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用するため、各地方公共団体の判断により、例えば「②追加項目」のように、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加すること等により、活用の幅を広げることも重要です。ただし、公共施設マネジメント等については、これらの項目以外の情報等を固定資産台帳と複合的に照らしあわせて活用したり、他のシステムに情報を集積し、取組を行っていたりする例があるなど、各団体における取組方法は様々であることから、どの程度、こうした情報を固定資産台帳に追加して整備するかは、個々の地方公共団体の創意工夫が必要となります。

ii) 結果

指摘4 数量・単位の記入について（資産経営課）

固定資産台帳の整備にあたって、数量・単位について未記載のものがあるため、適切な情報に更新すべきである。

②有形固定資産の行政目的別明細

i) 実施した手続と発見事項

地方公会計の財務書類では、行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の情報は、そのセグメントにどれだけのコストが使われているかを示す上で重要であることから、有形固定資産の行政目的別明細を開示することが求められている。総務省「財務書類作成要領」87 段落によると、有形固定資産の行政目的別明細は、固定資産台帳に基づき作成することとされ、また、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」13 段落、別紙 2 によると、当該附属明細を作成する際に利用する固定資産台帳上の「目的別資産区分」は基本項目として記載することとされている。

千葉市では、有形固定資産の目的別分類を決算統計上の区分に準拠して記載することとしている。

そこで、固定資産台帳の「目的別資産区分」の項目が記載されているかを全件点検したところ、223 件が未記入であった。

また、通常、決算統計上の区分と固定資産台帳上の「主管課（所属）」は対応すると考えられるため、決算統計上の区分に対応するはずの「主管課（所属）」と「目的別資産区分」の整合性を点検した。具体的には、以下の①「教育」と②「総務」をサンプルし、目的別資産区分が適切かを財政課に照会した。

- ①固定資産台帳上の目的別資産区分が「教育」で主管課名称が「教育以外」の部署の資産
- ②固定資産台帳上の目的別資産区分が「総務」で主管課名称が「総務以外」の部署の資産

その結果、以下の固定資産は目的別資産区分の登録誤りであることが判明した。

【目的別資産区分：教育】

- ・保健福祉局が管理する福祉施設が「教育」とされている。
- ・旧小学校施設が現在は用途変更されているにも関わらず「教育」から変更されていない。

財産番号	資産名称	補助科目名称	主管課名称
00035333	高洲保健センター跡施設/ 福祉施設-①	建物	保健福祉局高齢障害 部高齢福祉課
38046	美浜区真砂コミュニティセンター/屋内運動場 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課
38056	美浜区真砂コミュニティセンター/会館 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課
38058	美浜区真砂コミュニティセンター/屋内運動場 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課
38061	美浜区真砂コミュニティセンター/機械室 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課
38080	美浜区真砂コミュニティセンター/会館 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課

【目的別資産区分：総務】

- ・保健福祉局が管理する福祉施設又はそれに関連する資産が「総務」として登録されている。

財産番号	資産名称	補助科目名称	主管課名称
17201000 0018502	総合保険医療センター	建物	保健福祉局医療衛生部 医療政策課
20131041	中国残留邦人等支援給付システム (生活扶助基準の見直し改修)	ソフトウェア	保健福祉局保護課
20131042	福祉総合オンラインシステム (生活保護データベース等への改修)	ソフトウェア	保健福祉局保護課
20131043	中国残留邦人等支援給付システム(統合サー バー移行及び第3次 CHAINS 更新改修)	ソフトウェア	保健福祉局保護課
20165353	美浜区高浜3丁目43-9-ウチB	土地	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20166271	障害福祉サービス事業所等/駐車場	工作物	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20166286	障害福祉サービス事業所 (旧高浜第二小学校)/昇降機設備	建物附属設備	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20166288	障害福祉サービス事業所 (旧高浜第二小学校)/空調設備	建物附属設備	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20166290	障害福祉サービス事業所 (旧高浜第二小学校)/建具改修	建物附属設備	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20167079	障害福祉サービス事業所 (旧高浜第二小学校)/給排水設備	建物附属設備	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
30065	中国残留邦人等支援給付ソフトウェア	ソフトウェア	保健福祉局保護課
30068	中国残留邦人等支援給付ソフトウェア (レプト管理システム改修)	ソフトウェア	保健福祉局保護課

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘5 有形固定資産の行政目的別明細の誤りについて（財政課）

固定資産台帳の「目的別資産区分」が記入されていないものは記載し、区分名称が誤っているものは適切な名称に修正する必要がある。また、その他にも区分名称が誤っているものがないか精査する必要がある。

そのうえで、今後は、固定資産台帳の必須項目が記載漏れになっていないかを財政課が定期的に確認する必要がある。

また、財政課は各所管課から「固定資産台帳増減調査票」を受領した時に固定資産台帳の「目的別資産区分」が「主管課（所属）」に対応しているかを確認し、明らかに対応していないと考えられるものはその理由を確認することが必要である。

③勘定科目の登録

i) 実施した手続と発見事項

千葉市の一般会計等における固定資産台帳の更新実務には、所管課が「固定資産台帳増減調査票」に回答するフェーズがある。

所管課は、回答にあたり「固定資産台帳増減調査票作成要領」を参照するが、固定資産台帳の登録内容の確認は複式簿記の基礎的な知識がないと難しく、所管課の担当者向け説明会などで丁寧に説明しなければ、担当者の業務習熟度によっては勘定科目等を誤るリスクや、建設仮勘定について工事完了年度での振替漏れが発生するリスクが高まる。

そこで、①固定資産台帳の勘定科目の登録誤り及び②建設仮勘定の振替漏れの可能性がある固定資産を任意に抽出し、千葉市の担当課に確認したところ、次のとおり複数の誤謬を発見した。

【①勘定科目の登録誤り（令和3年度）】

No	会計名称	固定資産台帳の 登録情報	固定資産台帳の あるべき登録又は処理
	期末簿価 件数		
1	霊園事業特別会計	土地（インフラ資産）	土地（事業用資産）
	7,437,902,784円 57件		
2	霊園事業特別会計	工作物（インフラ資産）	工作物（事業用資産）
	23,948,456円		

No	会計名称	固定資産台帳の 登録情報	固定資産台帳の あるべき登録又は処理
	期末簿価 件数		
	4件		
3	競輪事業特別会計	工作物（インフラ資産）	工作物（事業用資産）
	637,970,024円 7件		
4	一般会計	その他（事業用資産）	工作物（事業用資産）
	260,823,221円 5件		
5	一般会計	その他（インフラ資産）	工作物（インフラ資産）
	976,311円 2件		
6	一般会計	その他（インフラ資産）	建設仮勘定（インフラ資産）、建物（インフラ資産）及び費用処理
	399,954,116円 17件		
7	一般会計	その他（事業用資産）	物品
	4,362,855円 464件		
8	一般会計	その他（インフラ資産）	物品
	14円 11件		
9	霊園事業特別会計	その他（事業用資産）	物品
	5,807,013円 23件		

所管課提出資料を基に監査人が作成。

【②建設仮勘定の振替漏れ（令和3年度）】

No	会計名称	固定資産台帳の 登録情報	固定資産台帳の あるべき登録又は処理
	期末簿価 件数		
1	一般会計	建設仮勘定（事業用資産）	本勘定を特定し振替（千葉市にて確認中）
	7,875,139,859円 152件		
2	一般会計	建設仮勘定（事業用資産）	費用処理
	1,048,462,941円 37件		
3	一般会計	建設仮勘定（インフラ資産）	本勘定を特定し振替（千葉市にて確認中）
	3,134,237,011円 96件		
4	一般会計	建設仮勘定（インフ	費用処理

No	会計名称	固定資産台帳の 登録情報	固定資産台帳の あるべき登録又は処理
	期末簿価 件数		
	1, 269, 958, 225 円 220 件	ラ資産)	
5	霊園事業特別会計 2, 552, 000 円 1 件	建設仮勘定（事業用 資産）	本勘定を特定し振替 （千葉市にて確認中）
	霊園事業特別会計 5, 269, 000 円 2 件	建設仮勘定（事業用 資産）	費用処理
7	都市計画土地区画整理事業特別会計 5, 946, 100 円 1 件	建設仮勘定（事業用 資産）	本勘定を特定し振替 （千葉市にて確認中）
	都市計画土地区画整理事業特別会計 31, 270, 170 円 2 件	建設仮勘定（事業用 資産）	費用処理
9	都市計画土地区画整理事業特別会計 107, 492, 700 円 9 件	建設仮勘定（インフ ラ資産）	本勘定を特定し振替
	都市計画土地区画整理事業特別会計 102, 199, 646 円 14 件	建設仮勘定（インフ ラ資産）	費用処理
11	市街地再開発事業特別会計 434, 926, 975 円 6 件	建設仮勘定（インフ ラ資産）	費用処理

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘 6 勘定科目の誤り（建設仮勘定の本勘定への振替漏れを含む）について（資産経営課）

正しい登録内容とするように、固定資産台帳の修正が必要である。

建設仮勘定の振替漏れは、工事完了時点を固定資産台帳上に記載する等の工夫で回避できると考えられるため、更新プロセスにおいて、振替漏れがないかどうかの目線でチェックする内部統制を構築すべきである。例えば、完了している工事が含まれていないかという観点から建設仮勘定の一覧表を査閲し、含まれていれば本勘定（又は費用）に振り替える、といった手続により、振替漏れがないことを確認する方法が考えられる。

④会計区分

i) 実施した手続と発見事項

固定資産台帳の会計区分を誤って登録すると、固定資産情報が固定資産を管理する会計に紐づかず、所管課が調査対象となる固定資産を見落とすなど、更新作業が適切に実施されないおそれがある。

そこで、会計区分に誤りがある可能性のある固定資産を任意に抽出し、担当課に確認したところ、次のとおり複数の誤謬を発見した。

【会計区分の誤り（令和3年度）】

勘定科目	(件数) 期末簿価	現在の 固定資産台帳 の登録情報	あるべき 固定資産台帳 の登録情報
桜木霊園が管理			
建物（事業用資産）	(18件) 38,038,156円	一般会計	霊園事業特別会計
その他（事業用資産）※本来は物品	(3件) 3円		
検見川稲毛土地区画整理事務所が管理			
建設仮勘定（インフラ資産）	(4件) 5,905,700円	一般会計	都市計画土地区画整理事業特別会計 /費用処理
学校が管理する牛乳保冷库			
物品	(1件) 660,000円	学校給食事業特別会計	一般会計
介護保険システム			
ソフトウェア	(3件) 3円	一般会計	介護保険事業特別会計
建設局下水道建設部下水道整備課が管理			
土地（インフラ資産）	(11件) 263,132,650円	一般会計	農業集落排水事業特別会計
建物（インフラ資産）	(9件) 834,173,414円		
工作物（インフラ資産）	(11件) 1,018,950,811円		
ソフトウェア	(3件) 3円		
公営事業事務所が管理			
土地（事業用資産）	(7件) 1,125,699,885円	一般会計	競輪事業特別会計
建物（事業用資産）	(31件) 1,600,587,402円		

勘定科目	(件数) 期末簿価	現在の 固定資産台帳 の登録情報	あるべき 固定資産台帳 の登録情報
工作物（事業用資産）	(3件) 3円		
物品	(2件) 2円		
動物公園が管理			
建物（事業用資産）	(74件) 935,977,049円	一般会計	動物公園事業特別会計
建設仮勘定（事業用資産）	(2件) 31,246,776円		
その他（事業用資産）※本来は物品	(5件) 5円		
土地（インフラ資産）	(262件) 19,485,208,794円		
工作物（インフラ資産）	(5件) 363,543,819円		
物品	(78件) 3,853,115円		
地方卸売市場が管理			
土地（事業用資産）	(2件) 509,736,495円	一般会計	地方卸売市場事業特別会計
建物（事業用資産）	(47件) 467,832,112円		
土地（インフラ資産）	(4件) 4円		
物品	(2件) 2円		

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘7 会計区分の誤りについて（資産経営課）

上記で発見された会計区分について、固定資産台帳上の情報を修正すべきである。所属する会計は歳出データに基づいて区分されるため、上記の誤りの多くは、開始時残高を算定する際に歳出データではなく当時のストック情報に基づいて区分した際に誤ってしまったと考えられるが、歳出した会計と管理する会計が変更になったときにも、資産の増減が生じないために資産異動の対象から漏れてしまっている可能性もある。

固定資産台帳に誤った会計区分を登録すると、会計区分別の財務書類の数値情報等に誤りが生じる。また、適切な担当者への照会も困難となることから、会計区分の登録は重要性が高いと考える。

(2) 固定資産台帳の登録内容の正確性

① 勘定科目

i) 実施した手続と発見事項

固定資産一覧表の無形固定資産について、資産名称等の登録内容が適切か確認した。

その結果、以下の資産は、「自転車駐車場の管理棟（建物）の賃貸借契約であり、リース期間満了後、市に所有権が移転する」ものであり、所有権移転ファイナンス・リースに該当し、有形固定資産の建物として固定資産台帳に登録すべきであるが、「その他の無形固定資産」に登録されていた。

財産番号	資産名称	補助科目	補助科目名称	耐用年数	取得日	取得価額	減価償却累計額	当期減価償却額	期末簿価
20168058	西千葉自転車保管場外1管理棟賃貸借	799	その他の無形固定資産	30	2012年11月1日	12,746,343	3,900,378	433,375	8,845,965
20168059	都賀駅第3自転車駐車場管理棟賃貸借	799	その他の無形固定資産	30	2014年10月1日	9,189,620	2,187,130	312,447	7,002,490

千葉市固定資産台帳を一部加工

ii) 結果

意見4 リース資産の計上に係る作成要領等での説明の工夫について（財政課）

上記の2件については、本来「有形固定資産」とすべきところ「無形固定資産」として登録されていたため、固定資産台帳を修正すべきである。

ただし、発見したこの2件だけを修正しても、全体としての影響は軽微であることから、ここでは誤っていた事実そのものよりも、むしろ、誤った原因について取り上げる。

今回の件は、賃貸借契約であることで、登録担当者が有形ではなく無形の固定資産と勘違いした可能性があるが、資産に計上せずに賃借料として費用処理することも十分にあり得る。

この点、監査人は「リース資産」は固定資産の登録に当たってかなり高度な判断が求められる領域であると考えている（リースについては「Ⅱ固定資産台帳の概要 第1章3. 地方公共団体における固定資産台帳の作成方法（2）固定資産台帳の要件」に記載のとおり）。

それは、①同じ「賃貸借契約」であっても、リース資産として資産計上する場合と、賃借料

(リース料)として費用計上する場合があること、②法的な所有権がなかったとしてもその経済的実質に鑑みてリース資産を計上する(あるいは、金銭消費貸借契約等を締結して借金をするわけでもないのに経済的実質に鑑みて金融取引として擬制してリース債務を計上する)こと自体が、一般の購入のプロセスと大きく異なること、③フルペイアウトの要件などリース資産の識別に高度な判断の要素が含まれること、④取得原価の算定において、契約書に記載された単純なリース料総額とするのではなく、現在割引価値や見積現金購入価額など見積りの要素が含まれること、などが理由であると考えられる。要するに、「リース資産」「リース債務」というものの自体が一般に分かりにくいのである¹¹⁾。

したがって、固定資産の増減の識別においても、「リース資産」「リース債務」は分かりにくいものだという前提で特に丁寧に説明をすべきであるが、現在の「固定資産台帳増減調査票作成要領」において、リースに係る解説は所有権移転ファイナンス・リースが①所有権移転条項あり、②借り手に割安購入選択権あり、③リース物件が借手の特別仕様のいずれかに該当するもの、といった程度の説明にとどまっており、これだけで資産計上の可否を判断させるのは難しいのではないかと感じられる。会計処理を誤らないために、リース取引に関しては、例えばどういったものがリース資産として登録されるのかの実例を交えながら、資産計上と費用処理の判断について賃貸借契約書のどの条項を確認すればよいのか、どのように取得原価を算定するのか、現在割引価値とは何か、などを分かりやすく説明する工夫が必要であると思われる。

②耐用年数

i) 実施した手続と発見事項

固定資産一覧表の減価償却資産の中から、同じ資産名称である資産ごとの数を算定し、上位3件の資産について、同じ資産であれば同じ耐用年数を適用しているかを点検した。

その結果、「電線共同溝」は、同じ資産であるにもかかわらず、耐用年数が27年のものと50年のものが混在していた。法人税法上の耐用年数として、構築物のうち電気通信事業用の地中電線路が27年とされており、これと混同したものと考えられる。

¹¹⁾ 企業会計におけるリース取引の会計処理の変遷

企業会計においても、リース取引の会計処理については、かつてはかなりの部分について費用処理が認められていた実務もあった。また、将来的にはオペレーティング・リースについても資産計上対象に含めるようなリース会計基準の見直しが検討されている。このように、時代にあわせてリース取引の会計処理自体が見直されていることも理解を難しくさせる一因とも考えられる。

ii) 結果

意見5 同一資産の耐用年数の不一致について（資産経営課）

上記の資産は、千葉市「電線共同溝整備に伴う建設負担金算定要領第5条(2)」に基づき、耐用年数を50年で統一する必要があると考える。

また、その他にも同じ資産で異なる耐用年数を適用しているものがないかを点検すべきである。

本件も、誤りが発見されたものはその都度直していくことが求められるが、局所的に修正しても費用対効果が低いとも考えられる。むしろ、今後、どのようにすればこのミスを防止できるかを検討することが重要であると考えられる。

固定資産の管理において、適切な耐用年数を設定することは、最重要事項の1つである。

一般に、特に建物のように償却期間が長い固定資産の耐用年数の誤りは、減価償却費が誤って算定されることで財務諸表に与える影響が長期間にわたり、かつ、資産の老朽化度の算定にも影響を与えてしまう。また、耐用年数を誤ることは、資産の総合評価の「見直し」か「当面継続」の評価結果に対して、誤った時期判断を招くことにつながり、それにより本来見直す必要のある資産を見逃す可能性がある。適正な財務諸表の作成、適切な施設マネジメントのために、適切な耐用年数の設定が必要である。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」や法人税等の耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）等には主な資産の耐用年数が用途名称等ごとに掲載されているが、当該用途名称に当てはめることが困難な資産も多く、類似資産の耐用年数を適用するか、「その他」区分の耐用年数を適用するか、など耐用年数の設定が担当者の判断によらざるを得ない。とはいえ、個別の使用可能性に特別な事情がない限りは、同じ資産については同じ耐用年数を適用するのが基本的な考え方であるため、過去に誤りが生じた資産については事例を交えて注意喚起することや、減価償却の仕組みについての理解を促すなどの工夫が必要であると思われる。

③固定資産の取得日

i) 実施した手続と発見事項

固定資産一覧表を査閲し、取得年度が「令和4年度」（2022年度）と記載された資産の登録内容を点検したところ、以下の資産はマッチングワークシートに基づき、令和3年度（2021年度）取得の固定資産として計上されていた。いずれも、「取得日」が2022年（令和4年）4月

又は5月となっている。

(件数が多いため、重要性に鑑みて取得原価が50,000,000円以上のもののみ記載。)

財産番号	資産名称	補助科目名称	取得日	取得原価 (円)
25502000002201003	小倉町 1013-1-①	公園 (公共土地)	2022/04/06	128,865,636
27202000002201072	(主) 穴川天戸線 (亥鼻橋) 下部工 工附帯工事 (2-1)	道路 (公共工作物)	2022/04/28	195,123,340
27202000002201085	はるのみち橋補修工事 (3-1)	橋梁 (公共工作物)	2022/04/08	76,800,000
27202000002201089	(主) 穴川天戸線 (亥鼻橋) 下部工 工工事 (3 1-1)	橋梁 (公共工作物)	2022/04/21	129,897,240
27202000002201096	千葉都市モノレールインフラ施設 更新改良 (3-2)	橋梁 (公共工作物)	2022/04/08	55,818,900
27202000002201096	千葉都市モノレールインフラ施設 更新改良 (3-2)	橋梁 (公共工作物)	2022/04/08	94,000,000
27202000002201103	千葉都市モノレールインフラ施設 更新改良 (3-3)	橋梁 (公共工作物)	2022/04/08	84,725,300
27606000002101004	排水施設新設工事 (辺田排水路外 2-1)	河川 (公共工作物)	2022/04/05	77,129,800
40103000002201020	水槽付消防ポンプ自動車 (800 は 3051)	物品	2022/04/11	60,953,050
40103000002201020	水槽付消防ポンプ自動車 (800 は 3052)	物品	2022/04/11	60,953,050
40103000002201021	はしご付消防ポンプ自動車 (800 は 3072)	物品	2022/04/22	168,863,390
40103000002201022	化学消防ポンプ自動車 (800 は 3073)	物品	2022/04/25	99,013,390
71105000002201302	千葉市立幕張西小学校校舎外外部 改修外工事 (公共前払い) @ 0 2 6 4	建設仮勘定	2022/04/08	107,962,197
71105000002201302	千葉市立幕張西小学校校舎外外部 改修外工事 (完了払い) @ 0 2 6 4-②	建設仮勘定	2022/04/08	57,912,303
71105000002290001	千葉市立泉谷小学校トイレ改修工 事 (完了払) @ 0 2 7 5	建設仮勘定	2022/04/01	55,222,200
71105000002290002	千葉市立磯辺第三小学校トイレ改 修工事 (竣工払) @ 0 2 5 5	建設仮勘定	2022/04/01	56,490,500
71105000002290007	千葉市立山王小学校校舎外外部改 修外工事 (完了払) @ 0 2 0 0-②	建設仮勘定	2022/04/14	52,940,670
71105000002290009	千葉市立磯辺第三小学校トイレ改 修給排水設備工事 (完了払) @ 0 2 5 5	建設仮勘定	2022/04/18	51,079,600
71105000002290012	千葉市立草野小学校校舎外外部改 修外工事 (完了払) @ 2 2 6 3-②	建設仮勘定	2022/04/20	101,962,925
71105000002290013	千葉市立宮野木小学校トイレ改修 外工事 (完了払) @ 0 2 1 7	建設仮勘定	2022/04/21	53,699,900

固定資産の取得日とは、物品であれば「検収日」、工事物件であれば「引渡日」とするのが本来の考え方であり、「支払日」ではない。

しかし、千葉市の更新実務では、マッチングワークシートの取得日欄の入力が必須事項となっておらず、かつ、マッチングワークシート上で取得日が未入力になっていた場合、「支払日」が取得日として登録される仕様になっている。そのため、結果的に、固定資産台帳上の多数の資産の取得日が「検収日」や「引渡日」ではなく「支払日」で登録されている。

この点、マッチングワークシートの記載の対象となる歳出データは、財務会計システムで年度管理されているため、例えば、令和3年度の固定資産増減取引が令和4年度のものとして扱われるといった期間帰属のエラーは生じない仕組みがある。

しかし、固定資産台帳上の取得日を「支払日」で登録した場合、出納整理期間中に支出した固定資産は、実際の取得年度と固定資産台帳上の取得日が整合しなくなってしまう（例：令和4年3月に取得した固定資産に係る支払が令和4年4月になされた場合、マッチングワークシートに取得日を記載しないと、固定資産台帳上、令和3年度に取得したものとして扱われるものの、取得日は令和4年度の日付で登録される。）ため、固定資産台帳の利用者に誤解を与える可能性がある。

ii) 結果

意見6 固定資産の取得日の記載のルールの特化について（資産経営課）

固定資産の取得日を適切に登録することは、固定資産の取得の期間帰属の観点から必要である。したがって、マッチングワークシートに記入にあたって、「取得日」の記載を必須事項とすべきである。

ただし、歳出データを基に固定資産台帳を作成する方法にあっては、支出日をもって固定資産の取得日とすることも実務の運用としてやむを得ない部分もあると思われる。本来は、公営企業会計のように、検収時点や引渡時点をもって資産計上する（同時に未払計上する）のがあるべき会計処理ではあるが、実務上の簡便的取扱いとして、地方公会計マニュアルでは減価償却は翌年度から開始する取扱いとなっているため、帰属する年度さえ間違えなければ、固定資産台帳上の取得日をいつにしようとも、少なくとも財務書類には影響を与えない。

現在は、検収日や引渡日の記録は、歳出データではなく、検収調書などを参照して入力しているが、この実務が作成上の過大な負担となっているならば、見直すことも考えられる。例えば、年度内に取得したものの支払いが出納整理期間となった固定資産については、年度末の3

月 31 日を取得日とみなして取得日欄に記載し、取得日と取得年度を整合させる方法が考えられる。

いずれにしても、記載のルールを明確化すべきである。

(3) 固定資産の実在性・網羅性

①固定資産の現物確認(アクアリンクちば)

i) 実施した手続と発見事項

固定資産台帳に登録された固定資産の現物を確認することで、固定資産の実在性を点検した。監査対象年度の直前年度である令和 2 年度に空調設備及び電気設備の改修工事が実施された「アクアリンクちば」から、土地 2 件、建物 3 件、建物付属設備 5 件の計 10 件を対象とした。

【実在性の点検対象】

No	財産番号	補助科目 名称	資産名称	取得価額
1	20150746	土地	美浜区新港 224-1	980,811,091 円
2	20150747	土地	美浜区新港 237-1	487,073,754 円
3	36163	建物	千葉アイススケート場/その他	1,518,941,000 円
4	1630200000 18504	建物	千葉アイススケート場	9,377,640 円
5	1630200000 2101005	建物付属 設備	アクアリンクちば控室照明器具等修繕	7,034,500 円
6	2520100000 2104006	建物付属 設備	アクアリンクちば空調設備外改修工事監 理業務委託	1,650,000 円
7	2520100000 2104007	建物付属 設備	アクアリンクちば空調設備外改修電気設 備工事	6,910,200 円
8	2520100000 2104008	建物付属 設備	アクアリンクちば空調設備外改修工事	147,705,800 円
9	2520100000 2104009	建物付属 設備	アクアリンクちば吊り天井落下対策電気 設備工事	37,998,400 円
10	2520100000 2104010	建物	アクアリンクちば吊り天井落下対策外工 事	113,532,900 円



No. 9 アクアリンクちば吊り天井落下対策電気設備工事

No. 10 アクアリンクちば吊り天井落下対策外工事



No. 6 アクアリンクちば空調設備外改修工事
監理業務委託

No. 7 アクアリンクちば空調設備外改修電気設備工事

No. 8 アクアリンクちば空調設備外改修工事

(令和 5 年 10 月 4 日撮影)

なお、点検対象資産の登録内容を個別に点検した結果、以下の事項が発見された。

No	財産番号	補助科目名称	発見事項
2	20150747	土地	固定資産台帳に記載されている所管課名称の誤り
4	163020000018504	建物	補助科目名称、耐用年数の設定誤り
10	25201000002104010	建物	補助科目名称、耐用年数の設定誤り

No. 2 : 平成 30 年度に「市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課」から「都市局海辺活性化推進課」に所管換が行われていたが、固定資産台帳への反映が漏れていた。平成 30 年 3 月 23 日付けの「公有財産(土地)所管換・引継通知書」を閲覧し、「市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課」から「都市局海辺活性化推進課」への所管換の事実を確認した。

No. 4 : 空調設備と吊り天井の実施設計費用である。建設設計委託契約書によれば、取得価額 9,377,640 円のうち、3,275,640 円が吊り天井の実施設計費用、6,102,000 円が空調設備の実施設計費用であり、補助科目名称、耐用年数の設定が誤っていた。具体的には、補助科目名称は「建物」ではなく「建物付属設備」であり、耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に従うと、31 年ではなく 15 年である。

No. 10 : No. 9 と同じ吊り天井の落下対策工事であり、補助科目名称、耐用年数の設定が誤っ

ていた。具体的な内容はNo.4と同様である。

ii) 結果

点検対象とした固定資産を現物確認した結果、全ての資産について実在性を確認できた。

なお、発見された誤りについては、適宜、修正すべきであるが、本件のみを局所的に修正しても、全体の固定資産台帳に与える影響は軽微であるため、本報告書に記載した勘定科目誤りや耐用年数設定誤りの指摘・意見を参考にしながら、今後同様の誤謬を起こさないような統制を構築されたい。

②固定資産台帳の現物確認(千葉市科学館)

i) 実施した手続と発見事項

固定資産台帳に登録された固定資産の現物を確認することで、固定資産の実在性を点検した。

令和4年度にリニューアルオープンされ、固定資産の入替えが生じている千葉市科学館を実査対象とした。実査対象は、建物1件、機械器具1件、物品8件の計10件である。

【実在性の点検対象】

No	財産番号	補助科目 名称	資産名称	取得価額 (円)
1	33512	建物	科学館/事務所	7,841,979,000
2	7150100000 2003111	物品	科学館/プラネタリウム(全天周デジタル映像システム・バーチャリウムⅡR5)	76,464,000
3	33603	機械器具	科学館/プラネタリウム	362,145,000
4	33347	物品	科学館/傘立て①	581,910
5	33348	物品	科学館/体験教具(錯視立体③)	600,000
6	33349	物品	科学館/体験教具(錯視立体_追いかける顔)	1,200,000
7	33489	物品	科学館/体験教具(千葉の空②)	19,600,000
8	33490	物品	科学館/体験教具(錯視絵画④)	500,000
9	33390	物品	科学館/体験教具(パラボラ音声伝達②)	2,000,000
10	33380	物品	科学館/体験教具(石の分析テーブル②)	1,326,000



No. 8 錯視絵画

(令和5年10月5日撮影)



No. 2 プラネタリウム

点検対象資産の登録内容を個別に点検した結果、以下の事項が発見された。

No	財産番号	補助科目名称	発見事項
3	33603	機械器具	全天周デジタル映像システム・バーチャリウムⅡR5の旧システムが含まれており、除却漏れになっている。

No. 3：千葉市は令和元年度にプラネタリウムの全天周デジタル映像システム・バーチャリウムⅡR5の入替えがなされ、旧システム(全天デジタル投映システム)は処分され、新システムに移行された。この際の固定資産台帳の更新において、新システムは新規取得資産として固定資産台帳に登録されたが、過去にプラネタリウム本体の取得価額と一体で計上(入札積算内訳書によれば181,221,000円)された旧システムについては、除却処理がなされていなかった。

ii) 結果

点検対象とした固定資産を現物確認した結果、全ての資産について実在性を確認できた。展示物以外の物品(備品)には固定資産台帳シールが貼られており、備品台帳の登録番号との一致を確認した。

また、千葉市科学館については、直近の取得資産の多くが令和4年度のリニューアルオープン時のものであったことから、固定資産台帳の網羅性の点検として、館内に存在する固定資産が固定資産台帳に適切に登録されているかの観点で、以下の資産について確認した。

その結果、点検対象とした固定資産は全て固定資産台帳に登録されていた。

【網羅性の点検対象】

No	資産番号	補助科目	資産名称	取得価額 (円)
1	71501000002303019	物品	科学館/体験教具(アイスキューブ)	58,927,088
2	71501000002303020	物品	科学館/体験教具(有人与圧ローバー)	7,334,800
3	71501000002303021	物品	科学館/体験教具(はやぶさ2)	3,095,950

ii) 結果

意見7 部分除却の考え方の整理について（会計室）

No. 3 で発見した固定資産台帳上の除却漏れについては、システムの入替えがなされ、新システムが新規取得資産として計上されているにもかかわらず、旧システムの取得価額がプラネタリウム本体と一体として計上され続けており、新旧システムの取得価額が二重計上されている状態となっている。そのため、旧システムの取得価額分について除却が必要である。

旧システムの取得価額はプラネタリウム本体の取得価額と一体で計上されているため、部分除却の処理が必要であると考えられる。

また、現行の千葉市の固定資産台帳増減調査票作成要領では部分除却の取扱いが明らかにされていないため、説明を加えるべきである。

部分除却する金額の集計に当たっては、工事の内訳明細等で明確に除却部分を特定できるのであれば当該部分が除却の対象範囲といえるが、中にはそのような特定が困難な場合も考えられ、その場合は何らかの合理的な基準をもって按分計算することになる。何ををもって「合理的」というのかは個別の資産ごとに異なると考えられるため一概には言えないが、按分計算による部分除却は見積りの要素が含まれるため、その正しさとは、1円単位での絶対的なものではなく、ある程度の幅を持ったものであると考えられる。したがって、ルールの特明確化に当たっては、過度に機械的な運用にならないような工夫も必要と考える。

③歳出項目「使用料及び賃借料」に含まれるリース取引

i) 実施した手続と発見事項

固定資産管理の上で、本来「リース資産」として登録すべきものを「賃借料」として処理してしまうと、リース資産及びリース負債の計上漏れが生じてしまう。

このような処理誤りがないかどうかの観点から、令和3年度の歳出伝票のうち、節名称が「使用料及び賃借料」かつ金額が上位10件をサンプル抽出し、リース契約書を閲覧したところ、次の4件はリース資産として資産登録が漏れていることが判明した。

【リース資産の計上漏れ（令和3年度）】

No	件名	リース期間	リース料総額（税込）
1	千葉市立都賀小学校外29校 冷暖房設備賃貸借	令和2年4月1日～ 令和15年3月31日	1,251,341,520円
2	千葉市立加曽利中学校外20校 冷暖房設備賃貸借	令和2年4月1日～ 令和15年3月31日	1,084,855,200円
3	千葉市立緑町中学校外19校 冷暖房設備賃貸借	令和2年4月1日～ 令和15年3月31日	964,392,000円
4	千葉市立新宿小学校外25校 冷暖房設備賃貸借	令和2年4月1日～ 令和15年3月31日	893,812,920円

所管課提出資料を基に監査人が作成。

千葉市では、各所管課が「固定資産台帳増減調査票」の作成要領に基づいて所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するか否かを判定し、リース資産として固定資産台帳に登録する必要があると判断したリース物件を「固定資産台帳増減調査票」に回答する。財政課はその回答に基づいて公会計システムに取り込むためのマッチングワークシートを更新する。

したがって、各所管課が所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するか否かを正しく判定できるかどうかは担当する職員の力量に頼ることになり、固定資産台帳増減調査票に回答する職員の習熟度が低い場合には、リース資産が固定資産台帳から漏れてしまう。

ii) 結果

上述のリース資産の計上漏れは、固定資産台帳に計上すべきであるが、たまたま令和3年度の歳出の伝票から発見された計上誤りを局所的に修正しても、全体に与える影響は軽微であり、それほど実のある話ではない。それよりも、今後こうしたことが起きないように仕組みを構築

すべきである。

これについては、**意見 4** リース資産の計上に係る作成要領等での説明の工夫について記載したため、参考にされたい。

(4) 固定資産の取得原価

①資本的支出と収益的支出の区分

i) 実施した手続と発見事項

固定資産管理において、支出したものが資産計上となるのか費用処理となるのか、いわゆる資本的支出と収益的支出の区分の論点は、会計処理に当たって担当者の判断が入るため、特に誤りやすい論点である。

この点、令和 3 年度の歳出伝票において、「工事請負費」「需用費」「委託料」で計上されているものから、金額上位 10 件を抽出し、工事契約書等の関連証憑を閲覧し、資本的支出（資産）と収益的支出（費用）の配分が適切になされているか、また、工事が完了していない契約について、建設仮勘定への計上が適切に実施されているかを点検した。

【サンプル対象】

No	節名称	摘要	支出済額
1	工事請負費	(仮称) 千葉公園体育館整備工事	296,361,200 円
2	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事 @ 9 1 0 1	3,156,800,000 円
3	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事 (令和 3 年度中間前払金)	1,578,400,000 円
4	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事	1,883,283,532 円
5	工事請負費	千葉市新清掃工場建設工事 (令和 3 年度分)	753,689,000 円
6	工事請負費	千葉市新清掃工場建設工事 (令和 3 年度分)	502,459,000 円
7	需用費	ヘリコプター「おおとり 1 号、2 号」耐空検査整備	131,274,000 円
8	需用費	千葉ポートアリーナ消防設備修繕	115,500,000 円
9	需用費	令和 3 年度千葉市斎場火葬炉設備修繕	62,700,000 円
10	委託料	千葉都市モノレール (殿台変電所外) 更新改良工事委託料 (令和 3 年度分)	361,505,700 円

その結果、下記については、案件自体について建設仮勘定の計上漏れが判明した。

No	節名称	摘要	支出済額
1	工事請負費	(仮称) 千葉公園体育館整備工事	296,361,200 円
2	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事 @ 9 1 0 1	3,156,800,000 円
3	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事 (令和 3 年度中間前払)	1,578,400,000 円

No	節名称	摘要	支出済額
		金)	
4	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事	1,883,283,532円

また、上記のうち下記の支出は、案件全体ではなくその一部について、建設仮勘定への計上が漏れていた。

No	節名称	摘要	支出済額
5	委託料	(仮称) 千葉公園体育館整備工事監理業務委託	12,770,890円
6	委託料	(仮称) 千葉公園体育館整備工事監理業務委託	25,296,480円
7	委託料	(仮称) 千葉公園体育館整備工事監理業務委託	5,409,470円
8	委託料	千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託	37,257,000円
9	委託料	千葉市新庁舎 ZEB 実証事業活用支援業務委託	18,504,200円
10	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事	290,891,366円

ii) 結果

意見 8 資本的支出と収益的支出の区分について（財政課）

固定資産の更新プロセスは「1. 固定資産台帳の更新（2）固定資産台帳の更新手順」に記載のとおりであり、財政課は委託業者に「歳出伝票一覧（支出命令データ）」（組織名称・コード、会計別歳入歳出款項目節名称・コード、歳入歳出執行データなど）を送付する。委託業者はその中から資産取得につながると思われるマッチングワークシートを作成し、財政課に送付する。

千葉公園体育館整備工事・千葉市新庁舎整備工事のいずれも、委託業者側では歳出伝票から資産計上の可能性がある支出と認識していた。

委託業者が作成したマッチングワークシートを基に、どの伝票を資本的支出とするか、収益的支出とするかは、所管課が固定資産台帳増減調査票を作成する中で判断する。この判断の過程で収益的支出として処理した、又は固定資産台帳増減調査票には資産計上されていたものの、財政課がマッチングワークシートへの反映を漏らしていた。

資本的支出の判断は、固定資産台帳増減調査票作成要領に明記されているため、それをもとにした判断が必要である。

建設仮勘定への計上が漏れていた支出額については、建設仮勘定の計上が必要である。

また、千葉公園体育館整備工事・千葉市新庁舎整備工事のいずれも、令和2年度分の支出については、固定資産台帳に建設仮勘定として計上されているため、令和3年度分の支出も建設

仮勘定計上の可能性があると考えらるべきであり、部署全体として確認する仕組みが定着されていないと考える。

まずは、固定資産台帳増減調査票作成要領に基づく資本的支出か収益的支出かの判断を徹底すべきである。研修を開催して、会計知識の能力の向上といった対応も検討すべきと考える。

財政課のマッチングワークシートへの反映漏れについては、ダブルチェックを行う等、建設仮勘定に限らず、固定資産として計上すべき対象が漏れないような体制の構築が必要である。

②付随費用

i) 実施した手続と発見事項

資産の取得時には、資産本体の直接的な対価（工事費・購入代金）だけではなく、測量、設計、工事監理などの「付随費用」も、資産の取得原価に算入する必要がある。

この点、学校施設課の「マッチングワークシート」をサンプルとして確認したところ、以下の付随費用が資産計上されていなかった。

【付随費用の資産計上漏れ（令和3年度）】

項目	合計金額
実施設計	165,705,100 円
工事監理	27,291,500 円

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

意見9 固定資産の取得原価への付随費用の加算について（財政課）

一部の資産の取得価額の算定において、付随費用の加算漏れが発見された。

本来、本発見事項を修正するとともに、その他の資産を含めて、付随費用の加算漏れが生じていないかを総点検すべきではあるが、本体価格の資産計上漏れではないことから、費用対効果を勘案の上、対応すれば足りると考える。

それよりも、今後、同様の事象が発生しないような統制の構築が重要である。本件付随費用は、固定資産台帳増減調査票には記載があったものの、マッチングワークシートへの転記が漏れたことにより発生した加算漏れであった。

この点、すでに固定資産台帳増減調査票作成要領には、付随費用が取得原価に含まれることが明示されたうえで、付随費用の例示として実施設計、工事管理、登記費用等が資産計上の対象になることも例示されている。

今後は、マッチングワークシートを更新する財政課においてチェックを徹底し、誤りの予防、又は誤った場合にも発見できる実効性を高める必要がある。

③リース資産の取得価額

i) 実施した手続と発見事項

千葉市では、リース期間が1年超かつリース契約1件あたりのリース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引を、固定資産として計上している。そして、リース資産の取得価額は、固定資産台帳増減調査票作成要領における算定方法の定めに基づきリース料の総額（リース期間全体のリース料の総額）で計上している。千葉市の資産経営課担当者に確認したところ、利息が1パーセント程度であること、運用上の効率等を踏まえ、リース料の総額から利息相当額を控除しない方法を採用しているとのことであった。

地方公会計マニュアルでは、所有権移転ファイナンス・リース取引の取得価額を、原則としてリース料の総額（利息相当額を除く）で計上することとしている。そして、金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合は、継続的な処理を前提にリース料総額から利息相当額を控除しない方法によることもできるとしている。

この点、千葉市では「金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合」を固定資産台帳増減調査票作成要領に明記しておらず、一律にリース料の総額（リース期間全体のリース料の総額）を取得価額としており問題となる。

ii) 結果

意見10 リース料総額から利息相当額を控除しない方法を採用する場合の重要性について (資産経営課)

地方公会計マニュアルでは、取得価額をリース料の総額（利息相当額を除く）で計上することを原則としている。この点、千葉市では利息相当額に重要性が乏しいこと及び運営上の効率性等の観点から、リース料の総額から利息相当額を控除しない方法を採用している。

重要性に応じた処理をすること自体に問題はないが、担当者が重要性の判断に迷うことのないよう、また、属人的に重要性が判断されてしまうことを防止するため、重要性が乏しいと認められる場合についての基準を固定資産台帳増減調査票作成要領に明記し、基準に従って重要性の判断をすることが望ましいと考える。

④無償取得した資産の評価の取扱い

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」66 段落¹²によると、有形固定資産のうち、適正な対価を支払わずに取得した有形固定資産は、原則として再調達原価で計上することとされる。

この点、公有財産台帳から、寄付で取得した固定資産を対象に、5 件をサンプル抽出し、取得価額の算定根拠を確認したところ、次の資産の取得価額の金額が誤っていた。

【固定資産台帳に登録されている情報（誤っている処理）】

No	財産番号	施設名称	延べ床面積 (㎡)	取得年度	取得価額 (円)
1	28888	旧北谷津清掃工場プラズマ溶融センター/その他	926.38	平成9年度	1
2	26894	土気あすみが丘フ ^ラ サ ^サ /事務所	4,074.09	平成4年度	2,625,000,000
	00035329	土気あすみが丘フ ^ラ サ ^サ /事務所-①	512.00	平成4年度	1
	71515000 0018007	緑図書館あすみが丘分館（土気あすみが丘プラザ複合）/図書館	0.00	平成4年度	92,160,000

【固定資産台帳増減調査票作成要領に基づく処理】

No	財産番号	施設名称	延べ床面積 (㎡)	取得年度	取得価額 (円)
1	28888	旧北谷津清掃工場プラズマ溶融センター/その他	926.38	平成9年度	64,846,600
2	26894	土気あすみが丘フ ^ラ サ ^サ /事務所	4,074.09	平成4年度	(注) 733,336,200
	71515000 0018007	緑図書館あすみが丘分館（土気あすみが丘プラザ複合）/図書館	512.00	平成4年度	(注) 92,160,000

所管課提出資料を基に監査人が作成。

(注) 733,336,200 円+92,160,000 円=825,496,200 円であり、財産番号 26894 の取得価額を 26894 と 715150000018007 の 2 物件で延べ床面積を配賦基準として按分したものである。

(No. 1 の旧北谷津清掃工場プラズマ溶融センター)

¹² 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」66 段落

有形固定資産（事業用資産、インフラ資産及び物品）のうち、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とします。ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地については、原則として備忘価額 1 円とします。

寄付で受けた資産については、本来、再調達原価（64,846,600円）をもって取得原価とするところ、備忘価額の1円で計上されていたものである。

(No.2の土気あすみが丘プラザ)

緑図書館あすみが丘分館との複合施設であり、それぞれ延べ床面積が4,074.09㎡、512.00㎡である。この場合、再調達原価825,496,200円を延べ床面積で按分して固定資産台帳に登録することが固定資産台帳増減調査票の記載要領で求められているが、適切な再調達原価の算定及び按分計算がなされておらず、固定資産が過大に計上されていた。

上記の誤りが生じた原因として、各所管課から提出された「固定資産台帳増減調査票」の回答内容を例えば資産経営課などの固定資産台帳の実務に精通した他の部署が確認する体制になっていなかったということが挙げられる。

千葉市では、各所管課が「固定資産台帳増減調査票」に回答し、財政課がその回答に基づいて公会計システムに取り込むための「マッチングワークシート」を作成している。寄付で取得した資産は、支出がないため、財政課は固定資産の取得原価の正確性を歳出伝票で裏付けられず、各所管課の回答内容に依拠している状況である。

ii) 結果

意見11 寄付で取得した固定資産の取得価額の確認方法について（管財課、会計室）

No.1は付すべき原価の誤謬（再調達原価を付すべきところ備忘価額を付した）であり、No.2は再調達原価の算定及び按分計算の誤謬である。誤謬の原因は異なるが、いずれも、寄付受けした資産の取得原価の付し方が誤っていたものである。

発見された資産の取得原価は修正したうえで、その他の資産についても同様の事象が起きていないかを総点検すべきである。

しかしながら、再調達原価はもともとその算定方法からして見積りの要素が大きく、一物一価のような唯一無二の正解があるわけではない。そうであるならば、今後同様の誤謬を発生させないための統制を構築することが重要である。

歳出伝票による裏付けがとれず、各所管課が作成する固定資産台帳増減調査票の回答内容に依拠する場合には、その回答内容が正しいかを固定資産台帳の更新実務に精通した資産経営課もしくは財政課、または、公有財産台帳を所管する管財課、物品台帳を所管する会計室が確認する必要がある。

なお、償却資産の再調達原価の算定については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落において、「減価償却累計額を控除した価額」とすることとされており、建設等時期から開始時までの経過年数に基づき、減価償却を行った金額で計上することが原則であるが、千葉市の「固定資産台帳増減調査票作成要領」では減価償却累計額を控除することが定められていないため、これを定める必要があると考える。

⑤取得原価が不明の資産の取扱い

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落¹³、64段落¹⁴、109段落¹⁵によると、事業用資産とインフラ資産については、開始時において取得価額が判明している資産は当該価額を、取得原価が不明な資産は再調達原価を取得原価とすることとされている。

ただし、道路、河川及び水路の敷地（以下「道路等」という。）で取得原価が不明なものは原則として備忘価額1円とすることが求められている。

¹³ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落

事業用資産とインフラ資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同じ）。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要があり、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。具体的には、地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類を確認することが考えられますが、それでも取得原価が判明しない資産については、取得原価の把握のために、地方財政状況調査（決算統計）の数値を用いることも考えられます。

¹⁴ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」64段落

また、取得原価の判明状況は各地方公共団体において異なることや地方債の償還年限が取得原価の判断状況に影響すること等を踏まえ、実施可能性や比較可能性を確保する観点から、特定の時期（昭和59年度以前）に取得したものは、63段落の取扱いにかかわらず、原則として取得原価不明なものとして取扱うこととします（「別紙5」参照）。なお、後述の109段落のとおり、既に固定資産台帳を整備済または整備中の地方公共団体においては、資産評価に係る二重の事務負担を回避する観点等から、一定の経過措置を設けています。

¹⁵ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」109段落

既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容することとします。ただし、その場合でも、道路、河川及び水路の敷地については、63段落による評価額を注記することとします。

また、固定資産台帳整備の実施可能性や比較可能性を確保する観点から、昭和 59 年度以前に取得した資産は取得原価不明なものとして取り扱うこととされている。

なお、取得原価が不明の道路等の場合でも、既に固定資産台帳が整備済み又は整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されているのであれば、その評価額を注記することで、引き続き、当該評価額によることが認められている。

この点、固定資産台帳のうち取得年度が昭和 59 年度以前かつ備忘価額 1 円で登録されていない道路等の有無を確認したところ、該当する資産は 116 件あり、その期末簿価の合計金額は 1,148,020,398 円であった。これらの道路等を引き続きこの金額で計上する場合には、千葉市の固定資産台帳が整備済み又は整備中であって、昭和 59 年度以前に取得した道路等が基準モデル等に基づいて評価されている旨及びその金額を注記する必要があるが、千葉市では当該注記が開示されていなかった。

ii) 結果

指摘 8 昭和 59 年以前に取得した道路等の注記漏れについて（財政課）

上述のとおり、昭和 59 年以前に取得した道路等を備忘価額 1 円で計上せず、引き続き、合理的かつ客観的な基準に基づく評価額で計上する場合には、その評価額の注記が求められるため、当該注記を適切に行う必要がある。

一方で、昭和 59 年以前に取得した道路等の評価額の注記を行わないのであれば、昭和 59 年以前に取得した道路等の期末簿価は全て備忘価額 1 円に修正する必要がある。

(5) 所有外資産の管理

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」21 段落¹⁶では、所有外資産も固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれている。

¹⁶ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き第 21 段落

管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等については、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれます。また、表示登記が行われていない法定外公共物についても、同様の取扱いとすることが望まれます。

千葉市では、所有外資産は、当該手引きで必須記載事項とされていないことから固定資産台帳に記載せず、財務書類の注記としても開示していない。

しかし、現在、総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」では、現行の地方公会計マニュアルの見直しを検討しており、一つの論点として「所有外資産」を新たに貸借対照表に資産計上することが検討されている。

ii) 結果

所有外資産について、現時点で固定資産台帳に記載されていないことは地方公会計マニュアル等に照らして問題はない。

なお、今後、地方公会計マニュアルの見直し状況を踏まえて、所有外資産の固定資産台帳への登録及び財務書類への計上を検討することが考えられる。

千葉市では、施設マネジメントシステムである「fmSMART」が令和 5 年度に導入予定であるが、現時点でも固定資産関連の台帳画面には、「所有関係区分」という項目があり、この項目で所有外資産の管理が可能である。

今後は、「fmSMART」での所有外資産の管理と公会計システムとの連携について検討することが望まれる。

第4章 固定資産台帳の活用

1. 固定資産台帳の活用により期待されること

(1) 総務省の取組

地方公会計の取組が、地方公共団体の資産・債務改革¹⁷にあることを踏まえると、固定資産台帳の整備は、財務書類を作成できればその目的が果たされるわけではなく、資産管理や予算編成等の行財政活動に活用して初めて意味がある取組である。

総務省によると、資産・債務改革の手順は下記のように示されている。

【資産・債務改革の手順】

①資産・債務の実態把握と情報開示	固定資産台帳の整備を前提とした新地方公会計モデルを用いた財務書類の作成
②資産・債務改革の方針策定	横断的組織や専従組織を置くなど全庁的な管理の取組
③資産・債務改革の実施	(例) ・職員宿舍・公用車等の集約・売却 ・インターネット公売の実施等 ・信託された普通財産の土地を用いての開発事業 ・施設等への広告掲載

総務省は、固定資産台帳の活用に関しては、地方公会計に関する取組事例集をウェブで公開し (<https://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/katsuyouzurei.html>)、未利用財産の売却、施設マネジメントとの連携、資産管理や予算編成等への活用についての好取組事例を掲載している。

また、これまでに、下記の研究会を立ち上げ、現在も「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」において、財務書類の行財政への活用方法について議論が進められている。

¹⁷ 地方公共団体の資産・債務改革

地方公共団体の厳しい財政状況のもと、債務増加の抑制の観点から、歳出削減というフロー面の取組だけでなく、抱えている資産を再点検し、売却・有効活用するというストック面での取組を進めようとするもの。資産・債務の実態把握や管理体制の状況の総点検が求められたことが、新地方公会計による財務書類の整備については固定資産台帳の作成による保有資産の把握の大きな背景となっている。

平成18年度版の総務省「地方財政白書」では、資産・債務改革の推進として、「地方公共団体においては現在、未利用地の一覧や売却情報のホームページ上の公開、売却目標の設定等の取組が行われているところであるが、「行政改革の重要方針」を踏まえ、公営企業や公社等との連結を含むバランスシートの作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に積極的に取り組むことが必要である。そして、国の資産・債務改革の工程表も参考にしつつ、資産・債務改革に関する目標と工程表を策定することが求められる。」と記載されている。

【総務省（自治財政局）で立ち上げられた地方公会計に関する研究会】

研究会名	開催期間
今後の新地方公会計の推進に関する研究会	平成 22 年 9 月 30 日～
地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会	平成 25 年 9 月 17 日～
地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会	平成 25 年 10 月 1 日～
今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会	平成 26 年 5 月 28 日～
地方公会計の活用のあり方に関する研究会	平成 28 年 4 月 28 日～
地方公会計の活用の促進に関する研究会	平成 29 年 10 月 27 日～
地方公会計の推進に関する研究会	平成 30 年 6 月 22 日～
地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）	令和元年 6 月 22 日～
今後の地方公会計のあり方に関する研究会	令和 4 年 8 月 1 日～

出典：総務省のウェブ (https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/kenkyu/kenkyu.html) を基に監査人が加工

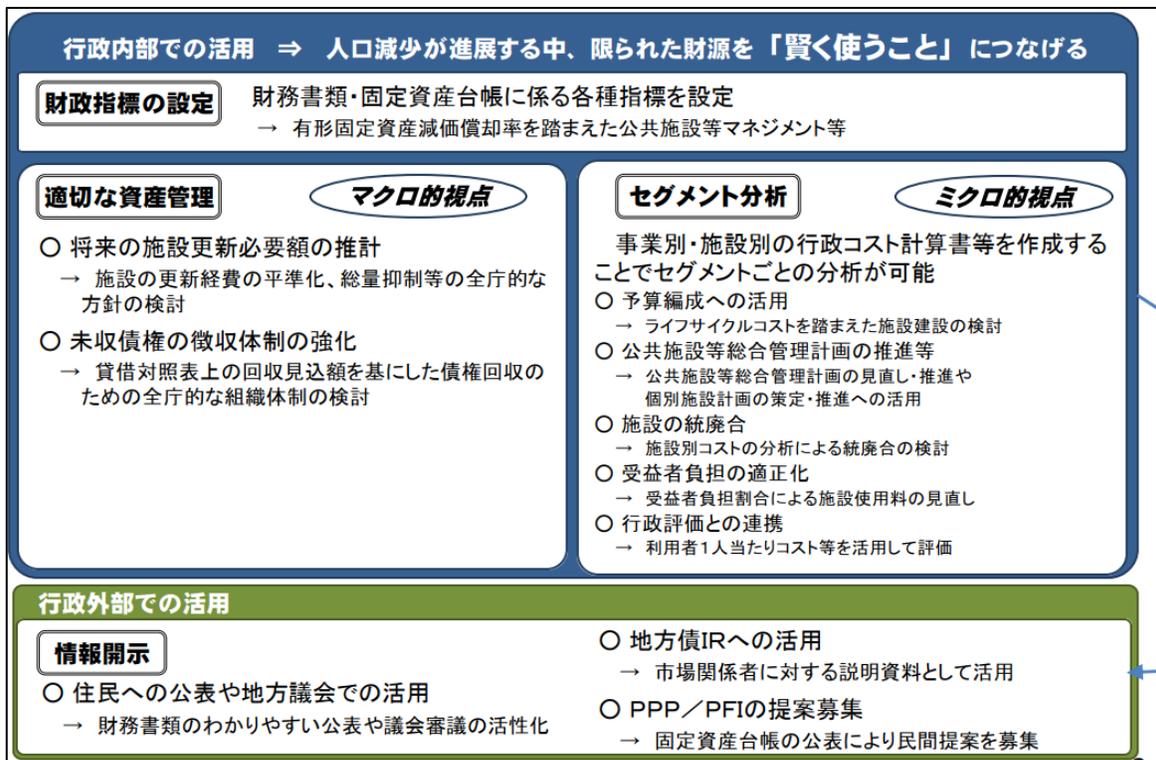
特に、平成 29 年度に立ち上げられた「地方公会計の活用の促進に関する研究会」では、固定資産台帳の活用に強く踏み込んで議論しており、取組先進団体とされた地方公共団体の実例を交えながら、内部利用の例、外部利用の例を示している。

地方公会計の取組を通じた固定資産台帳の整備により、資産情報を正確に把握することが可能となり、その情報を公共施設マネジメント等に活用することが期待されている。すなわち、固定資産台帳は、財務書類の作成に利用するだけでなく、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策に係る資産管理等の公共施設マネジメントにも積極的に活用することが求められている。

国においても「新経済・財政再生計画 改革工程表 2022」において、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳データと個別の施設とをコードの設定により紐づけて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組んでいく方針が示されている。

なお、固定資産台帳はエクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することが前提とされており、公表することで、民間企業から PPP/PFI に関する積極的な提案がなされることも期待されている。

固定資産台帳の活用方法としては、財政指標の設定や適切な資産管理の他、施設別のコスト分析などに活用していくことが想定されている。



出典：地方公会計マニュアル P337

具体的には、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策に係る資産管理等の公共施設マネジメントに積極的に活用することが求められており、かつ、活用が進められている。

【固定資産台帳の活用事例】

活用分野	科目・項目	活用内容
公共施設マネジメント	減価償却累計額、取得価額	固定資産台帳の減価償却累計額と取得価額から算出した施設ごとの老朽化率を一覧化し、施設の見直しの参考とした。
	減価償却費	個別施設計画において方向性を廃止・売却等とした施設について、維持管理費と減価償却費を足上げたコストを比較して、事業着手の優先順位付けの検討を行った。
	減価償却累計額	固定資産台帳の減価償却額や資産の追加状況を参考に、合併前から存在する同類施設の比較を行い、将来の施設統廃合に係る検討の参考とした。
公共施設に係る中長期的な経費の見込み	取得年月日、耐用年数	将来の施設更新費用の試算にあたり、固定資産台帳の取得年月日や耐用年数を算定基礎として用いた。
公共施設の更新等に備えた基金の積立	減価償却費	毎年度の減価償却費から基金積立額を算出している。
	減価償却累計額	目的別の減価償却累計額を参考に、財政調整基金から各施設関連基金への振り分けを行った。 (※大東市・川口委員事例報告(第3回研究会))

活用分野	科目・項目	活用内容
受益者負担の適正化	減価償却費等	施設ごとの行政コスト計算書を作成し、算出された純経常行政コストを施設使用料の算定の参考とした。
	人件費、物件費、減価償却費	施設ごとの人件費、物件費、減価償却費等を足上げた額を、施設使用料の算定に用いた。
	期末簿価	建物の期末簿価に一定率を乗じたものを、施設使用料の算定に用いた。
未利用財産の売却	売却可能区分、取得価額、減価償却累計額	固定資産台帳から未利用財産の洗い出しを行い、取得価額や減価償却累計額等を参考に、処分方針の検討を行った。
	期末簿価	未利用施設の売却にあたり、期末簿価を売却価格の参考とした。

出典：総務省 統一的な基準の検証に関するワーキンググループ 第6回資料3

(2) 千葉市の取組

千葉市では、公有財産の有効活用、維持管理経費の最適化等を全庁横断的に推進するため、平成 23 年度に資産経営部を新設し、「千葉市資産経営基本方針」を策定するとともに、千葉市資産経営システムを構築・運用し、資産マネジメントに積極的に取り組んでいる。そのような取組において、千葉市では固定資産台帳の情報について以下のような形で活用を図っている。

①将来の施設更新必要額の推計での活用

各地方公共団体においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年 4 月 総務省通知）」により、すべての公共施設等を対象に、管理に関する基本的な考え方などを示す、公共施設等総合管理計画の策定が求められている。

千葉市の「千葉市公共施設等総合管理計画」（令和 5 年 3 月改訂）の中では、将来の施設更新のための必要額の推計がなされているが、施設の耐用年数などの情報に固定資産台帳の情報が利用されている。

(参照) **2. 将来の施設更新必要額の推計での活用**

②千葉市資産経営システムでの活用

千葉市では、資産マネジメントを推進する千葉市資産経営システムを構築し、資産カルテを作成し、資産情報の「見える化」を進めると同時に、資産のあり方の見直しを進めている。

千葉市資産経営システムでは、資産データの一元化を図る観点から、公有財産台帳や固定資産台帳の情報を取り込み、資産データベースを構築しており、固定資産台帳における資産現在価値（期末簿価）や減価償却費の情報を活用している。

(参照) **3. 資産マネジメント（資産カルテによる見える化）**

4. 資産マネジメント（資産の総合評価）

5. 未利用財産管理への活用

③受益者負担の適正化

施設利用料の算定にあたり、施設の期末簿価や減価償却費等の情報を施設の所管課に共有し、適正な受益者負担の検討に活用している。

(参照) **6. 適正な受益者負担の算定への活用**

2. 将来の施設更新必要額の推計での活用

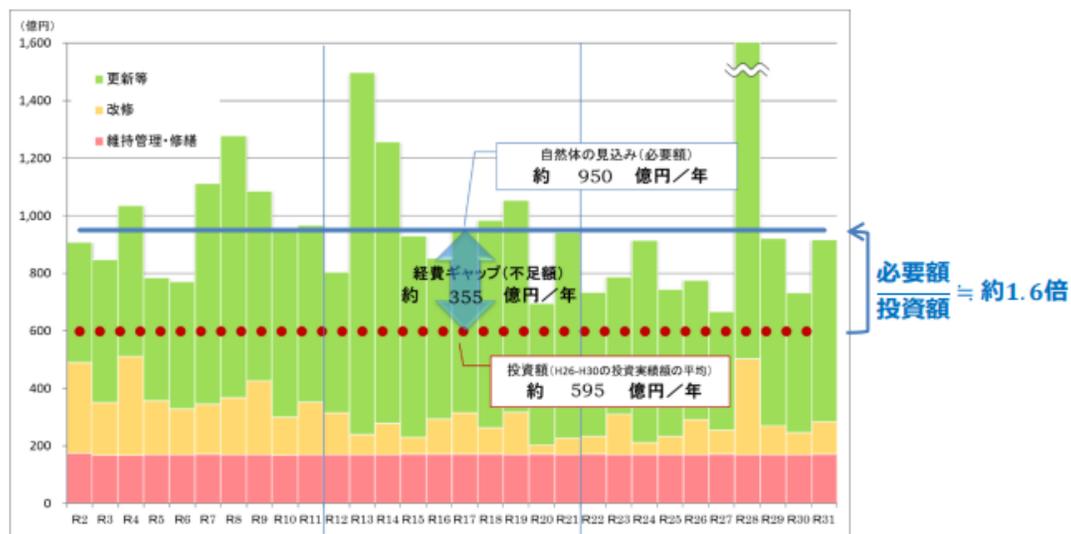
千葉市では「千葉市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）」を策定し、住民に公表している。公共施設等総合管理計画とは、公共施設の老朽化に伴う維持・更新・長寿命化に関して、中長期的には全ての施設を現在と同等の水準で維持更新していくことは不可能であるとの前提を置きつつ、市全体の都市機能のあり方や今後の施設のあり方を踏まえて、公共施設等の管理に関する基本的考え方を示したものである。

その計画において、市が所有する公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを財政シミュレーションし、従来の投資額から見た投資に回せる財源と、更新に必要な財源のギャップを分析している。これは、どれくらいの財源が不足するかを示したものであり、公共施設等総合管理計画の中でも重要な位置付けを果たす。

【耐用年数経過時に単純更新した（自然体の）見込み（30年間）】

- ・すべての公共施設等を保有し続け、耐用年数経過時に単純更新すると仮定した（自然体の）場合、令和2年度からの30年間における公共施設等の維持管理・更新等に必要な経費は1年あたり約950億円となる見通しです。
- ・これに対し、現投資額（過去5年間の投資実績額の平均）を将来にわたって維持できると仮定した場合、1年あたり約595億円の額（投資額）が見込めますが、1年あたり約355億円の経費ギャップ（不足額）が生じます。

■図表 2-14 耐用年数経過時に単純更新した（自然体の）見込み（30年間）



出典：「千葉市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）」

この分析によると、過去の投資水準が約 595 億円/年、今後 30 年にわたる必要投資水準が約 950 億円/年であり、毎年 355 億円の財源不足が生じる、という結果が出ており、必然的に、全ての施設を現状と同じ水準で更新していくことが不可能であることを明確に示している結果となっている。この総合管理計画を基に、個別施設ごとのマネジメント計画を策定し、施設の持続可能性（将来的な廃止の検討も含まれる。）、長寿命化、機能更新の内容などを検討している。

ここで、監査人が考えるに、この財政シミュレーションが画期的なのは、将来の財源不足を、「歳出」というフローの状況ではなく「固定資産」というストックの情報を金額ベースで測定できていること、現状の延長線上で成り行き予測するのではなく、将来のいつのタイミングで投資が必要になるかを客観的な年数で測定できているという点にある。施設更新計画というのは、最低限の安全管理ができていない範囲においては、「予算がついたときに更新する」「かなり老朽化はしてきているがまだ現状のまま利用できる」といった判断がされがちであるが、財源不足額を客観的・定量的に示すこのシミュレーションにおいて固定資産データの果たす役割は極めて重要であり、資産・債務改革の趣旨を十分に踏まえた活用のあり方である。

なお、総務省に設置された「今後の地方公会計のあり方に関する研究会中間とりまとめ」によると、地方公会計の活用促進策として、財務書類や固定資産台帳そのものの活用には至らずとも、このような固定資産データの活用という点では、多くの地方公共団体が取り組んでおり、千葉市の取組についてもこの領域での活用については評価できる。

3. 資産マネジメント（資産カルテによる見える化）

千葉市では、資産マネジメントを推進するために、平成 25 年度に構築・運用開始した千葉市資産経営システム上で保有施設の情報进行管理している。

「千葉市資産経営システム」における資産データの一元化のイメージは次のとおりであり、システム内で蓄積される資産データベースは、①収集した資産データの管理、②資産カルテの作成、③資産の総合評価における分析ツールの 3 つの役割を担っている。

なお、固定資産台帳の情報としては、資産現在価値（期末簿価）や減価償却費等の情報が連携されている。

【千葉市資産経営システム概要】



出典：千葉市ホームページ

このうち、②の資産カルテは、施設ごとに、施設概要（所在地、面積、建物性能など）、利用実績（利用者数、稼働率など）、利用者負担額収入（利用料金など）、経費内訳（運営費、物件費など）、単位当たりデータ比較（利用あたり運営費、建物 1 平方メートルあたり運営費など）、簿価に関する情報を一覧表にまとめたものであり、次のようなものである。

【施設カルテ (サンプル：幕張コミュニティセンター)】

【資産カルテ】		施設名称： 幕張コミュニティセンター	作成年度： 平成28年度		
		施設番号： 888			
1. 施設概要					
所在	住居表示等： 千葉市花見川区幕張町3丁目7730番地の4 代表地番： 幕張町3丁目7730-4				
所管部門	局	花見川区			
	部	(花見川区) 地域振興課			
施設用途	大分類	文化施設			
	中分類	集会所施設			
	小分類	コミュニティセンター			
運営及びその他	運営形態	指定管理： 無	複合施設： 無		
土地	土地全体	筆数： 1筆	面積計： 4,250.18 m ²		
	用途地域	二住居	指定建ぺい率： 60%		
建物	建物全体	棟数： 2棟	延面積計： 3,122.37 m ²		
	主たる建物	耐震基準	旧耐震基準		
		用途	会館	構造： 鉄筋コンクリート造	
耐震時期	S54.03.31	築	耐用年数： 47年		
駐車場	合計	37台	内訳： (有料) 0台 (無料) 37台		
2. 利用実績					
データ名	単位	25年度	26年度	27年度	小分類施設 3年度平均
施設利用者数	人	137,223	144,154	151,544	120,956
年間増減率	%	-	5.1	5.1	-
踏空稼働率	%	42.2	43.3	45.9	115.9
年間増減率	%	-	2.6	6.0	-
3. 利用者負担額収入					
項目	25年度	26年度	27年度	小分類施設 3年度平均	
	総額 千円	総額 千円	総額 千円	総額 千円	
利用料金等	9,415	9,292	10,029	7,700	
4. 経費内訳					
項目	25年度	26年度	27年度	小分類施設 3年度平均	
	総額 千円	総額 千円	総額 千円	総額 千円	
運営費	修繕費	2,048	0	0	1,294
	光熱水費	0	0	0	562
	指定管理料等※1	41,144	42,770	42,602	43,830
	維持管理費	0	0	0	1,225
	人件費※2	7,534	7,658	2,269	5,596
	その他経費	21	154	0	488
運営費合計	50,747	50,582	44,871	52,995	
物件費	使用料・賃借料	0	0	0	76
	減価償却費	19,843	19,843	19,843	23,102
資本的経費	公有財産購入費	0	0	0	0
	工事費	1,869	55,628	0	17,480
総経費	72,459	126,053	64,734	93,653	
※1 指定管理委託料及び運営管理委託料を指す。 ※2 直営でない施設においては、指定管理者等の監督、調整に従事する市職員の人件費を含む。					
5. 単位当たりデータ比較					
利用データ名：施設利用者数	25年度	26年度	27年度	対象施設3年度平均	小分類施設3年度平均
利用あたり運営費	370 円/人	351 円/人	296 円/人	339 円/人	438 円/人
利用あたり総経費	528 円/人	874 円/人	427 円/人	610 円/人	774 円/人
利用あたり利用料金等	69 円/人	64 円/人	66 円/人	66 円/人	64 円/人
利用料金等/(運営費+利用料金等)	16 %	16 %	18 %	16 %	13 %
項目	25年度	26年度	27年度	対象施設3年度平均	小分類施設3年度平均
建物1㎡あたり運営費	16,253 円/㎡	16,200 円/㎡	14,377 円/㎡	15,610 円/㎡	16,545 円/㎡
建物1㎡あたり総経費	23,206 円/㎡	40,371 円/㎡	20,732 円/㎡	28,103 円/㎡	29,239 円/㎡
6. 簿価に関する情報 基準年度：平成28年度					
項目	総額	単価			
建物再調達簿価	901,992 千円	289 千円/㎡			
①建物簿価	167,770 千円	54 千円/㎡			
②土地簿価	480,465 千円	113 千円/㎡			
③簿価合計(①+②)	648,235 千円	-			
7. 資産の総合評価結果					
評価実施年度	評価結果	方向性			
H25	継続利用	⑨当面継続			
memo 稼働率は貸室系。 H25年度資産の総合評価を実施(当面継続)					

解説

1. 施設概要 【施設の立地や建物の基本的な情報】

所在：資産の所在を表示。

所管部門：資産の所管局・部・課を表示。

施設用途：施設の用途を利用実態に応じて分類したもの。
分類内容は用途別分類表による。

運営形態：「直営」、「指定管理」、「運営委託」から選択して表示。

複合施設：複合施設（一回の敷地や建物内に複数の施設機能を持ったもの）の場合「有り」。

未利用地等：その施設内に余裕スペース等、使用していない土地や建物（室）があれば「有り」。

土地：筆数、面積、所有形態（所有、賃借）、都市計画上の制限を表示。

建物：棟数、床面積、所有形態（所有、賃借）、耐震基準（新、旧）、耐震化（不要、済、未実施）を表示。

施設内の主たる建物について、その建物用途、構造、階層（地上、地下）、建築時期、耐用年数、

建築時からの経過年数（前年度末での満年数）を表示。

※耐用年数については、資産の耐用年数を表示しており、耐用年数を超過している施設が
使えなくなるわけではありません。

駐車場：施設の駐車場台数を表示。（敷地外も含む）

2. 利用実績

施設の利用実績を2項目まで表示。（1項目の施設もあり）

データ件名は施設によって異なる。施設の性質により施設のパフォーマンスをもっともよく表す指標を表示。

例：市民利用施設→延べ利用者数、部屋貸し等→稼働率、学校→生徒数、事務所→職員数 等

小分類施設3年度平均：その施設の属する小分類（1で説明の施設用途のうち、もっとも小さく分類したもの

※用途別分類表参照）の3カ年平均値を表示。同種施設の平均と比較する。

グラフ：利用実績の経年変化をグラフ化。

3. 利用者負担額収入 【利用料金等を施設利用者から徴収する施設の場合】

年間利用料金収入の総額、および同種施設の平均。

グラフ：料金収入の経年変化をグラフ化。

4. 経費内訳 【施設を維持管理、運営していくために要した費用】

運営費：光熱費や人件費等、施設を運営していくために必要となった費用。いわゆるランニングコスト。

物件費：土地や建物に要した費用。賃借の場合は賃借料。

所有施設の場合は当該年の減価償却費（6で説明の再調達価額を耐用年数で割ったもの）を表示。

資本的経費：土地の取得や改修工事など資産の取得等に要した費用。一時的に多額の費用がかかるが、その効用は

以降一定の期間にわたって享受できる。通常のランニングコストとは別に計上する。

小分類施設3年度平均：同種施設の平均。

グラフ：運営費と総経費について経年変化をグラフ化

5. 単位当たりデータ比較

経費等を利用者あたりや面積あたりに換算したデータを表示。

施設の規模や利用者数の大小による影響を排して同種施設と比較分析する。

利用料金等/（運営費+利用料金等）は利用者負担の割合が分かる。

※利用料金制（利用料金を市の収入とせず管理者の収入とする）を採用している施設では

利用料金等/（運営費+利用料金等）を表示している。

6. 簿価に関する情報

企業会計的手法でみた資産の簿価等。基準年度の前年度期末簿価を表示。

建物再調達価額：同じ建物を新たに整備するのに必要となる費用。減価償却のベースとなる。

建物簿価：減価償却を加味した台帳上の現在簿価。毎年度一定金額償却し、耐用年数到達で0円になる。（定額法）

土地簿価：台帳上の現在簿価。ここでは町丁別の平均路線価から算定している。

7. 資産の総合評価結果

資産の総合評価の結果を表示。作成年度当初時点。年度内に評価等がある場合は、次年度に反映。

資産の総合評価：市民利用施設を中心とした約500施設を対象に、施設を継続して利用すべきか、または、見直しすべきかについて方向性を示す取組。建物性能、利用率、運営コスト、内部価値、市場価値の5つの要素から、対象施設を総合的・多角的に分析・検討し、評価している。

このように、「利活用中の資産の状況」に関する情報開示は、資産データベースから作成した資産カルテにより行っている。資産カルテは千葉市ホームページ上で公開され、市民や利用者に対する施設の現状や資産経営の取組・公共施設のあり方についての情報提供ツールとして使用されている。

資産カルテはその目的から市民が利用するような施設を対象としており、その対象施設は、千葉市が保有又は賃借等で設置している施設である。倉庫、消防器具庫などの軽微な施設や道路・上下水道施設、公園緑地等は資産カルテによる情報開示の対象から除外している。

一方で、千葉市には未利用となっている土地・建物（未利用地等）が存在する。これらの未利用地等については、資産カルテではなく、「未利用地等の一覧」として所在や面積等の情報を公表している。

4. 資産マネジメント（資産の総合評価）

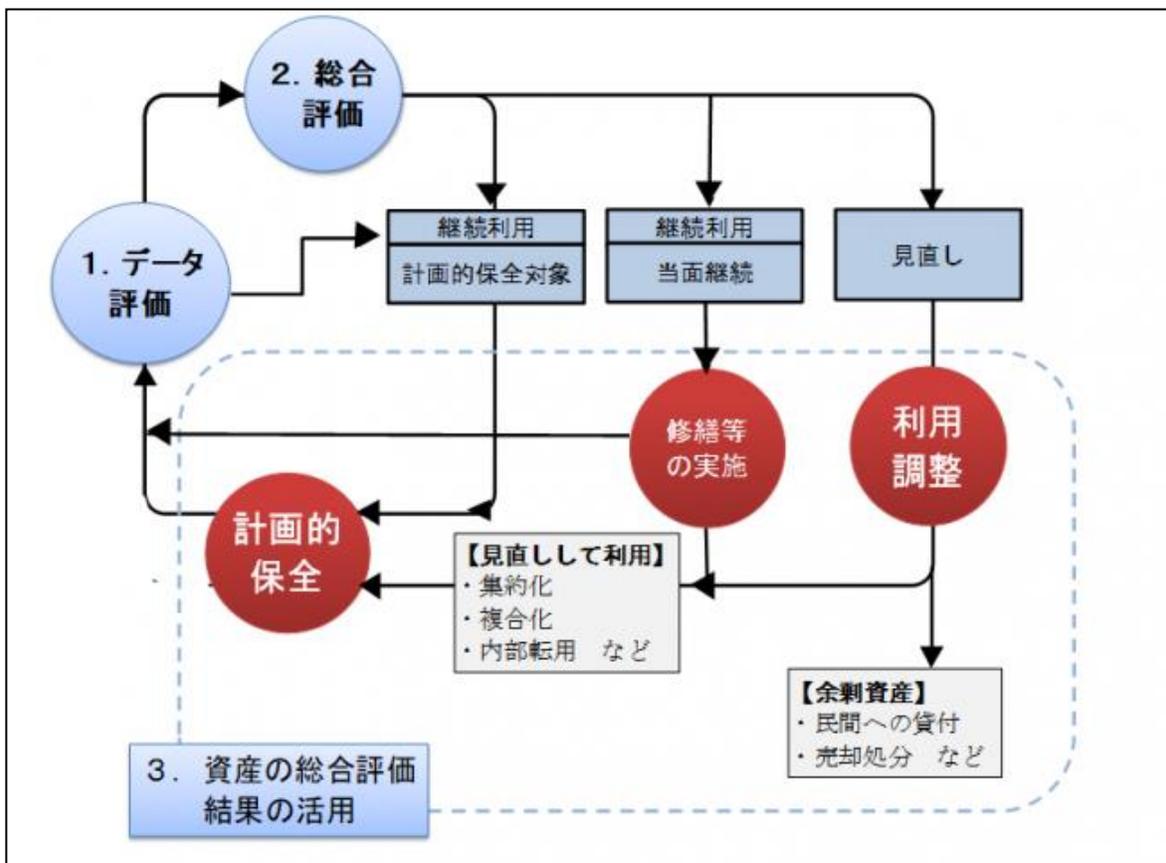
千葉市資産経営システムによる資産データベースの活用としては、資産カルテの他に資産の総合評価というものがある。

資産の総合評価は、市民利用施設を中心に、「建物性能」「利用度」「運営コスト」「内部価値」「市場価値」の5つの要素を対象施設ごとに分析し、施設を継続利用すべきかを含めたあり方の見直しの方向性を判断する取組である。

平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度）の5年間で1巡目として実施し、平成30年度以降は、1巡目の評価を踏まえた「2巡目」として実施している。

資産の総合評価は、データ評価・総合評価の2段階で実施される。すなわち、データ評価で一定のベンチマークを下回った施設について、総合評価を実施する流れである。

【資産の総合評価フロー図】



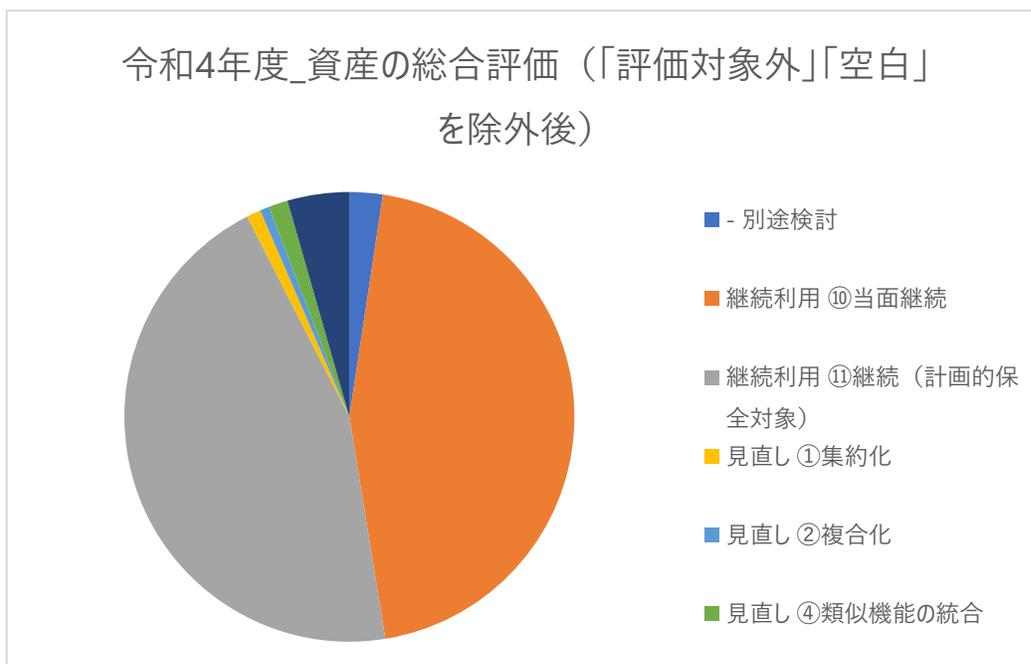
出典：千葉市ホームページ

直近の資産の総合評価結果は次のとおりである。

【資産の総合評価結果概要（令和4年度）】

評価結果	方向性	件数	割合
継続利用	継続（計画的保全対象）	132	45.1%
継続利用	当面継続	132	45.1%
見直し	集約化	3	1.0%
見直し	複合化	2	0.7%
見直し	類似機能の統合	4	1.4%
見直し	その他	13	4.4%
-	別途検討	7	2.4%

（注）所管課提出資料上、評価結果が「評価対象外」「空白」の資産は除外した。



所管課提出資料を基に監査人が作成。

直近の資産の総合評価に対する千葉市の対応は、「見直し」施設（22件）、「継続利用-当面継続」施設（132件）の進捗状況を確認し、廃止や複合化を含めた建替について検討するよう、各施設の所管課に依頼している状況である。

資産経営課では、資産の総合評価を開始して10年経過したタイミング（すなわち令和5年

度)で、明確に方向性が定まらないまま耐用年数を超える又は耐用年数が迫っている施設(74件)について、施設のあり方(方向性)及び集約化等の方針決定に向けた所管課との調整を進めている。

具体的な対象施設は、①「見直し」のうち見直しの方向性が定まっていない施設(15施設)、②「継続利用-当面継続」のうち令和4年4月1日時点で耐用年数が10年未満の施設(59施設)である。

①「見直し」に区分された施設のうち、現時点で見直しの方向性が定まっていない施設

①に区分された15施設については、見直しの方向性を決められない原因となっている障壁を所管課に確認したうえで、見直しの方向性の再考が必要な場合は新たな資産の総合評価を実施し、見直しの方向性に変更はないが調整事項がある場合は当該事項を議論し、見直しスケジュールを決定することとしている。

②「継続利用-当面継続」のうち令和4年4月1日時点で耐用年数が10年未満の施設

②に区分された59施設については、令和5年度から令和6年度に新たな資産の総合評価を実施し、「継続利用-計画的保全対象」又は「見直し」に振分けしたうえで、第2次実施計画策定時期(令和7年度)までに最優先で投資する施設を決定する。

5. 未利用財産管理への活用

千葉市では、未利用財産等の情報を、平成 29 年度末時点の情報から、千葉市ホームページ上で年 1 回の更新ペースで公開している。当該情報は、「千葉市資産経営システム」ではなく、「千葉市公有財産システム」から出力した帳票をもとに全庁調査を実施した結果を加工したものである。

当該リストを見た市民・事業者から管財課へ問合せが入るケースがあるが、具体的な貸付け等の対応は各所管課が担当する。

未利用財産の売却対象選定の際は、公開情報のうち、「面積が概ね 100 m²以上の整形な平坦地で、利用計画のない土地及び建物（従物を含む。）」を抽出し、対象地の所管課と協議のうえ、公募処分している。

なお、「千葉市公有財産システム」と固定資産台帳は自動連携しておらず、固定資産増減調査の調査票と公有財産の増減の整合を確認した後、固定資産台帳を手作業で更新する。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」から、未利用資産の有効活用の観点から公表が必要な項目を整理すると、次のとおりとなる。

【未利用資産の有効活用の観点から最低限公表が必要な項目】

○公表が必要な項目	固定資産台帳	資産カルテ	未利用地等の一覧
・所在地	○	○	○
・件名（施設名）	○	○	建物のみ
・取得年月日	○	建物のみ	建物のみ
・取得価額等	○	×	×
・増減異動後簿価（期末簿価）	○	○	×
・用途	○	○	○
・売却可能区分	○	×	×
・時価等	○	×	×
・数量（（延べ床）面積）	○	○	○
・減価償却累計額	○	×	×
・財産区分 （行政財産・普通財産）	○	×	○
○対象となる資産	有形固定資産 無形固定資産	主要な施設	未利用の土地・建物
○所管部署名	資産経営課	資産経営課	管財課

所管課提出資料を基に監査人が作成。

6. 適正な受益者負担の算定への活用

使用料・手数料の見直しに係る固定資産台帳の活用として、管財課は、毎年 12 月末に、前年度建物の期末簿価や減価償却費等の情報を、施設を所管する各課に共有する。各所管課で、千葉市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定される建物使用料と公有財産規則第 24 条第 1 項第 2 号に規定される建物貸付料の算定根拠として利用するためである。

上記の建物使用料及び建物貸付料以外の使用料（コミュニティセンター等の各施設の時間利用に係る利用料金）は、千葉市公共施設使用料等設定基準及び同取扱要領に基づき各施設の所管課が設定する。

千葉市公共施設使用料等設定基準では、コストを「日常の管理運営に要するコスト」（人件費、物件費等）及び「施設建設に要するコスト」（建設費、支払利息）に分類したうえで、受益者負担の対象とするコストは「日常の管理運営に要するコスト」であり、施設の減価償却費は「日常の管理運営に要するコスト」に含めず、受益者に負担させないこととしている。

7. 監査の結果

(1) 固定資産台帳の公表

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳は、エクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することを前提としている。

ホームページ上で公表する際に、データ容量の都合上、全ての項目を編集可能なデータ形式で公表することが困難である場合があるため、未利用資産の有効活用の観点から最低限公表が必要な情報が示されている。実際、固定資産台帳を公表している団体の多くは公表情報を限定している。ただし、その場合であっても、固定資産台帳の全ての項目が記載された冊子等を地方公共団体の窓口等に備えておくなど、希望者が固定資産台帳の情報を閲覧できるよう工夫することが必要とされる。

【未利用資産の有効活用の観点から公表が必要な固定資産台帳の記載項目】

所在地	件名 (施設名)	取得年月日	取得価額等
増減異動後簿価 (期末簿価)	用途	売却可能区分	時価等
数量 (延べ床) 面積)	減価償却累計額	財産区分 (行政財産・普通財産)	

出典：総務省「Q&A集 3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(令和元年8月)を基に監査人が作成。

千葉県内の市町村の固定資産台帳の公表状況は次のとおりである。

令和3年度の固定資産台帳を公表	38 団体 (うち編集不可能な形式5 団体)
令和3年度の固定資産台帳は非公表 過年度の固定資産台帳は公表	2 団体 (うち編集不可能な形式0 団体)
現在まで固定資産台帳は非公表	14 団体 (千葉市を含む)
計	54 団体

千葉県のホームページ上で公開されている情報(令和5年11月1日時点)を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘9 固定資産台帳が非公表であることについて(資産経営課)

固定資産台帳の公表は地方公会計の取組の中で全ての地方公共団体に求められていることであるが、令和4年度末の時点で、千葉市は固定資産台帳を公表していない。

固定資産台帳の公表により、未利用資産の売却や貸付など保有資産の新たな活用方法が見つかる可能性があることから、固定資産台帳が適切に更新されていることを前提として、固定資産台帳を速やかに公表することが必要である。

そのためにも、まずは今回の包括外部監査での発見事項を踏まえて、固定資産台帳の登録内容を適切に更新・修正すること、そのために第3章の「監査の結果」に記載した、「固定資産台帳増減調査票作成要領」におけるルールの記載の明確化や、入力者とは別の担当者がチェックを行うダブルチェック等の内部統制を適切に構築することが必要である。特に、売却可能区分など未利用資産の有効活用の観点から特に重要な固定資産台帳の記載項目については改めて精査することが必要である。

また、固定資産台帳の公表にあたっては、民間事業者等からの発案を受け付ける制度の構築を検討すべきであり、総務省の「地方公会計の活用に関する研究会」では、民間からの提案を引き出すための工夫として、下記の整理をしている。千葉市ではすでに取り組んでいる実施項目もあるが、このような整理の内容も参考にすることが考えられる。

- ・業務委託や有効活用を行う必要性の高い資産を検討したうえで、固定資産台帳にその旨の印やコメントを付ける。
- ・土地の情報と建物の情報を結び付けられるよう同じ番号等で整理する。
- ・未利用資産が明示的に分かるよう、用途欄に未利用である旨を明記する。
- ・公共施設マネジメント等に活用するため、稼働率やランニングコスト等の情報も追加する。

なお、千葉市では、固定資産台帳自体の公表はしていないものの、外部への情報発信としては、稼働率（利用実績）や経費内訳などは「資産カルテ」で公表しており、また、未利用地等の一覧（エクセルファイル形式）についても固定資産台帳とは別に公表している。

本報告書では、公表されるべきものが公表されていないという点で【指摘】として記載したが、固定資産台帳の公表による効果については「資産カルテ」で果たしているものと考えられ、固定資産情報が活用されていないということを指摘するものではない。

【公的不動産と民間活力の有効活用】

地方公共団体における民間発案制度について

公的不動産の有効活用を促進するための一つの方策として、民間発案制度（公共サービスの向上やコスト削減が期待される事業のアイデア等について民間事業者等からの発案を受け付ける制度）の活用が考えられる。

■ 民間発案の促進に向けた課題 アンケート結果

- ・窓口体制の整備や民間提案を評価できる体制の構築などが必要。
- ・行政職員の専門性・ノウハウが不足。
- ・公有不動産の情報公開が必要。
- ・行政による個別施設の有効活用の方向性や考え方の明示が必要。
- ・民間へのインセンティブの付与の仕組みが必要。
- ・民間の提案に対する費用負担が課題。等

■ 民間事業者ヒアリング結果

- ・民間発案を行うに当たっては相応のコストがかかる。発案事業が採用され、契約を締結できる前提又はその可能性が高いものでないと、詳細な検討ができない。
- ・現状では、民間発案に対するインセンティブの実効性が明確でないため、提案しづらい。
- ・地方公共団体の所有する土地・建物の情報を出来る限り開示してもらえると民間発案に取り組みやすい。
- ・地方公共団体側の施設整備や公有地活用の方針が十分にくみ取れないことも多い。等

■ 民間発案制度の促進に向けて

情報公開	固定資産台帳の整備・開示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一的な基準による財務書類等の整備要請【総務大臣通知】(平成27年1月) ○ 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」取りまとめ(平成27年1月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産台帳の記載項目例を提示 ・ 固定資産台帳は「公表を前提」
	公共施設等総合管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等総合管理計画の策定要請【総務大臣通知】(平成26年4月) ○ 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針公表(平成26年4月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画に記載すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 公共施設等の現況及び将来見通し ② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ③ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

提案者に対するインセンティブの付与

事業者選定の評価における加点の付与

提案者との共同事業化

提案コストの負担

4

出典：総務省「地方公共団体における公的不動産と民間活力の有効活用についての調査研究報告書（概要版）」

(2) 売却可能資産

i) 実施した手続と発見事項

地方公会計の取組の目的が「資産・債務改革」にあることを踏まえると、統一的な基準による財務書類の注記事項となっている「売却可能資産」の公表は、未利用資産の有効活用の観点から重要な項目である。

また、「Ⅲ 千葉市の地方公会計の固定資産台帳 第2章4. 監査の結果（5）減損会計の適用」で記載した減損会計の適用を当面見送る一つの根拠が、売却可能資産の情報を注記していることにある点を踏まえても、この情報に関する固定資産情報の活用の重要性は高い。

この点、千葉市では、統一的な基準による財務書類の公表に際して、注記事項を公表していない。

そこで、公表されることを前提に、財務書類の注記事項である「売却可能資産」と固定資産台帳の「売却可能区分」を比較検討した。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」104 段落によると、売却可能資産の特定範囲は以下の5つの考え方があり、千葉市は対象範囲としては一番狭い①を採用している。

【売却可能資産の特定範囲】

- | |
|---------------------------------------|
| ① N+1 度予算において、財産収入として措置されている公共資産 |
| ② 公共資産活用検討委員会等の庁内組織において売却予定とされている公共資産 |
| ③ 普通財産のうち活用が図られていない公共資産 |
| ④ 全ての普通財産 |
| ⑤ 全ての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産 |

なお、千葉市では「売却可能資産」に類似する情報を「未利用地等の状況」の中で土地と建物に限り HP 上で公表している。令和4年3月31日現在で「未利用地等の一覧」に記載されている行政財産の未利用地等は、土地23件、建物7件である。

ii) 結果

指摘10 売却可能資産の範囲と注記集計範囲の相違について（財政課）

千葉市の財務書類の注記内容の明細（公表はされていないが内部資料としては集計されている）を確認したところ、当該明細には公有財産システムから「処分する土地」（処分を決定又は予定している土地）として分類された土地が抽出されており、必ずしも「翌年度」に処分を予定していない土地も含まれていることが判明した。すなわち、特定した売却可能資産の範囲と、実際の注記情報として集計している資産の範囲が異なっていた。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」104 段落に即し、売却可能資産の特定範囲を整理のうえ、当該特定範囲に即した明細を整理したうえで、財務書類においても必要な注記事項として公表する必要がある。

【売却可能資産の注記（一般会計等）（令和3年度）】

現行の注記			あるべき注記（翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産） ※当初予算	
種別	売却可能価額	貸借対照表簿価	売却可能価額	貸借対照表簿価
事業用資産 ／土地	8,261,043 円	6,281,446 円	1,755,539 円	1,282,821 円
インフラ資産 ／土地	232,735 円	172,126 円	172,947 円	172,947 円

所管課提出資料を基に監査人が作成。

指摘 11 固定資産台帳上の売却可能区分の修正について（財政課）

固定資産台帳では、行政財産¹⁸を含む全ての固定資産が千葉市の公会計システム上の初期設定区分である「売却可能資産」として登録されていた。

固定資産台帳や売却可能資産の注記を公表しない現状の実務を前提とすれば、固定資産台帳上の「売却可能区分」は情報として利活用することがないため、精緻化を図る優先順位は劣後するものと考えられるが、固定資産台帳を公表することを見据えて、売却可能資産の特定を固定資産台帳に反映する必要がある。

（3）長期未利用財産の利活用の促進

i) 実施した手続と発見事項

「千葉市公有財産システム」上で現在未利用の資産を把握できるが、「いつから未利用となっているか」はデータとして登録されておらず、把握できない。また、未利用財産リストを情報公開しているが、公開情報を起因として貸付けや売却等のアクションにどの程度つながったかまでは、管財課として把握できていない。

この点、過去5ヵ年の未利用財産リストを使用し、長期未利用の状態となっている資産がどの程度あるのか検討した。結果は次のとおりであり、土地及び建物いずれにも長期未利用の状態では保有しているものが一定数含まれることを確認した。

【資産の総合評価（令和4年度）】

【土地】

令和3年度時点 未利用財産 (A)	左記(A)のうち、平成29年度 から残存している未利用財産 (B)	左記(B)のうち、暫定利用、今後 の利用予定または売却予定のない 未利用財産
239	206	101

【建物】

令和3年度時点 未利用財産 (A)	左記(A)のうち、平成29年度 から残存している未利用財産 (B)	左記(B)のうち、暫定利用、今後 の利用予定または売却予定のない 未利用財産
8	6	1

所管課提出資料を基に監査人が作成。

¹⁸ 行政財産

公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう（地方自治法 238 条 4 項）

また、未利用財産リスト上では、「地番」「面積」「用途地域」等の情報を公開しているが、地図情報、現地の写真、周辺の施設情報等までは開示されていない。その意図を管財課に照会したところ、「位置は地番情報から容易に特定でき、電子地図等から写真も確認できること、現地を確認してから土地の貸借を検討する方が良いと考えるため、位置図及び写真等の公表は考えていない」旨の回答を得た。

未利用財産の安全管理として、千葉市公有財産規則第15条¹⁹に、管理上の留意事項が定められており、各所管課に対し「公有財産管理事務の手引」第3章第1節²⁰において、定期的な実地調査等による財産現況の把握・管理に努めるよう求めている。

また、令和5年5月29日付資産経営部長通知「公有財産の適正な管理について（通知）」を発信し、他人への損害、不法占用等による財産的損害等、管理上のリスク回避に努めるため、原則年1回程度、現地確認をするよう通知しており、必要に応じて、所管課が安全管理を実施している。

このように、未利用財産に関しては、一定の人的・金銭的管理負担が発生していることが推察される一方、「未利用であること＝効用を生まないこと」であるといえ、公共の利益に資するよう積極的な利活用が求められ、利活用の目途がたたない未利用財産は適時の処分を含めた検討が求められる。

ii) 結果

意見12 長期未利用財産の把握、利活用につながる情報公開について（管財課）

総務省の取組事例集でも未利用地情報の公開は例示として挙げられており、千葉市でも一定の取組がなされているものと評価できる。

¹⁹ 千葉市公有財産規則第15条（公有財産管理の原則）

公有財産の管理については、常に次に掲げる事項に留意し、その用途又は目的に従い、最も効率的に使用しなければならない。(1)維持、保存及び使用状況の適否(2)境界標その他標識の設置の有無及びその設置状況の適否(3)登記又は登録の状況(4)不法占有の有無(5)滅失又は荒廃若しくは損傷のおそれの有無(6)使用を許可した財産、貸付財産及び管理を委託した財産の使用状況、その対価の額及び徴収状況(7)現況と公有財産台帳及び附属図面との符合状況(8)火災及び盗難の予防処置の適否(9)その他財産管理の適法性

²⁰ 「公有財産管理事務の手引き」第3章第1節

公有財産の管理とは、公有財産を維持保存し運用する行為並びに物又は権利の性質を変更しない範囲においてこれを利用又は改良することを目的とする行為である。すなわち、公有財産はそれぞれの所有の目的に応じて最も有効に運用されなければならない、それには財産が常に好ましい状態に維持保存されていることが必要である。公有財産は、本市の行政活動の物的手段として最も重要な位置を占め、かつ、高い価値を有するものであるため、住民の真に希求する目的にそって最少の経費をもって最大の効果をあげるべく、公有財産の管にあたる者は、細心の注意を払って維持管理するよう、日頃から実地調査等により財産の調査把握をし、又次に掲げる事項に留意しなければならない。(1)公有財産の維持(2)公有財産の保存(3)公有財産の運用

しかし、長期間にわたって未利用のままの資産も一定数存在することから、より活用や処分が促進される取組として、例えば、情報公開にもう一段の工夫があるとよいと考える。すなわち、資産によって、未利用の理由が異なる（千葉市として残しておきたい土地・建物もある）とも考えられ、一覧リストで公開されている資産の全てが売却や貸付の余地があるものなのかは整理が必要と思料する。

加えて、民間利用余地があるものは、利用者が一元的に関連情報を取得できるような分かりやすい情報公開を工夫する余地があると考え。現在公開されている一覧リストでは、「地番」「面積」「用途地域」等の情報が公開されているが、当該情報と併せて地図情報、現地の写真、周辺の施設情報等を一元的に公開することで、千葉市ホームページ上で利用検討に必要な情報をより多く、利用者自身での検索作業負担なく取得可能になり、利便性が向上することが期待される。

【未利用財産の情報公開に係る千葉市の例（一部抜粋）】

番	種別	財	所管課	区名	所在地	代表地番	筆	施設面積	用途地域	傾斜地	接道	建物	工作物	立竹木	維持管理	土地の形	法定利用
1	4606	普通	政策課	花見川区	幕張町5丁目	249-2	4	6,721.34㎡	一住居	-	接道あり	-	有	少	草刈・樹木剪定要	-	有
2	6228	普通	資産課	堺区	権名崎町	1188-1	1	388.27㎡	準工	傾斜地	未接道	-	有	少	草刈・樹木剪定要	-	-
3	5577	普通	管財課	若葉区	高島町	362-1	6	4,891.97㎡	調整区域	-	未接道	-	有	-	-	袋地	有
4	1454	普通	管財課	中央区	寒川町3丁目	229-2	1	76.00㎡	一住居	-	未接道	-	-	-	草刈要	帯状地	-
5	1473	普通	管財課	花見川区	幕張町4丁目	800-12	1	35.34㎡	一住居	-	未接道	-	-	多	樹木剪定要	袋地	-
6	3428	普通	管財課	中央区	寒川町1丁目	80-1	1	56.00㎡	近郊	-	接道あり	-	有	-	-	-	-
7	3678	普通	管財課	美浜区	高浜1丁目	5-7	1	2.01㎡	一中高	-	未接道	-	-	-	-	帯状地	-
8	3737	普通	管財課	美浜区	高洲3丁目	20-19	1	6.60㎡	一中高	-	接道あり	-	-	-	-	-	-
9	5619	普通	管財課	若葉区	長須町	1097-17	1	12.00㎡	二住居	-	接道あり	-	有	-	-	-	-
10	1302	普通	管財課	若葉区	都賀1丁目	33-9	2	316.48㎡	一低層	-	接道あり	-	-	少	樹木剪定要	-	-
11	1357	普通	管財課	若葉区	坂月町	74-3	1	196.94㎡	調整区域	-	接道あり	-	有	-	草刈要	-	-
12	2483	普通	管財課	中央区	墨久喜町	1162-63	1	1,301.40㎡	一低層	-	接道あり	-	-	少	草刈要	-	-
13	4388	普通	管財課	花見川区	武蔵町1丁目	1637-1	2	763.30㎡	調整区域	-	接道あり	-	-	-	草刈要	-	-
14	5000	普通	管財課	若葉区	中野町	797-2	5	2,097.11㎡	調整区域	-	接道あり	-	有	-	-	袋地	-
15	1287	普通	管財課	稲毛区	稲毛2丁目	630-4	2	303.59㎡	一住居	-	接道あり	-	有	少	草刈要	-	有

出典：千葉市ホームページ「未利用地等の一覧（令和4年3月31日現在）」

なお、検討に当たっては、例えば、次の他団体事例（福岡県）が参考になる。福岡県ではホームページ上で県内自治体が所有する遊休公共不動産情報について、「福岡県街なか遊休公共不動産情報」として作成・公表し、民間事業者からの事業活用提案の促進を図っている。

【未利用財産の情報公開に係る他団体事例（福岡県）】

記入例		400000-001	
建物 00000000		最終更新日:	2020/4/0
		作成日:	2020/4/0
基本情報			
1. 地域名	00	2. 活用可能時期	今すぐ活用可能
3. 現在の名称	00市営00住宅	7. 物件の種類	住宅（職員住宅、市営住宅等） （その他の場合）
4. 所在地（住居表示）	00市00区00丁目0番	8. 都市計画区域	都市計画区域内（市街化区域）
5. 所在地（地番）		9. 用途地域	第一種住居地域
6. 交通アクセス	00線00駅から0m	10. 建ぺい率・容積率	60 % ・ 200 %
外観写真		内観写真	
			
物件状況			
11. 財産区分	行政財産	22. 電気	有
12. 敷地面積	12,345.0 m ²	23. 給水設備	有（上水道）
13. 棟数	10 棟	24. 排水設備	有（浄化槽）
14. 延床面積	678 m ²	25. ガス	有（プロパンガス）
15. 築年	1900 年	26. インターネット	無
16. 階数	地上3階建	27. 物件状況の特記事項	・住棟0棟、集会所0棟 ・今後統廃合により行政財産としての役目を終える予定、建物の改修は自由が可能。 ・00年度までは空き家部分の活用、00年以降は全体での活用が可能である。
17. 構造	鉄筋コンクリート造		
18. 耐震補強	不要		
19. 検査済証等	有		
20. 駐車場	有（50台）		
21. 管理運営形態	直営		
		位置図	
			
活用方針			
28. 活用可能手法	暫定利用：△ 貸付：○ 売却：× △は未定（その他特記事項に記載）	29. 予定価格	賃貸可（賃貸参考価格200,000円～/月） 売却可（売却価格は要協議）
PRポイントなど			
30. PRポイント	【建物に関する情報】 ・現状復旧は不要であり、建物は自由に改修可能です。 ・本物件は高台に位置し、周辺には閑静な住宅街が広がっています。眺望を阻害する物件もないため、眺望にこだわりたい方には絶好の物件です。 【周辺エリアについて】 ・徒歩10分ほどの最寄駅には00線・00線が乗り入れており、アクセスが良好です。 ・1km圏内に00大学があり、大学生との連携・交流がしやすいエリアです。 ・周辺の商店街では、空き店舗を改修した小さなお店が数軒オープンするなど、若者のリノベーションの動きが見られ、移住者も増加しています。 ・市と地元の方で市営団地の今後を考える勉強会を数回行っており、活用に向けて積極的に取り組む体制づくりができています。		
31. 補助金など	次の補助制度を利用できる可能性があります。 ・コンパクトシティ形成支援事業 ・暮らし・にぎわい再生事業		
32. その他特記事項	・空き住戸の暫定利用や実験的な利用も可能です。 ・地域の賑わいや今後の地域コミュニティを担う若者や子供たちの支援に繋がる活用方法等多様な提案を希望します。 ・商業機能を予定する場合には自治体との協議が必要となります。 ・集会所や広場等敷地全体の活用も含めて提案も可能です。		
33. 所有自治体	00市	35. 電話番号	092-123-4567
34. お問い合わせ先	00部0000課	36. メールアドレス	00@city.00.000.jp
福岡県街なか公共不動産データベース		1ページ	

記入例

400000-001

敷地図



配置図



平面図 (1階)



物件写真等 ※写真の説明を上枠に入力してください (例・〇〇棟、×階倉庫 など)



(4) 使用料の算定

i) 実施した手続と発見事項

千葉市では、施設ごとの使用料（コミュニティセンター等の各施設の時間利用に係る利用料金）を、千葉市公共施設使用料等設定基準及び同取扱要領に基づき設定している。

設定基準上、コストは「日常の管理運営に要するコスト」（人件費、物件費等）及び「施設建設に要するコスト」（建設費、支払利息）に分類され、このうち受益者負担の対象とするコストは「日常の管理運営に要するコスト」としている。施設の減価償却相当額は、「日常の管理運営に要するコスト」に含まれず、受益者に負担させないものとしている。

現在の施設のあり方や市の財政状況等を考慮すると、施設建設に要するコスト（減価償却相当額を含む）について受益者に負担を求めることが適当な可能性がある。

この点、財政課としては、現在の料金設定の考え方が浸透していること及び昨今の物価高騰の状況等を踏まえると、短期的に減価償却相当額を受益者に転嫁することは困難と考えている。

ii) 結果

意見 13 使用料の算定における減価償却相当額の考慮要否に関する検討について（財政課）

千葉市公共施設使用料等設定基準及び同取扱要領は平成 19 年 9 月に適用を開始して以降、受益者負担の対象とするコストの範囲を見直していない。

年数経過により現在の料金設定基準の考え方が浸透している一方で、時の経過により基準設定当初から施設の位置づけや財政見通しに変化が生じている可能性があり、受益者負担の対象とするコストの範囲について、現状に即した負担のあり方となっているか検討することが望ましい。

また、新たに受益者に負担を求めることが望ましいと判断した場合、市民を取り巻く経済的状況等を勘案し、負担比率の再考や、見直しを行う場合の時期等の検討を行うことが望ましい。

次表は減価償却相当額の受益者負担に係る他団体事例及び先進事例を示したものである。特に、令和以降改訂されている団体、また先進事例では、減価償却相当額を受益者負担させるコストの範囲に含めるとする事例が多くみられる。検討にあたってはこれらの潮流も考慮すべきである。

【減価償却相当額の受益者負担に係る他団体事例（関東政令市、東京都 23 区）】

①減価償却相当額を受益者負担させるコストの範囲に含める

自治体	最終改訂年	各団体の基準より抜粋
川崎市	令和元年	<p>イニシャルコストの算出は、算出時点での公の施設の用地に係る経費の額及び公の施設の建設（取得）に要した経費を施設の耐用年数で除した額（＝減価償却費相当額）とします。</p> <p>また、システム導入に係る経費については、当該導入に要した経費を、システムの運用予定年数で除した額とします。なお、原価の算定にあたっては、適切に利用者負担を求める観点から、基本的にイニシャルコストを含めることとしますが、当該公の施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該公の施設が「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととします</p>
台東区	平成 24 年	<p>施設使用料の設定にあたっては、人件費や減価償却費など施設の設置・運営経費に基づき原価を計算するとともに、近隣自治体や民間の同種・類似の施設における施設使用料との比較や、政策的な要素を取り入れるなど、総合的に判断して行うものとする。</p>
中野区	令和 5 年	<p>「職員人件費」と建物の「減価償却費」を含めた、施設の維持管理・貸出業務のすべての経費を原価とする。</p>
杉並区	令和 2 年	<p>利用者と未利用者との負担の公平性の観点から、これまで直接的な人件費と施設の維持管理経費のみを算定対象経費としていましたが、施設にかかる経費の全額を算定対象とします。</p>

②減価償却相当額を受益者負担させるコストの範囲に含めない

自治体	最終改訂年	各団体の基準より抜粋
横浜市	平成 24 年	<p>利用者の方にご負担いただくコスト：「公共の福祉を増進する目的」で市が設置した「公の施設」であることから、一部の例外を除き施設の建設や大規模改修などのイニシャルコストは対象とせず、管理・運営コストだけを対象にします。</p>
相模原市	平成 24 年	<p>施設の維持管理費を受益者負担の対象経費とする。（施設の維持管理に係る職員の人件費を含む。）※施設整備費、用地費等は含まない。</p>
文京区	平成 27 年	<p>施設の建設費や大規模修繕費、大規模な備品等に要する経費は対象外とする。</p>
練馬区	令和 3 年	<p>施設の建設に要する「用地取得費」・「建物建設費（減価償却費含む）」等の資本的経費については、公費で賄う範囲とする。</p>

各団体ホームページを基に監査人が作成。調査対象は関東エリアの政令市及び東京都 23 区全てとし、受益者負担に関する方針を web 上で公開していた団体を上表に記載した。

【減価償却相当額の受益者負担に係る先進事例（総務省取組事例集）】

【福生市、聖籠町】

固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都福生市／新潟県聖籠町）

事例概要

- 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費等を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。

東京都福生市の取組内容

- 地方公会計制度導入に伴い、「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」を平成29年度に策定し、コスト計算を行うことで受益者負担の適正化を進める。
- 使用料・手数料の原価計算は、人件費や物件費等に加え、減価償却費、各引当金繰入金を対象として積算。
 $(人件費)+(物件費)+(維持補修費)+(補助費等) + (公債費(利子分)) + (減価償却費) + (各引当金繰入金)$
- 減価償却費は、建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。
- 行政コスト計算書の各種引当金の合計を職員数で除し、その単価を各施設の人数、事務割合を乗じて算出。

新潟県聖籠町の取組内容

- 平成30年度に策定した「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを諮問。
- 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用（サービスの原価）について、施設の使用料のサービスの原価については、減価償却費を含めることとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。
 $(人件費)+(物件費等※1)+(減価償却費※2)$
※1: 賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費
 ※2: 定額法によって算出

効果等

- 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や役務の提供に係る行政コスト(原価)を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費等を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。

【浦安市】

セグメント分析（受益者負担の適正化）

【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について(指針)」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書(右表)の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表(下表)に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し(100%、75%、50%、25%、0%の5段階)、これを基にあるべき使用料等を算定

使用料等算定表(例) 施設名 文化会館

(算式) <大会議室>
 使用面積に対する1時間当たり使用料
 = 経常費用 × 使用床面積 / 建物延面積 ÷ 年間利用可能日数 ÷ 1日利用可能時間
 = 359,017千円 × 179 / 8,688 ÷ 271 ÷ 12
 = 2,275円

1時間当たり現行使用料 (全日利用ベース) 11,760 ÷ 12 = 980円

算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

施設別行政コスト計算書（文化会館）
 (単位:千円)

	H17(改定前)
【経常費用】	
1. 経常業務費用	358,989
① 人件費	0
② 物件費	129,793
減価償却費	128,409
その他	1,384
③ 経費	223,738
④ 業務関連費用	5,458
2. 移転支出	28
経常費用合計	359,017
【経常利益】	
経常業務収益	25,425
① 業務収益	25,425
② 業務関連収益	0
経常収益合計	25,425
総経常費用(総行政コスト)	333,592

効果等

- 現行使用料(980円)とあるべき使用料(1,137円)を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

出典：総務省「地方公会計に関する取組事例集 受益者負担の適正化」を基に監査人が加工。

IV 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳

第1章 総論

1. 公営企業会計における固定資産台帳の概要

(1) 固定資産台帳の位置付け

地方公営企業法を適用する公営企業は、公営企業会計を適用して財務諸表を作成することが同法によって求められ、その過程において、固定資産台帳の整備・更新が必要になる。

法適用公営企業は、千葉市では、①病院事業、②下水道事業、③水道事業が該当する。

地方公営企業における固定資産台帳の整備については、総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（平成31年3月改訂版）（以下「法適用マニュアル」という。）の中で「既に法を適用している地方公共団体（先行団体）にあっても、本手引に記載されている情報を参考として、固定資産台帳のより一層の充実・精度向上等に取り組むことが期待されます。」とあることから、千葉市の公営企業会計の固定資産台帳についても法適用マニュアルが一つの参考となる。

「法適用マニュアル」では、固定資産台帳整備の必要性として、下記の2点を示している。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①地方公営企業にとって、固定資産情報は、地方公営企業の経営情報（損益情報・ストック情報）の重要な要素の一つであり、財務諸表（貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）等）を作成し、経営情報を正確に把握するために必要不可欠な情報を提供するため。②固定資産の現状を的確に把握し、施設・設備を維持・管理し、老朽化した場合に適切に更新するため等に活用することで、経営基盤の強化に有効に活用するため。 |
|--|

「法適用マニュアル」では、精緻な水準で整備するのではなく、概ねの現状が把握できる水準で整備すれば目的は果たせるとして、他の台帳等で代替可能な情報は固定資産台帳に掲載する必要はない、と説明している。過度に精緻化することなく、固定資産台帳を活用する目的に照らして、必要な情報を適切に把握することが可能となる合理的な水準で整備することが求められている。

(2) 固定資産台帳の記載項目

公営企業会計の固定資産台帳は、上記の目的を達成するために必要な項目が網羅された構成にする必要がある。

具体的には、以下の項目を記載することが必要とされている。

【固定資産台帳の記載項目】

<p>① 固定資産台帳において個別の固定資産を特定するとともに、その現状を把握するために必要な項目</p> <p>(1) 番号 (2) 資産名称 (3) 所在地(保管場所) (4) 固定資産番号・工事番号・契約番号・図面番号 (5) 構造・形状寸法・能力・用途 (6) リース区分</p>	<p>② 資産の現在の経済的価値の把握、投資資金の期間配分額(減価償却費)の算定のために必要な項目</p> <p>(1) 帳簿価額 (2) 取得年月日(供用開始年月日) (3) 取得原因 (4) 帳簿原価 (5) 取得財源 (6) 耐用年数 (7) 減価償却率 (8) 減価償却額 (9) 減価償却累計額 (10) 整理科目(項・目・節) (12) 除売却情報</p>	<p>③ 期間配分額(長期前受金戻入)算定のために必要な項目</p> <p>(1) 長期前受金帳簿原価 (2) 長期前受金戻入額 (3) 長期前受金収益化累計額 (4) 長期前受金帳簿価額</p>	<p>④ 資産の経済的価値等に異動が生じた場合にその内容を正確に把握するために必要な項目</p> <p>(1) 増減が生じた年月日 (2) 増減理由(修繕・改修等を行っている場合にはその内容) (3) 増減額 (4) 増減内訳</p>
---	---	---	--

以下の情報を登録することで、資産の経済的価値・現状等をより適切に反映した固定資産台帳を整備することが可能となる

(1) セグメント情報
(2) 減損グループ
(3) 会計区分
(4) 予算執行科目
(5) 財産区分(行政財産・普通財産)
(6) 売却可能区分・時価(売却価額や再調達価額) 等

出典： 総務省 公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会「資料3-2 地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）について」P25

(3) 地方公会計（統一的な基準）と公営企業会計における固定資産台帳の相違

地方公会計（統一的な基準）で要求される固定資産台帳の記載項目との違いは以下のとおりである。

公営企業会計における固定資産台帳では、財源の記載が必須とされている点が大きく異なる。これは、公営企業会計においては、財源によって固定資産の会計処理方法が異なるため、取得財源が何であるかの情報は必要不可欠であることによる。

固定資産台帳における公営企業会計と地方公会計の基本項目		
公営企業会計の基本項目 (※)	地方公会計(統一的な基準)の基本項目	項目の説明
1 番号、固定資産番号、工事番号、契約番号、図面番号	番号	資産の番号
2 所在地(保管場所)	所在地	資産の所在地
3 整理科目(項・目・節)	勘定科目(種目・種別)	適用する勘定科目
4 資産名称	件名(施設名)	資産の名称
5 リース区分	リース区分	所有者がリース資産であるかの区分
6 構造・形状寸法・能力	耐用年数分類(構造)	適用する耐用年数の種類
7 耐用年数	耐用年数	適用する耐用年数の年数
8 取得年月日	取得年月日	取得した年月日
9 供用開始年月日	供用開始年月日	供用開始した年月日
10 帳簿原価	取得価額等	取得価額等
11 年月日	増減異動日付	前年度から資産が増減した機会の日付
12 帳簿価額	増減異動前簿価	資産の増減を反映する前の簿価(期首簿価)
13 取得原因、摘要	増減異動事由	増減が異動した事由
14	有償取得額	有償で取得した増分の金額
15	無償所管換増分	無償で所管換した増分の金額
16	その他無償取得分	その他無償で取得した増分の金額
17	調査判明増分	年度内調査により新たに判明した増分の金額
18	振替増額	別科目から振替した増分の金額
19	評価等増額	再評価等を行った増分の金額
20	除売却金額	除売却した減分の金額
21	無償所管換減分	無償で所管換した減分の金額
22	その他無償譲渡分	その他無償で譲渡した減分の金額
23	誤記載減少分	年度内調査により新たに判明した減分の金額
24	振替・分割減額	別科目から振替した減分の金額
25	減価償却額	当年度の減価償却費相当額
26	帳簿原価 貸方	評価等減額
27	帳簿価額	増減異動後簿価(期末簿価)
28	用途	用途
29	その他	各種属性情報
30	減価償却累計額	減価償却累計額
31	取得財源	減価償却費の累計額

地方公会計の整備に要した作業により、団体における作業の素地は一定程度整っており、公営企業会計の適用に係る作業負担の軽減が見込める

ただし、取得財源(着色部)、帳簿原価(取得価額)(着色部)や資産の登録単位の取扱いは直ちに活用ができない(※)

(※)「地方公営企業の会計規則(例)について」(平成24年10月19日総財公第98号。改正平成27年1月27日総財公第21号)(別表第19号)固定資産台帳より転記

出典：総務省 地方公共団体の「経営・財務マネジメント強化事業」に係る説明会「公営企業会計の適用」

P34

財務書類の補助簿であるという固定資産台帳の位置付けには、地方公会計(統一的な基準)と公営企業会計での差異はないものの、資産の評価方法や登録単位、財源情報の有無、登録基準等の固定資産台帳の要件は以下の点で相違する。

固定資産台帳の要件	地方公会計(統一的な基準)	公営企業会計
勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産を事業用資産とインフラ資産、物品に大別し、事業用資産とインフラ資産については土地、建物、工作物等に区分 リース資産は購入した場合に計上する勘定科目に計上する 	<ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産を土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産、その他有形固定資産に区分 無形固定資産を水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、リ

固定資産台帳の要件	地方公会計（統一的な基準）	公営企業会計
	<ul style="list-style-type: none"> 無形固定資産をソフトウェアとその他に区分 	<ul style="list-style-type: none"> リース資産に区分
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 取得価額不明資産や昭和 59 年度以前に取得した資産については原則として再調達原価で評価（ただし、道路、河川、水路の敷地は 1 円） 取得価額に消費税を含めて登録 	<ul style="list-style-type: none"> 再調達価額での評価は認められていない 取得価額に消費税を含めずに登録（ただし、免税事業者の時期は税込で登録）
登録単位	<ul style="list-style-type: none"> 地方公会計開始時に限り、耐用年数の異なる資産や取得年度が異なる資産を一括して登録可能 	<ul style="list-style-type: none"> 資産種別及び耐用年数ごと
財源情報の登録	<ul style="list-style-type: none"> 台帳登録は任意 	<ul style="list-style-type: none"> 長期前受金及び長期前受金収益化累計額の管理のために台帳登録は必須
耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」及び「資産評価の手引き」の別表で示された年数 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法施行規則別表第 2 号及び第 3 号並びに「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」（平成 24 年 10 月 19 日付け総財公第 99 号）別紙 2 で示された年数
登録基準	<ul style="list-style-type: none"> 物品は 50 万円以上（ただし、団体で別個に基準額を設定している場合はその基準に準拠） 	<ul style="list-style-type: none"> 10 万円以上の備品
リースの会計処理方法	<ul style="list-style-type: none"> 所有権移転ファイナンス・リース取引のみ資産計上が必須（ただし、重要性の乏しい取引を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてファイナンス・リース取引について資産計上が必須（ただし、重要性が乏しい取引、中小規模の地方公営企業の特例及び経過措置として移行日の前日までにリース契約を開始した取引を除く）
PFI に関する会計処理方法	<ul style="list-style-type: none"> PFI 等の手法により整備した所有権がない資産については、原則として所有権移転ファイナンス・リース取引と同様の会計処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> コンセッション事業の会計処理についてのみ「地方公営企業会計基準見直し Q&A」に規定されている
更新スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 対象年度の翌年度末までに財務書類を作成する必要があるため、それまでに更新することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度終了後 2 月以内（4 月 1 日から 5 月 31 日まで）に決算を調製する必要があるため、それまでに更新することが必要

(4) 固定資産台帳の活用

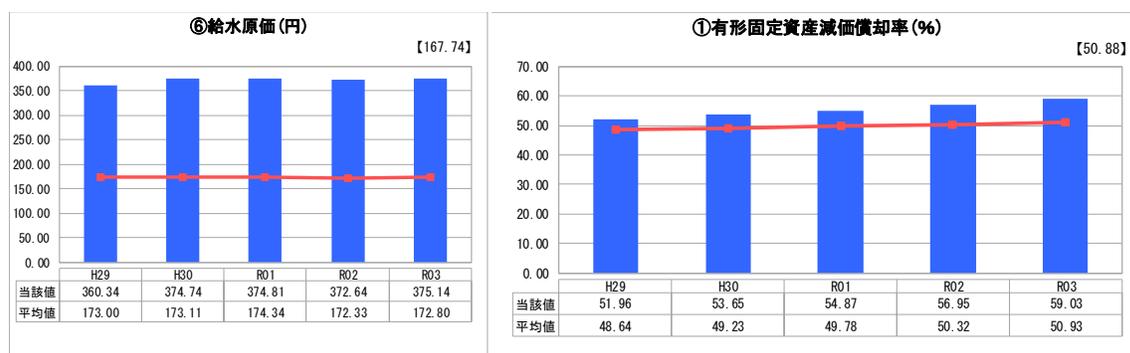
固定資産台帳は、固定資産の現状を的確に把握するとともに、経営基盤の強化に有効に活用する必要がある。具体的には、施設の更新計画の基礎データを提供するほか、水道料金や下水道料金の設定にも活用される。

総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」によると、公営企業においては、原価に減価償却費や資産維持費等を含めて料金を算定することが必要とされている。

診療報酬が全国統一的に決定される病院事業会計を別にすれば、全国の地方公共団体で、水道料金と下水道使用料に自治体格差があるのは、この施設整備に要する負担を料金（使用料）に織り込んでいることが1つの要因となっている。

①千葉市の水道事業における給水原価²¹と有形固定資産減価償却率²²

千葉市が公表する経営指標分析表によると、給水原価は類似団体（政令指定都市）の平均値より2倍近く高いこと、有形固定資産減価償却率も類似平均値よりも高く、施設の老朽化が進んでいることが読み取れる。



出典：千葉市「経営指標分析表」（令和3年度）

※令和5年12月時点で千葉市ホームページに掲載されている直近年度のデータを使用した。

²¹ 給水原価

有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。当該指標に絶対的な基準となる水準があるわけではなく、類似団体との比較や経年推移を踏まえて、今後の料金回収率や住民サービスの更なる向上のために、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善の検討を行うことが必要であるとされる。

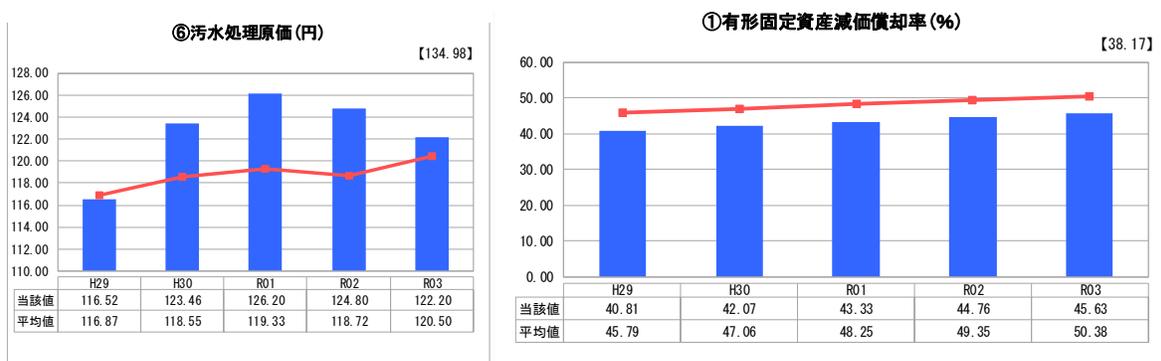
²² 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができる。当該指標にも明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められる。

水道料金については、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」において「水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない」と規定されている。

水道料金の算定に使用する営業費用には減価償却費が含まれ、水道料金の設定にあたって固定資産台帳の情報が活用されている。

② 千葉市の下水道事業（公共下水道事業）における汚水処理原価²³と有形固定資産減価償却率



出典：千葉市「経営指標分析表」（令和3年度）

※令和5年12月時点で千葉市ホームページに掲載されている直近年度のデータを使用した。

千葉市が公表する経営指標分析表によると、汚水処理原価が類似団体（政令指定都市）の平均値より高いことが読み取れる。一方、有形固定資産減価償却率は類似団体より低い。

下水道使用料は、総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」において資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めることが必要である旨が示されており、下水道使用料の設定にあたって固定資産台帳の情報が活用されている。

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の拡大以降の下水道使用料収入の減少や物価高騰な

²³ 汚水処理原価

有収水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。当該指標に絶対的な基準となる水準があるわけではなく、類似団体との比較や経年推移を踏まえて、効率的な汚水処理が実施されているかを分析し、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要であるとされる。

どの影響による維持管理コストの増加を背景として、令和 6 年度から下水道使用料を 5.4%引き上げることと決定している。

千葉市の「下水道事業会計の決算・経費」のウェブページで示された令和 4 年度における説明では、汚水を処理する原価 115.3 円/m³の内訳は、維持管理費等 55.7 円、減価償却費 47.0 円、支払利息 12.6 円となっており、減価償却費の割合が約 4 割を占めていることが分かる。

第2章 病院事業会計

1. 財務諸表における固定資産関連情報

財務諸表における固定資産関連情報は次のとおりである。

【病院事業会計の有形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	4,767,329,078	-	19,425,189	4,747,903,889
建物	29,413,295,924	573,581,299	-	29,986,877,223
構築物	612,137,438	64,893,461	-	677,030,899
機械備品	11,926,019,453	595,251,488	267,526,600	12,253,744,341
車両	24,120,000	-	-	24,120,000
リース資産	492,182,423	15,360,000	384,165,719	123,376,704
建設仮勘定	39,367,914	238,945,584	-	278,313,498
その他有形固定資産	1,117,437,529	-	-	1,117,437,529

科目	減価償却累計額			年度末償却未済高
	当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	-	-	-	4,747,903,889
建物	550,563,493	-	20,522,060,417	9,464,816,806
構築物	6,528,826	-	541,131,775	135,899,124
機械備品	557,748,482	254,075,969	9,896,732,426	2,357,011,915
車両	2,970,000	-	22,089,000	2,031,000
リース資産	18,572,402	338,771,906	40,942,800	82,433,904
建設仮勘定	-	-	-	278,313,498
その他有形固定資産	11,951,280	-	832,774,713	284,662,816

【病院事業会計の無形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高
電話加入権	2,244,400	-	-	-
ソフトウェア	2,580,000	-	-	860,000
リース資産	31,859,847	-	-	26,976,088

科目	年度末現在高
電話加入権	2,244,400
ソフトウェア	1,720,000
リース資産	4,883,759

千葉市「令和3年度千葉市病院事業会計決算書」を基に監査人が作成。

【病院事業会計の固定資産計上額の比較（令和3年度）】

科目	病院事業会計（円）	備考 （公営企業会計の科目）
有形固定資産	17,353,072,952	
事業用資産	14,911,596,133	
土地	4,747,903,889	土地
立木竹	-	
建物	29,986,877,223	建物
建物減価償却累計額	△20,522,060,417	上記科目の減価償却累計額
工作物	677,030,899	構築物
工作物減価償却累計額	△541,131,775	上記科目の減価償却累計額
船舶	-	
船舶減価償却累計額	-	
浮標等	-	
浮標等減価償却累計額	-	
航空機	-	
航空機減価償却累計額	-	
その他	1,117,437,529	その他有形固定資産
その他減価償却累計額	△832,774,713	上記科目の減価償却累計額
建設仮勘定	278,313,498	建設仮勘定
インフラ資産	-	
土地	-	
建物	-	
建物減価償却累計額	-	
工作物	-	
工作物減価償却累計額	-	
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	-	
物品	12,401,241,045	機械備品、車両、リース資産
物品減価償却累計額	△9,959,764,226	上記科目の減価償却累計額
無形固定資産	8,848,159	
ソフトウェア	1,720,000	ソフトウェア
その他	7,128,159	電話加入権、リース資産

千葉市「連結精算表（令和3年度）」を基に監査人が作成。

2. 固定資産台帳の更新手順

千葉市病院事業会計規程に基づき、次のとおり固定資産台帳を更新する。

①所管部署

病院局 経営企画課

市立青葉病院事務局

市立海浜病院事務局

千葉市では、青葉病院と海浜病院の2病院を直営で運営している。

②更新スケジュール

(取得時)

工事・委託・リース関連の固定資産の取得取引は、経営企画課の主導で各病院の事務局の担当者が納品検収後に固定資産台帳を更新する。経営企画課が資本的支出の予算執行額と固定資産の登録額の一致を確認している。

購買取引（機器備品）は、各病院事務局が納品検収後に取得の都度、固定資産台帳を更新する。

なお、経営企画課に帰属する資産は存在しない。

(除却時)

固定資産の除却時は、各病院事務局が固定資産の除却リストを作成して経営企画課に提出する。

経営企画課は、除却リストを両病院から受領し、病院局の財務会計システムで除却処理する。

各病院事務局は、固定資産の名称や資産番号を記載した固定資産台帳シールを、機器備品取得時に本体に貼り付けており、廃棄の際は当該シールを回収する。

③勘定科目

千葉市病院事業会計規程の別表第1に定めるところによる。

④取得年月日

工事・委託関連の取引は契約期間最終日、リース取引はリース開始日、購買取引（機器備品）

は納品日（物品検査日）を取得日とする。

⑤取得価額

契約金額を基に算定する。

⑥耐用年数

有形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第 2 号で、無形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第 3 号で定められている。当該別表に掲げられていない固定資産については、国税庁の耐用年数表と支出内容をもとに選択する。

⑦その他

千葉市病院事業会計規程第 86 条に建設仮勘定、第 87 条第 2 項に固定資産の実態調査、第 96 条から第 98 条に減損会計、第 105 条から第 109 条にリース会計が規定されている。このうち、固定資産の実態調査については実施できていない状況である。

また、千葉市の判定によると、遊休資産など減損対象となる資産は存在しない。

リース資産の判定フローが確立しているが、長期継続契約で過年度に執行しているものの中には、資産登録できていないものがある。

現物寄附の取扱いについては、令和 5 年度に受贈財産のマニュアルを作成し周知する予定である。

なお、令和 8 年度に海浜病院の機能を基盤とした新病院を移転新築する予定であり、医療機器等の固定資産の入替えが予定されている。

その他の事項は、地方公営企業法、同施行令及び施行規則の定めるところによる。

⑧他台帳との整合性

他台帳が存在しないため該当なし。

⑨外部委託の状況

システム保守・管理のみ委託し、固定資産台帳の更新作業は各病院事務局が実施する。

3. 監査の結果

(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性

i) 実施した手続と発見事項

(A) 令和3年度千葉市病院事業会計決算書の固定資産明細書と(B)固定資産台帳、リース資産台帳及び建設仮勘定台帳(以下「固定資産台帳等」という。)のデータを集計した結果を比較することで、整合性を点検した。

監査人が集計した結果は以下のとおりであり、(A)と(B)とで不一致の箇所があった。

【青葉病院】

(単位：円)

科目	固定資産明細書の 年度末現在高 (A)	固定資産台帳等 の集計結果 (B)	差額
土地	4,747,903,889	4,747,903,889	-
建物	21,141,419,341	21,090,974,855	50,444,486
構築物	441,039,561	441,039,561	-
器械備品	5,695,063,864	5,690,926,365	4,137,499
車両	2,640,000	2,640,000	-
リース資産	-	-	-
その他有形固定資産	130,015,545	130,015,545	-

【海浜病院】

(単位：円)

科目	固定資産明細書の 年度末現在高 (A)	固定資産台帳等 の集計結果 (B)	差額
建物	8,845,457,882	8,989,067,678	△143,609,796
構築物	235,991,338	236,534,080	△542,742
器械備品	6,558,680,477	6,505,261,268	53,419,209
車両	21,480,000	21,480,000	-
リース資産	123,376,704	123,376,704	-
建設仮勘定	278,313,498	278,313,498	-
その他有形固定資産	987,421,984	990,317,106	△2,895,122

いずれも令和3年度の固定資産明細書及び固定資産台帳等を基に監査人が作成。

経営企画課に不整合の原因を質問したところ、固定資産台帳における過年度からの除却処理漏れ及び取得処理漏れの累積であるとの回答を得た。

経営企画課が、青葉病院及び海浜病院が作成する固定資産の除却リストに基づいて除却処理を行うが、この処理に漏れが発生したために不整合が発生した。除却は、病院の各部門から病院事務局に連絡の上でなされる運用となっているが、連絡がなされずに除却されたため、台帳への反映が漏れてしまったことによる。

また、千葉市病院事業会計規程において固定資産の実態調査が規定されているものの、現状、実施されていない。定期的に固定資産の実態が把握されていないために適切な除却リストを作成できずに、除却処理漏れを引き起こすこととなった。

一方、取得処理漏れについては、青葉病院及び海浜病院において資本的支出と固定資産台帳の登録金額の整合確認が適切になされなかったことによって発生した。

ii) 結果

指摘 1 2 財務諸表と固定資産台帳等の不一致について（病院局経営企画課）

固定資産台帳等は財務諸表の補助簿であるため、両者は一致しなければならない。

決算の作業において、不一致であった場合には、原因を調査し、決算の確定の時点では一致させておく必要がある。

指摘 1 3 固定資産の実態調査が実施されていないことについて（病院局経営企画課）

千葉市病院事業会計規程第 87 条第 2 項では、「企業出納員は、固定資産の得喪現況等を明らかにした固定資産台帳を整理するとともに、少なくとも年 1 回は固定資産の実態を調査しなければならない。」と規定されているが、現状、この規程に基づく実態調査が実施されていない。

今回の監査の過程で、複数の除却処理漏れが発見されたが、これらの漏れは実態調査によって発見できるため、規程に従い、少なくとも年 1 回の実態調査を実施すべきである。

なお、全資産の実態調査を 1 年で完結させることが実務的に困難な場合は、資産の件数や移動の可否、所管部署の負担を勘案し、規程の見直しと合わせて、複数年で全資産の実態調査を一巡するローテーションによる実施も考えられる。

意見 1 4 無償取得資産の取得価額とする「公正な評価額」の取扱いの明瞭化について（病院経営企画課）

千葉市病院事業会計規程第 78 条第 1 項第 7 号では、「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前各号に掲げる固定資産であって、取得価額の不明のものについては、公正な評価額」

を固定資産の取得価額とすると規定している。

財務諸表と固定資産台帳の整合性の点検の過程において、海浜病院では、無償取得資産の取得価額を値引き前の見積金額で計上していた資産があることが判明した。見積金額を「公正な評価額」とする実務はありえるが、その場合、仮に有償取得する場合は値引き後の金額となることから、値引後の見積金額を取得価額とすべきであったと考えられる。

また、青葉病院では、無償取得であるとして、固定資産台帳上の取得価額を0円で登録していた資産があった。当該資産には、価格証明書を入手していたため、公正な評価額としては例えば当該価格証明書における金額を取得価額とすることが考えられる。

このように、無償取得資産は、支出額がゼロであるにもかかわらず、取得原価は公正な評価額とすることとされ、何をもって「公正な評価額」とするかは考え方・手法に幅があるため、会計規則違反とならないよう、例示なども含めてその取扱いを明瞭化しておく必要がある。

なお、病院事務局によると、無償取得の事例は少なく、事務処理のフローが確立していない。今後の対応策として、令和5年度に受贈財産のマニュアルの作成を実施しているところである。

(2) 固定資産の現物確認

i) 実施した手続と発見事項

青葉病院及び海浜病院の固定資産の実在性及び網羅性を確かめるため、現物確認等による点検を行った。

①青葉病院

青葉病院における点検対象は、土地、建物、構築物及び車両から各2件、その他有形固定資産から1件、器械備品から11件の計20件である。

【実在性の点検対象】

No	資産番号	資産名称	勘定科目名称	取得価額 (円)
1	000111000000001-00	市立病院用地	土地	53,272,139
2	000111000000002-00	青葉病院用地	土地	2,350,000,000
3	220210000000045-00	院内保育所	建物	45,393,813
4	000164000000025-00	救急棟増築外工事	建物	318,718,001
5	220220000000004-00	職員駐車場整備工事	構築物	64,893,461
6	000131000000012-00	千葉市立青葉病院駐車場増築工事	構築物	24,463,000
7	000151000000001-00	軽貨物自動車	車両	600,000
8	000151000000002-00	小型乗用車	車両	2,040,000

9	000164000000001-00	植栽 1	その他有形固定資産	51,810,783
10	000141020150150-00	病院情報システム一式（器械備品）	器械備品	382,500,000
11	000141020020036-00	磁気（1.5T）共鳴撮影装置	器械備品	195,010,000
12	220220000000008-00	生化学分析装置一式	器械備品	61,410,000
13	000141020150026-00	病棟モニター	器械備品	36,200,000
14	000141020140031-00	外科用ミニCアーム	器械備品	17,400,000
15	000141020020817-00	解剖台	器械備品	17,000,000
16	000141020110005-00	超音波診断装置	器械備品	15,750,000
17	000141020021336-00	手術用顕微鏡（耳鼻科）	器械備品	15,520,000
18	000141019950007-00	手術顕微鏡	器械備品	11,700,000
19	000141020020967-00	血液成分分離装置本体	器械備品	10,560,000
20	000141020021537-00	超音波洗浄装置本体	器械備品	10,210,000

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。



No. 4 救急棟増築外工事



No. 15 解剖台

（令和5年9月27日撮影 ②の青葉病院において以下同様）

また、固定資産台帳の網羅性の観点から、青葉病院に設置された固定資産が固定資産台帳に登録されているかを、施設内の固定資産2点を点検した。

【網羅性の点検対象】

No	資産番号	資産名称	勘定科目名称	取得価額（円）
21	000141020021313-00	超音波洗浄機	器械備品	1,310,000
22	220210000000007-00	エアテント（R2 コロナ補助金）	器械備品	2,582,500



No. 22 エアテント

現物確認の結果、次の事項が発見された。

(NO. 11 の磁気（1.5T）共鳴撮影装置）

固定資産台帳上の現物はなく、現場には更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、更新前の資産（簿価 9,750,000 円）とあわせて、固定資産台帳上は二重登録となっていた。

(No. 13 の病棟モニター)

モニター単体ではなく、院内全域に設置しているモニターのことであった。「一式」等の名称を付すことでより明確に資産を特定できる余地がある。

②海浜病院

点検対象は、建物、構築物、車両及びその他有形固定資産から2件ずつの計8件とした。

リース資産はリース資産台帳から2件選定した。

器械備品は、医療機器等が含まれ、非常に件数が多く、固定資産台帳と決算書との不整合が多く散見されること、また、新病院建設のために病院整備室が作成した医療機器のリストがより網羅的に一覧化していることから、当該リストを基に10件選定した。

【実在性の点検対象（建物、構築物、車両及びその他有形固定資産）】

No	資産番号	資産名称	勘定科目名称	取得価額（円）
1	000102000190000-00	昇降機設備	建物	93,241,304
2	000102000460000-00	無停電電源装置	建物	48,500,000
3	000103000190000-00	防風ネット	構築物	17,500,000
4	000103000010000-00	消防用水槽	構築物	8,443,878
5	000111000050000-00	救急自動車	車両	16,500,000
6	000111000040000-00	患者用輸送車	車両	3,420,000
7	000112000050000-00	冷凍機	その他有形固定資産	48,000,000
8	000112000130000-00	エネルギー棟電気設備	その他有形固定資産	99,609,004

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。



No. 1 昇降機設備



No. 5 救急自動車

(令和5年9月26日撮影 ①の海浜病院について以下同様。)

【実在性の点検対象（リース資産）】

No	件名	契約金額 (円)	毎月返済額 (円)	リース 期間
9	千葉市立海浜病院 院内保育所等賃貸借	105,240,000	877,000	10年
10	千葉市立海浜病院 病院情報システム	1,692,000,000	28,200,000	5年

令和3年度リース資産台帳を基に監査人が作成。



No. 9 院内保育所

【実在性の点検対象（機械・備品）】

No	資産名称	部署名	室名	ラベル番号
11	人工心肺装置	手術室	機材庫 2	1179
12	眼科用手術用顕微鏡 一式	手術室	機材室 2	1885
13	超音波診断装置	臨床検査科（生理検査部門）	心臓超音波室	0659
14	一般撮影装置（X線管球保持装置）	放射線科	一般撮影室(1)	0119
15	一般撮影装置（X線管球保持装置）	放射線科	一般撮影室(2)	0125
16	X線 CT 撮影装置	放射線科	CT	0870
17	眼科用 OCT（眼撮影装置）	眼科	処置室	0187
18	ヤグレーザー装置	眼科	レーザー処置室	0180
19	全自動錠剤分包機	薬剤部	調剤室	0901
20	薬液滅菌装置	薬剤部	製剤室	0209

出典：所管課提出資料を基に監査人が作成。



No. 13 超音波診断装置



No. 18 ヤグレーザー装置

また、固定資産台帳の網羅性の観点から、海浜病院に設置された固定資産が固定資産台帳に登録されているかについて、施設内の固定資産1点を点検した。

【網羅性の点検対象】

No	資産番号	資産名称	勘定科目名称	取得価額 (円)
21	000141020130059-00	リニアック・位置決め用 CT	器械備品	539,500,000



No. 21 リニアック

現物確認の結果、次の事項が発見された。

(No. 1 の昇降機設備)

固定資産台帳上の取得日が昭和 59 年（1984 年）と古い日付となっていたため、その理由をヒアリングしたところ、実際は、現物は平成 24 年（2012 年）の更新時に取得したものであることが判明した。5 台の昇降機設備それぞれの金額や仕様が異なるにもかかわらず、一つの資産として一括で登録されていた。

また、5 台の昇降機全てが更新済みであるものの、更新前の資産（簿価 4,662,065 円）情報が登録されたままになっていた。

(No. 2 の無停電電源装置)

装置の内訳が多岐にわたることから、一括で登録していることについてヒアリングしたところ、当該資産は一体として使用することから一括計上されているとのことだった。

また、後日、調査したところ、現場で観察したものは更新後の資産であり、更新前の資産（簿価 2,425,000 円）が登録されたままになっていたことが判明した。

(No. 3 の防風ネット)

現物はすでに撤去されていたが、固定資産台帳に当該資産（簿価 875,000 円）が登録されたままであった。

(No. 6 の患者用輸送車)

No. 5 の救急自動車へ買い換えたものの、固定資産台帳に更新前の資産（簿価 171,000 円）が登録されたままであった。

(No. 7 の冷凍機)

固定資産台帳上の現物はなく、現場には更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、更新前の資産（簿価 2,400,000 円）とあわせて、固定資産台帳上は二重登録となっていた。

また、更新後の資産について、工事単位での登録となっており、一括で登録している理由をヒアリングしたところ、当該資産は一体として使用する旨の回答があった。

(No. 8 のエネルギー棟電気設備)

エネルギー棟ではなく、MRI 棟の電気設備であり、資産名称が正確でなかった。

(No. 12 の眼科用手術用顕微鏡一式)

固定資産台帳上の現物はなく、現場には更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、更新前の資産（簿価 1,000,000 円）とあわせて、固定資産台帳上は二重登録となっていた。

(No. 14 及び No. 15 の一般撮影装置（X線管球保持装置）)

固定資産台帳上の現物はなく、現場には更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、更新前の資産（簿価 650,000 円及び 850,000 円）と合わせて、固定資産台帳上は二重登録となっていた。

ii) 結果

指摘 1 4 固定資産台帳からの除却処理漏れと資産管理シールの運用の徹底について（病院局経営企画課）

青葉病院・海浜病院ともに、すでに廃棄・更新した資産にもかかわらず固定資産台帳に登録されたままのものが散見された。

固定資産の取得による増加取引と異なり、除却による減少取引は、現金の支出を伴わないため、会計処理を漏らしてしまう可能性が高い領域である。

除却処理漏れについては、除却の手続を見直し、申請から固定資産台帳への反映までを担保できる仕組み作りが必要である。

この除却処理漏れを予防する統制として、資産管理シールを取得時に固定資産に貼付し、除却時にはがして病院事務局に提出するという内部ルールがあるものの、その運用が徹底されていない。

資産管理シールが貼られ、適切に管理されていけば、固定資産台帳と現物との関係が明瞭化され、固定資産の実態調査もしやすくなる。

特に、除却処理漏れが多く発見された海浜病院は新病院への移転が予定されており、移転を一つの契機として、ルールの周知徹底を図るべきである。

指摘 15 固定資産台帳への登録単位について（病院局経営企画課）

工事単位や設備単位、装置単位で一括登録されている資産が散見された。

固定資産台帳への登録単位は、以下のとおり、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」であることに加えて、「②各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」となっているかを勘案する必要がある。耐用年数や取得年度が異なる資産を同一の単位で登録すると、減価償却の額を適切に算定できず、適正な財務諸表が作成されないこととなる。

海浜病院の新病院移転の際には、多くの工事がなされるものと思料するが、その際の固定資産登録では、「法適用マニュアル」を踏まえて、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」であることに加えて、「②各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」で登録することに留意されたい。

【固定資産台帳への登録単位】

(1) 標準的な登録単位

- 財務諸表(B/S、P/L等)を正確に作成し、資産の現状把握が合理的な水準となるよう設定する必要がある。
- 登録単位は、固定資産台帳の整備・更新に要する費用、人員、期間等に大きな影響を及ぼす。

このため、会計上許容できる水準を確保した上で、実施可能性に配慮した登録単位とすることが必要である。
具体的には、基本的に「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」+「②自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」とする。

① 固定資産の種別及び取得年度に応じた単位

- 資産種別^(※)ごと及び取得年度ごとに台帳に登録。
※ 別表第2号及び第3号並びに「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について(通知)」(平成24年10月19日付け総財公第99号)別紙2の「細目」に対応した、耐用年数をもとにした分類。
- 下水管渠、人孔、枡のように総合償却が認められているものは、一体的に記載し、減価償却することができる。

② 各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位

- ①の分類に加えて、各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な水準と考えられる、より合理的な分類区分(例:工事、取替、設計、管理、区域、管種等)を設定し、当該区分で分類。

出典：総務省 公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会 資料3-2

意見 15 資産管理シールによる管理の効率化について（病院経営企画課）

青葉病院では、資産管理シールによる管理はなされているものの、個体の特定をする資産番号が固定資産台帳とは別のリストで管理されている。当該リストでは、「〇〇装置」といった件名と、それを構成する個々の資産が一覧となっている。個々の資産に資産番号が設定されており、現物資産とシール貼付もこの資産番号で管理している。

例えば、No. 12 の生化学分析装置一式には次が含まれる。

【青葉病院 No. 12 生化学分析装置一式の内訳】

資産名称	数量	資産 No
乾式臨床化学分析装置（富士ドライケム）	1	2021-037-01
生化学自動分析装置	1	2021-037-02
生化学自動分析装置	1	2021-037-03
全自動化学発光免疫装置	1	2021-037-04
検体検査自動化システム（搬送用レール含む。）	1	2021-037-05
EDI 純水装置	1	2021-037-06
EDI 純水装置	1	2021-037-07
送水機（i2000SR 用）	1	2021-037-08
試薬管理システム（システム本体）	1	2021-037-09
試薬管理システム（クライアント PC）	5	2021-037-11
		2021-037-12
		2021-037-13
		2021-037-14
		2021-037-15

所管課提出資料を基に監査人が作成。

現状、現物の資産管理シールの番号から固定資産台帳の資産を特定しようと思うと、固定資産台帳にシールに記載された資産番号の記載がないため、一度、当該リストを経由する必要がある。固定資産台帳の備考欄に資産番号を記載するなどして、管理の統一化による効率化を検討することが望ましい。

第3章 水道事業会計

1. 財務諸表における固定資産関連情報

財務諸表における固定資産関連情報は次のとおりである。

【水道事業会計の有形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	1,064,382,096	-	-	1,064,382,096
建物	1,553,086,752	-	-	1,553,086,752
構築物	23,229,873,241	71,946,271	-	23,301,819,512
機械及び装置	4,978,895,595	611,430	451,399	4,979,055,626
車両運搬具	21,874,997	-	969,900	20,905,097
工具、器具及び備品	9,997,462	-	-	9,997,462
建設仮勘定	468,301,151	117,892,610	70,542,587	515,651,174

科目	減価償却累計額			年度末償却未済高
	当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	-	-	-	1,064,382,096
建物	26,773,306	-	940,264,504	612,822,248
構築物	505,707,633	-	12,584,074,073	10,717,745,439
機械及び装置	128,370,203	224,954	4,082,974,129	896,081,497
車両運搬具	2,019,133	921,405	13,066,719	7,838,378
工具、器具及び備品	191,073	-	7,912,561	2,084,901
建設仮勘定	-	-	-	515,651,174

【水道事業会計の無形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高
施設利用権	1,437,694	-	-	135,676
無形固定資産仮勘定	21,080,457,698	218,077,537	30,480	-

科目	年度末現在高
施設利用権	1,302,018
無形固定資産仮勘定	21,298,504,755

千葉市「令和3年度千葉市水道事業会計決算書」を基に監査人が作成。

【水道事業会計の固定資産計上額の比較（令和3年度）】

科目	水道事業会計 (円)	備考 (公営企業会計の科目)
有形固定資産	13,816,605,733	
事業用資産	-	
土地	-	
立木竹	-	
建物	-	
建物減価償却累計額	-	
工作物	-	
工作物減価償却累計額	-	
船舶	-	
船舶減価償却累計額	-	
浮標等	-	
浮標等減価償却累計額	-	
航空機	-	
航空機減価償却累計額	-	
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	-	
インフラ資産	12,910,600,957	
土地	1,064,382,096	土地
建物	1,553,086,752	建物
建物減価償却累計額	△940,264,504	上記科目の減価償却累計額
工作物	23,301,819,512	構築物
工作物減価償却累計額	△12,584,074,073	上記科目の減価償却累計額
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	515,651,174	建設仮勘定
物品	5,009,958,185	機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品
物品減価償却累計額	△4,103,953,409	上記科目の減価償却累計額
無形固定資産	21,299,806,773	
ソフトウェア	-	
その他	21,299,806,773	施設利用権、無形固定資産仮勘定

千葉市「連結精算表（令和3年度）」を基に監査人が作成。

2. 固定資産台帳の更新手順

千葉市水道局会計規程に基づき、次のとおり固定資産台帳を更新する。

①担当部署

水道事業事務所から情報を収集し、水道総務課が固定資産台帳を更新する。

②更新スケジュール

(取得時)

水道事業事務所が「積算調書」「固定資産登録連絡票」を水道総務課に提出する。

水道総務課は、提出された資料を基に、翌年4月の決算作業時に固定資産台帳を更新する。

(除却時)

水道事業事務所が「除却報告書」を水道総務課に提出する。

水道総務課は、提出された資料を基に、翌年4月の決算作業時に固定資産台帳を更新する。

③勘定科目

千葉市水道局会計規程の別表に定めるところによる。

④取得年月日

市費で設置した固定資産は検査合格日、私費で設置して受贈された固定資産は受領日を取得日とする。

⑤取得価額

市費で設置した固定資産は契約金額を基に算定する。

住民個人が私費で設置し千葉市が無償取得した固定資産は設置者から入手した資料を根拠に算定する。

⑥耐用年数

有形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第2号で、無形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第3号で定められている。当該耐用年数表と支出内容をもとに

選択する。

⑦その他

千葉市水道局会計規程第 77 条に建設仮勘定、第 78 条に固定資産の実態調査、第 87 条から第 88 条に減損会計、第 89 条にリース会計が規定されている。

固定資産の実態調査では、固定資産台帳と固定資産の実態の照合を実施しており、2 ヶ月に 1 回検針委託業者が量水器を検針することにより、量水器を含む固定資産の実在性を確認している。

千葉市の判断では、遊休資産など減損対象となる資産は存在しない。

リース資産の判定フローが確立しておらず、リース資産の注記が漏れる可能性がある。

その他の事項は、地方公営企業法、同施行令及び施行規則の定めるところによる。

⑧他台帳との整合性

次の台帳を、水道事業事務所が管理する。

【管路管理台帳】

根拠規定	水道法 第 22 条の 3
台帳の概要（管理する資産名）	水道管路
使用システム（ソフトウェア）	管路管理システム ※（一財）道路管理センター千葉支部が管理
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	システム開発会社に業務委託しており、年 1 回の更新、新設管及び更新管等の管路登録している。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	管路布設状況の情報提供、管路修繕時の布設状況の確認等に活用している。
固定資産台帳への反映方法	反映していない。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

（概要）

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 22 条の 3 第 1 項に「水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」と定められている。

千葉市でも水道管路を管理し、現況を的確に把握することを目的に、管路管理システムを備

えており、水道事業事務所が管理している。

(更新手順)

管路管理システムの更新実務はシステム開発会社に依頼している。

管路管理システムの記載事項を更新するタイミングは、配水管の新規布設、更新工事、撤去時（処分時）、及び給水装置（個人及び購入会社所有物）の新設、改造時である。

配水管の更新時には管の口径や材質等が記載された図面が、給水装置の更新時には個人及び購入会社からの申請図面が必要となる。

令和3年4月1日～令和4年3月31日に供用開始になったものを令和4年12月～令和5年1月にかけて更新する。

システム開発会社へ管路管理台帳の更新依頼後は、システム開発会社から水道事業事務所へ報告書が提出され、水道事業事務所が仕様どおりの更新等がされているか、システム動作確認を含めチェックしている。

(活用状況)

管路管理システムは、一般に公開しておらず、千葉市内部で管路布設状況の情報提供や管路修繕時の布設状況の確認等に活用されている。

配水管については、調査箇所の管路の有無により、現状にて給水が可能であるか事業者等の判断材料になる。

給水装置については、漏水発生時等に現況調査に必要なため、水道事業事務所から指定工事店²⁴へ情報提供している。

²⁴ 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。（水道法第(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項）

【管路管理システムの画面例】



出典：一般財団法人道路管理センター千葉支部 HP

【設備台帳】

根拠規定	水道法 第 22 条の 3
台帳の概要（管理する資産名）	水道施設（機械、電気、土木施設）
使用システム（ソフトウェア）	Microsoft Excel
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	職員にて施設更新や修繕時に随時更新している。
業務マニュアル・研修資料	無
台帳の活用状況	修繕経歴や修繕計画作成時に活用している。
固定資産台帳への反映方法	反映していない。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

出典：所管課提出資料を基に監査人が作成。

(概要)

水道法第 22 条の 3 第 1 項に「水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなけ

ればならない。」と定められている。

千葉市でも、設備台帳を備え、水道事業事務所が管理している。

設備台帳は、非公開であり、千葉市内部で、点検・修繕経歴の記録、今後の修繕計画の作成に活用している。

(更新手順)

設備台帳は水道事業事務所が施設更新（取得及び除却（処分））、修繕時に更新する。

設備台帳の更新頻度はその他の修繕工事含めて年に 14～15 回ほどである。更新に当たっては、更新工事や修繕完了後の報告書が必要となる。

⑨外部委託の状況

実施なし

3. 監査の結果

(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の固定資産台帳と、令和3年度の水道事業会計決算書の整合性を点検した。

具体的には、固定資産台帳に記録されている「土地」「建物」「構築物」「機械及び装置」「車両運搬具」「工具、器具及び備品」「施設利用権」「減価償却累計額」との金額の整合性を確認し、「建設仮勘定」「無形固定資産仮勘定」は固定資産台帳に記録していないため、仮勘定内訳調書との整合性を確認した。

固定資産台帳、水道事業会計決算書、仮勘定内訳調書は整合していた。

また、固定資産台帳に記録されている「減価償却費」の金額は、財務諸表の金額と一致していた。

ii) 結果

該当なし

(2) 耐用年数

i) 実施した手続と発見事項

公営企業の固定資産の耐用年数は、「地方公営企業法施行規則 別表第二号」を基準に設定される。

令和3年度の固定資産台帳の資産名が同一の固定資産について、耐用年数の設定が異なるものがあるか、異なる場合は理由が妥当なものか点検した。

No.1の固定資産は、耐用年数が誤って設定されていた。「地方公営企業法施行規則 別表第二号」における「機械及び装置」の最長の耐用年数は22年であるが、60年とされていた。

No.2の固定資産は、耐用年数が誤って設定されていた。同一の固定資産について、一方は30年、もう一方は40年となっていたが、正しいのは30年の方で、40年の方は誤りだった。

No	科目名	資産名	耐用年数	内容
1	機械及び装置	更科浄水場ろ過設備	60	耐用年数を17年と設定すべきところを60年と設定していた。
2	構築物	制水弁	40	耐用年数を30年と設定すべきところを40年と設定していた。

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘 1 6 耐用年数の設定について（水道総務課）

「地方公営企業法施行規則 別表第二号」によると、No. 1 の資産は、「機械及び装置-水道用又は工業用水道用設備-その他主として金属造のもの-17 年」に該当し、No. 2 の資産は、「構築物-水道用又は工業用水道用のもの-配水管附属設備-30 年」に該当する。この点、耐用年数の登録の誤りが生じていた。

No. 1 及び No. 2 の資産のいずれも、固定資産台帳上、正しい耐用年数に修正したうえで、減価償却計算を見直す必要がある。

ただし、本報告書で指摘した資産について局所的に修正したところで全体に与える影響は軽微であるため、費用対効果に乏しいと思われる。実際に修正するかどうかは、重要性を勘案した上で、重要なものだけ修正すれば足りると考える。

それよりも、今後、同様の誤りをしないようにするための仕組みづくりが重要である。今回の誤りの要因は、固定資産台帳の登録時の単純な入力誤りであるため、固定資産台帳登録後のダブルチェックを行うこと等、科目名称及び耐用年数の登録の誤りが生じないような体制の構築を検討すべきである。

(3) 残存価額の設定

i) 実施した手続と発見事項

千葉市では、固定資産の減価償却について、地方公営企業法施行規則第 15 条に従って、減価償却額を算定し、残存価額を設定している。

令和 3 年度の固定資産台帳から、耐用年数を経過して減価償却計算が完了した固定資産について、地方公営企業法施行規則第 15 条に従って、残存価額の設定が適切か確認した。

その結果、以下の固定資産は、減価償却計算が完了しているにもかかわらず、残存割合が約 23%となっており、残存価額の設定誤りが判明した。

No	科目名	資産名	取得価額 (円)	帳簿価額 (円)
1	構築物	深井戸 (大椎 1 号井)	368, 312	85, 264
2	構築物	配水池	969, 754	224, 495

ii) 結果

指摘 17 適切な固定資産の残存価額の設定について（水道総務課）

地方公営企業法施行規則第 15 条に基づくと、償却資産は取得原価の 10/100 又は 5/100 に相当する金額まで償却される。

しかし、No. 1, 2 の資産は、耐用年数が経過しているにもかかわらず、取得原価の 23/100 に相当する金額までしか減価償却が実施されていなかった。

地方公営企業法施行規則第 15 条に従って、取得原価の 10/100 又は 5/100 に相当する金額まで償却が必要となるため、追加で減価償却費を計上する必要がある。

(4) リース会計の適用

i) 実施した手続と発見事項

「千葉市水道事業の設置等に関する条例」第 3 条第 1 項により、千葉市の水道事業は、地方公営企業法第 7 条ただし書及び地方公営企業法施行令第 8 条の 2 の規定に基づき、管理者を置かないことを定めている。

そして、地方公営企業法施行規則第 55 条²⁵では、リース会計に係る特例として、管理者を置かない企業は、所有権移転外ファイナンス・リースについて、リース料総額が 300 万円以上のものであっても通常の賃貸借処理することを認めている。ただし、この場合、地方公営企業法施行規則第 42 条で、未経過リース料を注記しなければならない²⁶。一方、所有権移転ファイナンス・リースはこの特例措置は及ばないため、売買処理に準じた処理が求められる。

²⁵ 地方公営企業法施行規則第 55 条（リース会計に係る特例）

次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第二項第一号チ及び第二号ル並びに第七条第二項第六号及び第三項第十二号の規定を適用しないことができる。

一 ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主（次号において「リース借主」という。）が法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業であるとき
二 リース借主が法第二条第一項各号に掲げる事業であって、令第八条の二各号に掲げる事業以外のものであるとき
三 リース物件の重要性が乏しいものであるとき

²⁶ 地方公営企業法施行規則第 42 条（リース契約により使用する固定資産に関する注記）

リース契約により使用する固定資産に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である地方公営企業が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合における当該ファイナンス・リース取引に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
二 オペレーティング・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるものを除く。）に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

したがって、千葉市の水道事業は、所有権移転外ファイナンス・リース取引を賃貸借処理することができる。

リース会計の適用の状況を点検するため、令和 3 年度の仕訳データを対象として、年間で「賃借料」として計上された金額が大きい賃貸借契約を 4 件抽出し、リース契約書を閲覧し、ファイナンス・リース取引として固定資産に計上すべき取引がないか点検した。

その結果、以下の取引は、固定資産としての計上は不要であり、通常の賃貸借処理が認められるものであり、「賃借料」として計上されていること自体は適切な会計処理と考えられるが、水道事業会計決算書に未経過リース料の注記の記載が漏れていた。

No	内容	契約期間	契約金額(総額)
1	公営企業会計システム	2022/2/1~2027/1/31	5,790,000 円

ii) 結果

指摘 18 未経過リース料の注記漏れについて（水道総務課）

千葉市の水道事業は、管理者を設置していないため、所有権移転外ファイナンス・リースを通常の賃貸借取引で処理をしても問題ないが、決算書に「リース契約により使用する固定資産に関する注記」を記載する必要があり、現状注記が漏れてしまっている。地方公営企業法に従って、当該事業年度の末日における未経過リース料相当額の注記が必要である。

(5) 固定資産の現物確認

i) 実施した手続と発見事項

固定資産の現物確認により、固定資産の実在性を点検した。

千葉市の浄水場のうち、水道事業事務所が併設されている平川浄水場を点検対象とした。

点検対象は、建物 2 件、構築物 4 件、機械及び装置 2 件、工具、器具及び備品 1 件、車両運搬具 1 件の計 10 件である。

【実在性の点検対象】

No	資産 No	科目名	資産名	取得価額
1	4	建物	平川浄水場制御室等	65,597,444 円
2	11	建物	排水管（排水施設）	451,767 円
3	31	構築物	配水施設（H16改良費）	179,354,120 円
4	28	構築物	配水地	87,110,758 円

No	資産 No	科目名	資産名	取得価額
5	53	構築物	消火栓	1,091,877 円
6	1	構築物	深井戸（平川浄水場）	75,299,752 円
7	7	機械及び装置	遠方監視設備	151,315,960 円
8	167	機械及び装置	動力設備	134,521,135 円
9	5	工具、器具及び備品	自動レベル	82,175 円
10	15	車両運搬具	小型貨物自動車	10,246,000 円

また、平川浄水場に設置された固定資産が固定資産台帳に登録されているかを 1 件点検した。
 なお、抽出したサンプルが令和 4 年度取得の固定資産であるため、令和 4 年度の固定資産台帳に登録されているかを確認した。

【網羅性の点検対象】

No	資産 No	科目名	資産名
1	28	機械及び装置	搭載型自家発電装置

ii) 結果

現物確認の結果、点検対象としたサンプルについては全て実在性・網羅性を確認した。

なお、No. 2, 3, 4, 5, 6 は、地下に埋まっている資産であり、現物確認ができないため、当該資産に係る図面を管路管理システムの画面上で確認するにとどめた。



No. 4 配水池

(令和 5 年 10 月 5 日撮影)



No. 8 動力設備

(6) 取得原価

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の仕訳データから、令和3年度に取得した固定資産14件について、契約書など関連証憑を閲覧し、取得原価が適切に計上されているか、固定資産台帳に登録されているか点検した。

監査を実施した範囲においては、不適切な事項は発見されなかった。

ii) 結果

該当なし

(7) 建設仮勘定の資産性

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の仮勘定内訳調書で建設仮勘定として計上されているものから、監査人の判断で無作為で抽出した。担当者へのヒアリング及び工事契約書を閲覧し、工事が完了している契約も存在したが、送水管の工事など全ての工事契約が完了するまで稼働できないものであり、本勘定への振替は不要と判断した。

監査を実施した範囲においては、不適切な事項は発見されなかった。

ii) 結果

該当なし

(8) 売却・除却資産の処理

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の仕訳データから、令和3年度に売却又は除却した全ての固定資産について、固定資産台帳で帳簿価額がゼロとなっているか確認した。

監査を実施した範囲においては、不適切な事項は発見されなかった。

ii) 結果

該当なし

第4章 下水道事業会計

1. 財務諸表における固定資産関連情報

財務諸表における固定資産関連情報は次のとおりである。

【下水道事業会計の有形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	24,098,319,754	74,325,303	202,566,000	23,970,079,057
建物	12,937,977,408	212,349,227	18,113,089	13,132,213,546
構築物	633,918,833,898	10,462,788,460	2,388,218,646	641,993,403,712
機械及び装置	91,871,461,077	5,346,489,513	1,479,108,531	95,738,842,059
車両運搬具	61,471,013	-	-	61,471,013
工具器具及び備品	65,266,187	3,760,900	2,935,000	66,092,087
リース資産	18,286,600	-	-	18,286,600
建設仮勘定	7,126,361,072	2,588,792,410	4,949,353,613	4,765,799,869

科目	減価償却累計額			年度末償却未済高
	当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	-	-	-	23,970,079,057
建物	313,292,852	14,754,954	8,255,620,746	4,876,592,800
構築物	12,169,276,004	1,673,136,928	264,884,829,597	377,108,574,115
機械及び装置	2,768,713,281	1,383,541,923	64,846,763,359	30,892,078,700
車両運搬具	-	-	58,434,923	3,036,090
工具器具及び備品	3,852,351	2,788,250	40,858,458	25,233,629
リース資産	1,086,224	-	4,638,176	13,648,424
建設仮勘定	-	-	-	4,765,799,869

【下水道事業会計の無形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高
施設利用権	5,666,620,411	121,380,910	-	512,186,726
電話加入権	10,252,400	-	-	-
ソフトウェア	1,309,786	-	-	287,514

科目	年度末現在高
施設利用権	5,275,814,595
電話加入権	10,252,400
ソフトウェア	1,022,272

千葉市「令和3年度千葉市下水道事業会計決算書」を基に監査人が作成。

【下水道事業会計の固定資産計上額の比較（令和3年度）】

科目	下水道事業会計 (円)	備考 (公営企業会計の科目)
有形固定資産	441,655,042,684	
事業用資産	-	
土地	-	
立木竹	-	
建物	-	
建物減価償却累計額	-	
工作物	-	
工作物減価償却累計額	-	
船舶	-	
船舶減価償却累計額	-	
浮標等	-	
浮標等減価償却累計額	-	
航空機	-	
航空機減価償却累計額	-	
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	-	
インフラ資産	410,721,045,841	
土地	23,970,079,057	土地
建物	13,132,213,546	建物
建物減価償却累計額	△8,255,620,746	上記科目の減価償却累計額
工作物	641,993,403,712	構築物
工作物減価償却累計額	△264,884,829,597	上記科目の減価償却累計額
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	4,765,799,869	建設仮勘定
物品	95,884,691,759	機械及び装置、車両、工具器具及び備品、リース資産
物品減価償却累計額	△64,950,694,916	上記科目の減価償却累計額
無形固定資産	5,287,089,267	
ソフトウェア	1,022,272	ソフトウェア
その他	5,286,066,995	施設利用権、電話加入権

千葉市「連結精算表（令和3年度）」を基に監査人が作成。

2. 固定資産台帳の更新手順

千葉市下水道事業会計規則に基づき、次のとおり固定資産台帳を更新する。

①所管部署

建設局 下水道企画部 下水道経営課

②更新スケジュール

下水道経営課は、建設局下水道企画部・施設部の関係各課に照会をかけ、固定資産整理表、委託等調査票及び備品等取得に関する情報を入手する。入手資料を基に、翌年4月から5月までの決算作業時に台帳を更新する。

③勘定科目

千葉市下水道事業会計規則の別表第4に定めるところによる。

④取得年月日

取得した資産はその年度の3月31日を取得日としている。

なお、地方公営企業法²⁷では、固定資産の償却は事業年度開始時点の帳簿原価を基礎に計算することとされており（つまり、取得時期に関わらず翌年度から償却を開始する）、期中で取得した資産の償却を使用の当月又は翌月から実施する取扱いは容認規定となっている。この点、取得時点に関わらず、取得日を3月31日とする実務上の運用は認められる。

²⁷ 地方公営企業法施行規則第15条（有形固定資産の減価償却額）

償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、（中略）、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（中略）に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。（中略）

5 各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

⑤取得価額

他の決算関連資料及び固定資産整理表等を確認し、委託・工事等の直接費に委託・工事等を行うために必要な間接費を配賦し算定する。

(管渠の部分除却の取扱い)

管渠の部分除却については、既を取得している管渠の固定資産に按分計算をして、除却部分を算定し、固定資産台帳から除却処理する。

管路更生により取得した分は、新規取得資産として登録する。

⑥耐用年数

有形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第2号で、無形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第3号で定められている。

当該別表に掲げられていない有形固定資産については、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」により整理されている。

⑦その他

千葉市下水道事業会計規則第93条に建設仮勘定、第106条から第107条に減損会計、第108条にリース会計が規定されている。

なお、下水道局下水道事業会計規則では、固定資産の実態調査が規定されていない。

千葉市の判定によると、遊休資産など減損対象となる資産は存在しない。

リース資産の判定フローが確立している。リース資産には遊歩道等照明機器賃貸借（LED）がある。

市街化調整区域に該当する雨水管（一般排水）は、一般会計で資産を保有している。

その他の事項は、地方公営企業法、同施行令及び施行規則の定めるところによる。

⑧他台帳との整合確認

次の台帳を、下水道維持課が管理している。

【下水道台帳】

根拠規定	下水道法 第23条
台帳の概要（管理する資産名）	下水道
使用システム（ソフトウェア）	下水道台帳システム
台帳の更入手順・更新スケジュール・業務委託範囲	施設データを保守運用受託者に提供し、年に複数回更新している。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	職員利用（維持管理ほか）、一般公開（インターネット）に活用している。
固定資産台帳への反映方法	工事部署等が作成するデータをもとに下水道台帳を更新し固定資産台帳にも反映している。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

所管課提出資料を基に監査人が作成。

（概要）

下水道法第23条第1項で「公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳（以下「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。」と定められている。

千葉市の下水道台帳システムは下水道維持課が管理している。

（更入手順）

下水道台帳システムの入力は業者に依頼しており、マンホール蓋交換は保守運用会社が入力、工事は保守運用会社とは別の委託業者が入力する。

下水道台帳システムの記載事項を更新するタイミングは、主に取得時、更新時、処分時に加え、台帳未記載の資産を確認した場合、台帳記載事項に誤りがあった場合である。

更新時に必要な書類は以下のとおりである。

- ・取得時、更新時：完成図（縦断図、平面図）、固定資産整理表、設計書
- ・処分時：台帳図等に該当箇所を記載したもの
- ・台帳未記載、台帳誤り：台帳図に変更箇所が分かるよう記載したもの

下水道維持課は、業者が更新した下水道台帳システムの反映結果を上記資料と照らし合わせて入力内容の正確性を確認する。

(活用の状況)

下水道台帳システムは、一般(インターネット)に公開しており、千葉市外部への情報提供として活用している。

また、千葉市内部でも、下水道の維持を目的に固定資産を管理しており、どの固定資産が老朽化しているのか、調査対象の固定資産を確認するために活用されている。

【千葉市下水道台帳システム】

出典：千葉市ホームページ

⑨外部委託の状況

システム保守・管理のみ委託し、固定資産台帳更新作業は下水道経営課で実施する。

3. 監査の結果

(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の固定資産台帳と、令和3年度の下水道事業会計決算書の整合性を点検した。

具体的には、固定資産台帳に記録されている「土地」「建物」「構築物」「機械及び装置」「車両運搬具」「工具器具及び備品」「施設利用権」「電話加入権」「その他無形固定資産」「減価償却累計額」との金額の整合性を確認し、「リース資産」「建設仮勘定」は固定資産台帳に記録していないため、仮勘定内訳調書との整合性を確認した。

下水道事業会計決算書は固定資産台帳及び仮勘定内訳調書と整合していた。

また、固定資産台帳に記録されている「減価償却費」の金額は、財務諸表の金額と一致していた。

ii) 結果

該当なし

(2) 固定資産の取得日

i) 実施した手続と発見事項

千葉市の下水道事業会計では、取得した資産はその年度の3月31日を取得日としている。

この点、前述したように、地方公営企業法では、固定資産の償却は事業年度開始時点の帳簿原価を基礎に計算することとされており（つまり、取得時期にかかわらず翌年度から償却を開始する）、期中で取得した資産の償却を使用の当月又は翌月から実施する取扱いが容認規定となっている。

ii) 結果

意見16 固定資産の取得日を実際の取得日とすることについて（下水道経営課）

地方公営企業法では、実際の取得日に関わらず、減価償却を開始するのが翌年度からとすることを原則とし、取得月から償却することが容認規定となっているため、原則的取扱いに従えば、全ての資産の取得日を3月31日としても財務諸表に与える影響はない。

これと類似する話は、地方公会計における**意見6** 固定資産の取得日の記載の必須化について で記載したが、歳出データをベースに固定資産情報を作成する地方公会計と異なり、地

方公営企業法に基づいて発生主義で記帳する公営企業会計においては、総勘定元帳で記録される固定資産取得日とあわせておくべきである。水道事業や病院事業では、下水道事業のような取扱いをしていない。

「法適用マニュアル」でも、固定資産台帳の記載項目として「取得年月日」を設けた背景として「減価償却は取得年月日から行われますので、取得年月日は財務諸表を作成する上で必須情報の一つです」と説明していることや、総勘定元帳データとの整合性を図る観点からも、減価償却は翌年度から開始するとしても、実際の取得日（引渡日や検収日等）をもって「取得日」とすることが望ましい。

(3) 固定資産の現物確認

i) 実施した手続と発見事項

監査人による現物確認により、固定資産の実在性及び網羅性を点検した。

千葉市の公共下水道は以下の3つの処理区からなる。

現物確認する資産の選定にあたっては、最も規模の大きい南部処理区を対象とした。

【処理区と主な処理場】

処理区	行政面積	ポンプ場	処理場	処理場敷地面積	備考
印旛処理区	4,821ha	高洲第一ポンプ場等6か所	花見川終末処理場 花見川第二終末処理場	-	注1
中央処理区	1,665ha	中央雨水ポンプ場等6か所	中央浄化センター	68,985 m ²	
南部処理区	6,705ha	蘇我雨水ポンプ場等6か所	南部浄化センター	225,000 m ²	

出典：千葉市建設局 「千葉市の下水道と河川 令和4年度」を基に監査人が作成。

(注1) 花見川終末処理場及び花見川第二終末処理場は千葉県の管轄であり、13市町にまたがる印旛沼流域下水道の生活排水や工場排水を処理している。そのため、千葉市が所管する印旛処理区の固定資産の大半は、ポンプ場関連施設や処理区内の管渠である。

点検対象は、土地1件、建物3件、構築物5件、機械及び装置7件、車両運搬具1件及び工具器具及び備品1件の計18件である。

なお、構築物のうち排水施設は、管渠であるため、現物の確認が困難であり、今回の選定の対象外とした。

【実在性の点検対象】

No	資産番号	資産名	明細名称	科目(項)	科目(目)	取得価額(円)
1	730	施設用地 ポンプ場用地	ポンプ場用地	土地	施設用地	534,990,144
2	469	処理場用建物 沈砂池棟	Y2000/沈砂池機械室棟	建物	処理場用建物	1,164,298,079
3	2307	建物付属設備 換気設備	控室給気ダクト	建物	建物付属設備	170,667,256
4	2305	建物付属設備 消火設備	管理棟炭酸ガス消火設備	建物	建物付属設備	91,800,163
5	2314	ポンプ場施設 ポンプ室(井)	ポンプ室	構築物	ポンプ場施設	3,179,386,008
6	1205	ポンプ場施設 沈砂池	沈砂池	構築物	ポンプ場施設	668,112,881
7	2813	処理場施設 エアレーションタンク	G2201/B系エアレーションタンク1号槽	構築物	処理場施設	2,275,542,654
8	3698	構築物 処理場施設	反応タンク	構築物	処理場施設	1,985,343,708
9	2375	その他構築物 護岸	消波ブロック	構築物	その他構築物	42,315,903
10	2613	電気設備 その他特高受変電設備	V2058/ガス絶縁開閉装置	機械及び装置	電気設備	510,177,261
11	2358	電気設備 原動機	発電機用原動機	機械及び装置	電気設備	271,301,231
12	2320	ポンプ設備 エンジン	1号ディーゼルエンジン	機械及び装置	ポンプ設備	976,591,798
13	2915	ポンプ設備 ポンプ本体	雨水ポンプ1号本体	機械及び装置	ポンプ設備	439,425,497
14	3171	処理機械設備 汚泥掻寄機	I2206/最終沈殿池汚泥掻寄機(上層)6号	機械及び装置	処理機械設備	682,903,836
15	3166	処理機械設備 曝気機	G2206/好気槽攪拌機6-1号	機械及び装置	処理機械設備	525,844,241
16	2317	その他機械設備 天井クレーン	原動機室天井クレーン	機械及び装置	その他機械設備	139,343,970
17	327	作業用自動車	日野キャブオーバ	車両運搬具	車両運搬具	7,500,000
18	255	発電機	可搬式発電機 No. 1	工具器具及び備品	工具器具及び備品	1,380,000

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。



No. 14 最終沈殿池汚泥掻寄機(上層)6号
(令和5年10月12日撮影。以下同じ。)



No. 16 原動機室天井クレーン

また、南部処理区に設置された固定資産が固定資産台帳に登録されているかを点検した。対象は現物確認の際に選定した任意の2件である。

【網羅性の点検対象】

No	資産番号	資産名	明細名称	科目(項)	科目(目)	取得価額(円)
19	256	発電機	可搬式発電機 No. 2	工具器具及び備品	工具器具及び備品	1,402,000
20	2647	ポンプ設備 自動給水装置	洗浄水圧力給水装置	機械及び装置	ポンプ設備	7,901,593



No. 20 洗浄水圧力給水装置

現物確認及びヒアリングの結果、次の事項が発見された。

(No. 7 エアレーションタンク 1 号槽及び No. 8 反応タンク)

現場に行った際に、どちらが No. 7、No. 8 に該当するのか、現場担当者が判断に迷う場面があった。現物確認及びヒアリングによると、エアレーションタンク及び反応タンクは、同義であるとのことだった。監査人を案内する中で、B系水処理施設にいるのかC系水処理施設にいるのか混同したために迷ったとのことだった。

(No. 14 の汚泥掻寄機)

平成 17 年度（2005 年度）取得で、耐用年数が 20 年となっている。令和 3 年度（2021 年度）末時点で耐用年数は到来していないが、減価償却額が 0 円となっていた。

原因を確認したところ、地方公営企業会計基準の見直しにより、平成 26 年度に「みなし償却制度」が廃止された際に、償却済みの固定資産としてデータ移行され、平成 26 年度から減価償却計算が行われていないことが判明した。

同様に減価償却計算が行われていない資産がないか、平成 25 年度以前に取得した資産を対象に調査したところ、次のとおり、修正が必要な資産が発見された。

【みなし償却で減価償却計算がされなくなった資産】

資産番号	名称	施設名	取得年度	耐用年数	平成 26 年度から令和 3 年度までに計上すべき減価償却累計額 (円)
3250	矩形渠 /2400*2400/05.76	黒砂第 7 (雨水)	1983	42	3,413,072
3252	矩形渠 /3900*1500/05.85	黒砂第 7 (雨水)	1983	42	3,673,360
3262	ヒューム管 /1350/////01.43	黒砂 (合流)	1983	42	3,947,360
4816	塩ビ管 /0150/////00.02	末広 (南部・汚水・公共)	1988	47	2,975,624
7588	塩ビ管 /0200/////00.03	草野 (印旛・汚水)	1997	50	9,157,440
9325	塩ビ管 /0200/////00.03	椎名崎 (南部・汚水・公共)	2001	50	12,447,296
10660	塩ビ管 /0200/////00.03	浜野 (南部・汚水・特環)	2004	50	5,222,064

資産番号	名称	施設名	取得年度	耐用年数	平成26年度から令和3年度までに計上すべき減価償却累計額(円)
3171	汚泥掻寄機	こてはし台(印旛・雨水)	2005	20	112,463,616
合計(要修正金額)					153,299,832

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。

また、固定資産台帳全般について、次の事項が発見された。

(資産番号)

資産番号は、勘定科目ごとに取得年度が古いものから順に連番で付されている状況である。現状、資産番号のみでは設置場所や取得年度等による資産の推測は不可能である。

(資産の数量)

数量について、下水道事業会計の固定資産台帳には、「数量」「現数量」「明細数量」の3種類の数量の記載がある。「数量」「現数量」が複数で記載されていることは、一体として使用しているものの、異なる複数の資産から構成されていることを表している。例えば、No.3の控室給気ダクトの「数量」は45、「現数量」は32となっている。「数量」とは、当初取得した資産の数量である。「現数量」は、現在保有している資産の数量を表す。内訳は、以下のとおりである。一般的に、「数量」が複数で記載されていた場合、同一の資産が複数あると認識できる。しかし、下水道事業会計に係る固定資産台帳の実態は、それぞれ1つずつ登録されているにもかかわらず、それぞれが「数量」を45、「現数量」を32としているため、固定資産台帳を見た第三者が誤認してしまう可能性がある。

なお、「明細数量」にて、各資産が1つずつであることは確認できるため、それに気づければ誤認しないが、いずれにしろ、誤認の可能性は否定できない。

【固定資産台帳における数量の記載について】

資産名	数量	現数量	明細名称	明細数量	明細価額(円)
建物付属設備 換気設備	45	32	沈砂池機械室給気ダクト	1	4,496,717
建物付属設備 換気設備	45	32	流入渠給気ダクト	1	2,997,812
建物付属設備 換気設備	45	32	発電機室常用給気ダクト	1	4,496,717
建物付属設備 換気設備	45	32	発電機運転用給気ダクト	1	5,995,623

建物付属設備	換気設備	45	32	S F - 5 原動機室給気ファン	1	8,566,788
建物付属設備	換気設備	45	32	原動機室給気ダクト	1	32,975,930
建物付属設備	換気設備	45	32	電気室等給気ダクト	1	4,496,717
建物付属設備	換気設備	45	32	ホッパ室等給気ダクト	1	5,995,623
建物付属設備	換気設備	45	32	S F - 8 換気機械室等給気ファン	1	1,014,339
建物付属設備	換気設備	45	32	換気機械室等給気ダクト	1	2,997,813
建物付属設備	換気設備	45	32	沈砂池系排気ダクト	1	10,492,341
建物付属設備	換気設備	45	32	流入渠排気ダクト	1	5,995,623
建物付属設備	換気設備	45	32	発電機室常用排気ダクト	1	4,496,717
建物付属設備	換気設備	45	32	発電機運用排気ダクト	1	2,997,811
建物付属設備	換気設備	45	32	E F - 5 原動機室排気ファン	1	8,866,883
建物付属設備	換気設備	45	32	原動機室排気ダクト	1	32,975,930
建物付属設備	換気設備	45	32	電気室等排気ダクト	1	7,494,529
建物付属設備	換気設備	45	32	ホッパ室等排気ダクト	1	13,490,151
建物付属設備	換気設備	45	32	E F - 8 換気機械室等排気ファン	1	651,636
建物付属設備	換気設備	45	32	換気機械室等排気ダクト	1	2,997,811
建物付属設備	換気設備	45	32	E F - 9 吹抜用排気ファン	1	1,056,016
建物付属設備	換気設備	45	32	吹抜用排気ダクト	1	2,997,811
建物付属設備	換気設備	45	32	E F - 1 0 便所等排気ファン	1	98,724
建物付属設備	換気設備	45	32	便所等排気ダクト	1	149,891
建物付属設備	換気設備	45	32	E F - 1 1 監視室排気ファン	1	130,572
建物付属設備	換気設備	45	32	監視室排気ダクト	1	599,562
建物付属設備	換気設備	45	32	E F - 1 2 控室排気ファン	1	130,572
建物付属設備	換気設備	45	32	控室排気ダクト	1	449,671
建物付属設備	換気設備	45	32	S F - 9 監視室給気ファン	1	130,572
建物付属設備	換気設備	45	32	監視室給気ダクト	1	149,891
建物付属設備	換気設備	45	32	S F - 1 0 控室給気ファン	1	130,572
建物付属設備	換気設備	45	32	控室給気ダクト	1	149,891

令和3年度の固定資産台帳を基に監査人が作成。

固定資産の実査は、千葉市下水道事業会計規則で特段定めがなされていないため、実施していないのが現状である。

一方で、下水道事業では、多くの機械及び装置を使用しており、日常点検は実施されている。その意味では、一部では、現物が実在すること及びその実態を日々確認できているといえないこともない。

ii) 結果

指摘19 減価償却費の計上漏れについて（下水道経営課）

千葉市下水道事業会計規則第103条では、固定資産について、毎事業年度減価償却を行う旨が規定されている。

しかし、今回、一部の資産について、上記のとおり、平成 26 年度からみなし償却制度²⁸が廃止されたことを契機として、減価償却が実施されていないことが明らかとなった。これを発端として、平成 25 年度以前に取得した資産について、減価償却が実施されているか点検したところ、平成 26 年度から令和 3 年度までに未計上となっていた減価償却累計額は、153,299,832 円と判明した。

一義的には、今回発見された未実施の減価償却額について、財務諸表において、過年度損益修正損と減価償却累計額を計上する必要がある。併せて、これ以外にも、みなし償却制度廃止を契機とした減価償却の未実施がないかについて確認し、発見された場合には上記処理に含めて計上する必要がある。

不正確な減価償却計算は、貸借対照表や損益計算書に誤謬を生じさせるのみならず、下水道使用料の設定にも影響を及ぼしかねないため、今後も留意されたい。

意見 17 固定資産の実査について（下水道経営課）

現状、地方公営企業法施行規則及び千葉市下水道事業会計規則では、固定資産の実査について特段定めがなされておらず、現場においても実施されていない。

一方で、管渠、処理場及びポンプ場については、日常点検がなされており、資産の実在性及び状態を把握できている。

千葉市下水道事業会計規則では、第 88 条に固定資産を適正に管理しなければならない旨が、第 96 条に固定資産台帳により、固定資産の状況を明らかにしておかなければならない旨が規定されている。

これらの点から、備品や車両運搬具等の日常点検が実施されていない固定資産を中心に、実在性及び管理状況を確かめるため、少なくとも年 1 回の実査を検討されたい。

ただし、対象資産の実査を 1 年で完結させることが実務的に困難な場合は、資産のボリュームと所管部署の負担とを勘案し、複数年で対象資産の実査を一巡するローテーションによる実施も考えられる。

以上

²⁸ **みなし償却制度**

固定資産の取得又は改良に伴い交付された補助金等をもって取得した固定資産については、取得に要した価額からその取得のために充当した補助金等を控除した金額を帳簿原価とみなして、各事業年度の減価償却費を算出することができるという制度。平成 26 年度に廃止された。